

意見募集期間

2026年2月4日～2026年2月18日

容量市場  
業務マニュアル  
長期脱炭素電源オークション  
電源等差替・市場退出・  
契約の変更・  
登録情報の変更業務 編  
(案)

2026年 月 日 発行

電力広域的運営推進機関

## (変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2024年11月13日
第2版	第2, 3, 4, 5章	<ul style="list-style-type: none"><li>制度変更（契約単価の補正方法の追加）及び約款の改訂に伴う更新</li><li>制度変更に伴い、『4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）』及び『4.5 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）』業務を新規追加</li></ul>	2026年 月 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は隨時修正します。

## 目次

第1章 はじめに .....	4
1.1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース .....	6
1.2 本業務マニュアルの構成 .....	9
第2章 電源等差替 .....	10
2.1 差替掲示板情報の登録 .....	13
2.2 差替掲示板情報の変更・取消 .....	27
2.3 電源等差替情報の登録 .....	33
2.4 電源等差替情報の変更・取消 .....	48
第3章 市場退出 .....	51
3.1 事業者の退出表明に基づく市場退出 .....	52
第4章 登録情報の変更 .....	57
4.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き ..	58
4.2 電源等情報の追加登録 .....	64
4.3 事業者・電源等情報・期待容量の変更 .....	67
4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加） .....	70
4.5 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加） .....	90
第5章 容量確保契約（変更・解約・解除） .....	102
5.1 容量確保契約の変更 .....	103
5.2 容量確保契約の解約 .....	139
5.3 容量確保契約の解除 .....	148
Appendix. 1 図表一覧 .....	152
Appendix. 2 業務手順全体図 .....	156

## 第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編（以下「本業務マニュアル」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」という。）の容量提供事業者に係る契約締結以降の業務は、電源によって制度適用期間前から一部業務を実施いただきます。

当該業務の手続き等については、本業務マニュアルのほか、『実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編』、『ペナルティ・容量確保契約金額対応編』に記載されています（図 1-1 参照）。

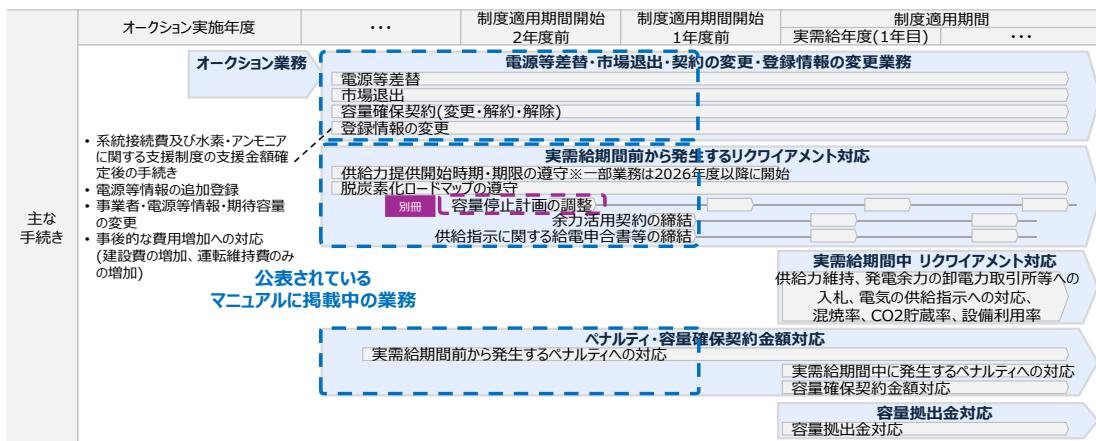


図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルに掲載中の業務

各マニュアルに記載されている業務は関連していますので、必要に応じて本業務マニュアル以外もご参照ください。

本業務マニュアルには本オークションに参加する容量提供事業者が実施する手続きのうち、電源等差替、市場退出、登録情報の変更及び容量確保契約（変更・解約・解除）に係る業務について、必要な手続きや容量市場システム<sup>1</sup>の操作方法<sup>2</sup>が記載されています（図 1-2 参照）。

<sup>1</sup> 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

<sup>2</sup> 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

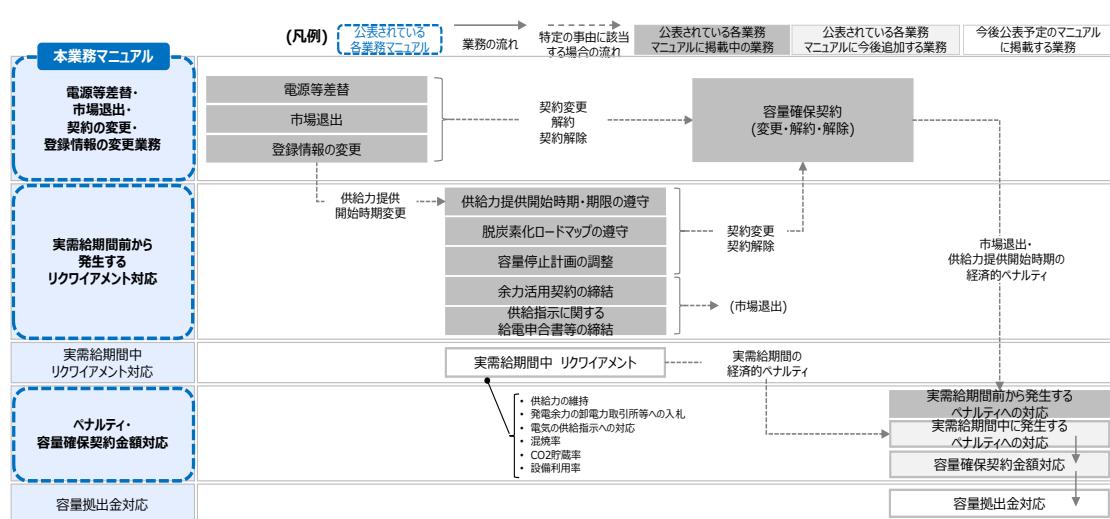


図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務

## 1. 1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース

## 1. 2 本業務マニュアルの構成

### 1.1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース

本業務マニュアルの対象事業者は、本オークションの容量提供事業者です。

以下ケースが発生した際に、該当の章を参照の上、対応を行ってください（表 1-1 参照）

表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース

対応する章・節	業務名	対象事業者	参照の対象ケース
2章 (1, 2節)	差替掲示板情報の登録・変更・取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差替掲示板に差替先電源としての掲載を希望する容量提供事業者</li> <li>・ 差替掲示板に掲載した差替掲示板情報を変更・取消を希望する容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差替掲示板に差替先電源としての掲載を希望する場合</li> <li>・ 差替掲示板に掲載した差替掲示板情報を変更・取消を希望する場合</li> </ul>
2章 (3, 4節)	電源等差替情報の登録・変更・取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源等差替を希望する容量提供事業者</li> <li>・ 電源等差替を行った電源等差替情報の変更・取消を希望する容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源等差替を希望する場合</li> <li>・ 電源等差替を行った電源等差替情報の変更・取消を希望する場合</li> </ul> <p>注：電源等差替に伴い容量確保契約の変更となるため5章も参照</p>
3章 (1節)	事業者の退出表明に基づく市場退出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場からの退出を希望する容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場からの退出を希望する場合</li> </ul> <p>注：市場退出に伴い容量確保契約の変更もしくは解約となるため5章も参照</p>
4章 (1節)	系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録時に見積り額としていた、「系統接続費」及び「水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の支援金額」が確定した容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録時に見積り額としていた、「系統接続費」及び「水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の支援金額」が確定し、確定した書類の提出を行う場合</li> </ul> <p>注：確定情報の提出に伴い、契約単価が変更となる場合には、5章も参照</p>

対応する 章・節	業務名	対象事業者	参照の対象ケース
4章 (2節)	電源等情報の追加登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加登録時の電源等情報登録において未提出の情報・書類があり、条件付き合格とされた電源について、当該情報・書類の提出行う容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加登録時に未提出の電源等情報に係る情報・書類があり、確定した情報・書類を提出する場合 (例)            -受電地点特定番号            -環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類など         </li> </ul>
4章 (3節)	事業者・電源等情報・期待容量の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者情報・電源等情報・期待容量の変更を希望する容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録済みの情報・書類を変更するにあたり、変更情報・書類を提出する場合 (例)            -権利義務及び契約上の地位の譲渡に伴う事業者情報の変更            -供給力提供開始時期の変更            -電源等の名称変更など         </li> </ul> <p>注：変更内容によって市場退出もしくは、容量確保契約の変更が必要な場合は3章、5章も参照</p>
4章 (4節)	事後的な費用増加への対応 (建設費の増加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用（建設費の増加額及び制度適用期間に発生する運転維持費の増加額の合計額）が契約期間中に応札価格に算入できる予備費を超えて増加し、契約単価の変更を希望する容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用（建設費の増加額及び制度適用期間に発生する運転維持費の増加額の合計額）が契約期間中に応札価格に算入できる予備費を超えて増加し、契約単価の変更を希望する場合         </li> </ul> <p>注：費用増加が認められることにより、市場退出もしくは、容量確保契約の変更が必要な場合は3章、5章も参照</p>

対応する 章・節	業務名	対象事業者	参照の対象ケース
4章 (5節)	事後的な費用増加への対応 (運転維持費のみの增加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用（制度適用期間に発生する運転維持費の増加額）が契約期間中に応札価格に算入できる予備費を超えて増加し、契約単価の変更を希望する容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用（制度適用期間に発生する運転維持費の増加額）が契約期間中に応札価格に算入できる予備費を超えて増加し、契約単価の変更を希望する場合</li> </ul> <p>注：費用増加が認められることにより、市場退出もしくは、容量確保契約の変更が必要な場合は3章、5章も参照</p>
5章 (1節)	容量確保契約の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>本機関より容量確保契約の変更に係る事実確認の連絡を受領した容量提供事業者</li> <li>本機関より変更契約書の通知を受領した容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本機関より容量確保契約の変更に係る事実確認の連絡を受領した場合</li> <li>本機関より変更契約書の内容確認に係る通知を受領した場合</li> </ul>
5章 (2節)	容量確保契約の解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>本機関より解約合意書の通知を受領した容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本機関より解約合意書の内容確認に係る通知を受領した場合</li> </ul>
5章 (3節)	容量確保契約の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>本機関より容量確保契約の解除に係る事実確認の連絡を受領した容量提供事業者</li> <li>本機関より解除通知書の通知を受領した容量提供事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本機関より容量確保契約の解除に係る事実確認の連絡を受領した場合</li> <li>本機関より解除通知書の内容確認に係る通知を受領した場合</li> </ul>

## 1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下のとおりです（図 1-3 参照）。

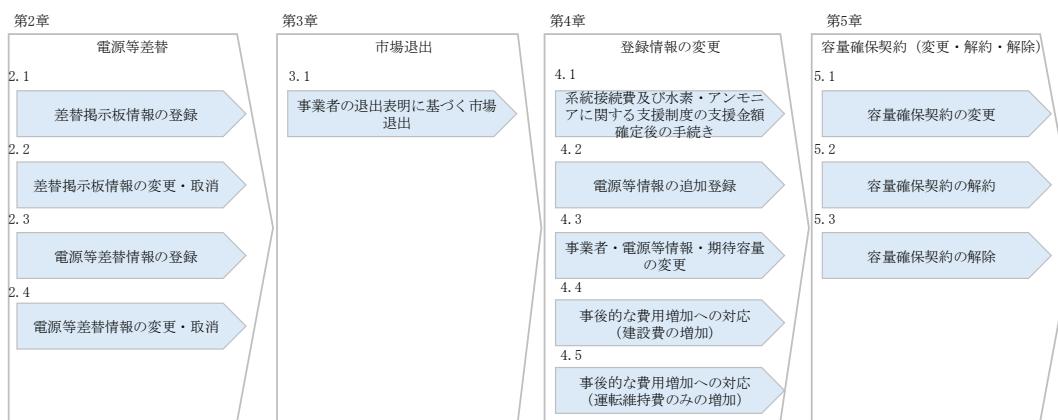


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

## 第2章 電源等差替

本章では、電源等差替に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 差替掲示板情報の登録
- 2.2 差替掲示板情報の変更・取消
- 2.3 電源等差替情報の登録
- 2.4 電源等差替情報の変更・取消

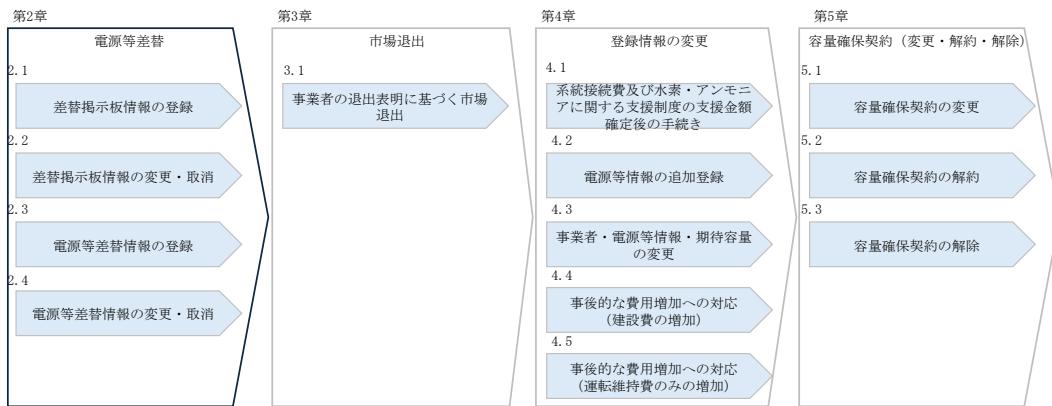


図 2-1 第2章の構成

注：差替掲示板情報の登録・取消・変更、電源等差替情報の登録・取消・変更の審査頻度について  
差替掲示板情報及び電源等差替情報の審査は、事業者から登録申込、取消申込を受領する度、隨時実施します。

電源等差替が可能な電源等に係る要件は以下となります。

＜差替先電源等の要件＞

- ・対象実需給年度の容量オークションにおいて応札したものの、非落札となった電源等
- ・対象実需給年度の容量オークションにおいて落札し、本機関と容量確保契約を締結しており、かつ既に他の電源等差替の契約（以下「差替契約」という。）を差替元電源等として締結している電源等（以下「元差替元電源」という。）

- ・対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源や、余剰となった容量<sup>3</sup>など容量オークションに応札していないことにやむを得ない事情のある電源等
- ・実効性テストを完了し期待容量が確定している電源（発動指令電源のみ）

（留意事項1）：差替先電源等が電源等差替を実施できる差替元電源等は10件までとなります。差替先電源等（元差替元電源等）に容量確保契約容量があり、且つ差替元差替可能容量を有する場合、登録できる差替元電源等は9件までとなります。

（留意事項2）：差替元差替可能容量が1kW以上である必要があります。

（留意事項3）：電源等情報登録時に、一部、書類の未提出や項目の未入力のある電源は、各書類や項目の提出期限までに登録完了されている必要があります。

（留意事項4）：元差替元電源の差替は、差替元電源等と差替先電源等の合計が10件までとなります。

#### ＜差替元電源等の要件＞

- ・本オークションで落札し、容量確保契約を締結している電源等
- ・本オークションの容量確保契約約款（以下「約款」という。）第10条に示す以下のいずれかの場合となる電源等

①供給力提供開始時期が遅れ、第15条第1項第1号のペナルティが科される場合

②本オークションで落札した既設火力のアンモニア・水素混焼にするための改修が、水素又はアンモニアの専焼化のための建て替えの追加投資を行う場合で、当該追加投資が本オークション落札後4年後<sup>4</sup>の年度末までの間ににおいて、供給力の提供ができない場合

（留意事項1）：差替元電源等が登録できる差替先電源等の最大件数は10件までとなります。差替元電源等が部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）をしている場合、登録できる差替先電源等数は9件までとなります。

（留意事項2）：差替元差替可能容量が1kW以上である必要があります。

（留意事項3）：電源等情報登録時に、一部、書類の未提出や項目の未入力のある電源は、各書類や項目の提出期限までに登録完了されている必要があります。

<sup>3</sup> 容量オークションの契約締結後に自家消費・自己託送等の廃止等により、参加登録時に設備容量（発電端）から控除していた容量が使用可能となった容量。もしくは、長期脱炭素電源オークションに落札した既設火力の改修において、改修後電源の供給力提供開始が遅れたことに起因して、遅延前には見込まれなかつた改修前電源から供出できる容量オークション契約外の容量。

<sup>4</sup> 本オークション落札から4年後の年度末までの間に、建て替え前の電源に係る制度適用期間が終了する場合は、その制度適用期間の終了時点まで

注1：電源等差替を行う場合のリクワイアメント・アセスメント

差替先電源として、本オークションの差替元電源と電源等差替を行う場合、差替元電源の電源等区分に応じたメインオークションのリクワイアメント・アセスメントが適用されます。

例) 本オークションの安定電源が差替元電源として電源等差替を行う場合、差替先電源である発動指令電源は差替対象年度において、メインオークションの安定電源に対するリクワイアメント・アセスメントが適用されます。

注2：電源等差替時の供給力の提供について

電源等差替にあたっては、容量確保契約容量の全量を差替える場合は、差替先電源等が差替元電源等の契約容量ならびに月別アセスメント対象容量と同等の供給力を提供することが求められ、部分的に差替える場合は、差替元電源等と差替先電源等とで差替元電源等の月別アセスメント対象容量と同等の供給力を提供することが求められます。

注3：変動電源の差替契約締結における留意点

差替契約の締結にあたり、本オークションに落札した変動電源が差替元電源もしくは差替先電源となる場合、当該電源の月別アセスメント対象容量は調整係数を考慮した上で、差替可否を判断いたします。

注4：電源等差替が解約となる場合

本オークション落札電源の差替契約を締結済みの場合において、差替元電源及び差替先電源等の要件が崩れた場合、差替契約が解約となりますのでご留意ください。

差替元電源の要件が崩れた場合の例：

差替元電源は、既に供給力提供開始時期の変更により約款第15条1項1号のペナルティが科されることが確定している年度において、更なる供給力提供開始時期の変更によってペナルティ対象ではなくなった場合は、約款第10条の電源等差替の要件を満たさないため差替契約は解約となります。

差替先電源の要件が崩れた場合の例：

調整機能「有」で登録されている差替先電源が、差替契約対象年度の前年12月末までに余力活用契約を未締結であり、未締結であることのやむを得ない理由がない場合、差替契約は解約となります。

注5：差替契約の解約時について

差替契約を解約した際又は解約することを事業者間で合意した際は、差替元電源提供者が本機関へ遅滞なく連絡してください。

注6：エリアをまたがる電源等差替について

メインオークションにおける約定プロセスにおいて、需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度（全国の供給信頼度）に対して、他エリアの余力を連系線容量の限界まで考慮しても供給力を満たせないと供給信頼度計算により判断される場合、各エリア（ブロック）の供給信頼度を確保するために、市場が分断されることがあります。

市場分断しているエリア間の差替えはできません。同一ブロックのエリア間の差替えは、連系線制約による供給信頼度低下の有無を確認の上、差替の可否を判断します。なお、実需給期間前業務や追加オークションの開催判断等に伴い、ブロック構成が見直された場合は、最新の市場分断状況により判断します。

## 2.1 差替掲示板情報の登録

本節では、差替掲示板情報の登録について以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

### 2.1.1 差替掲示板への掲載依頼

### 2.1.2 差替掲示板情報の審査結果の受領

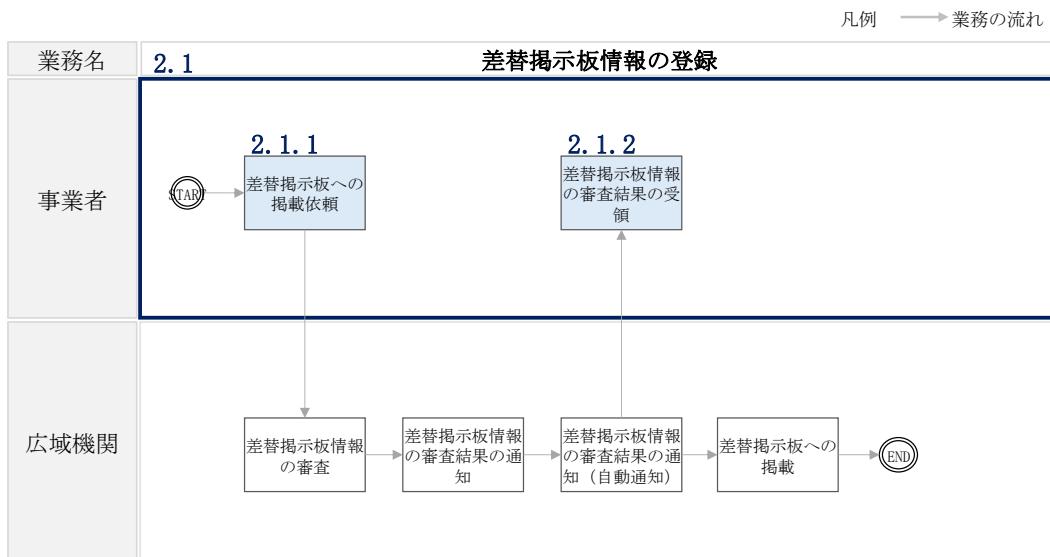


図 2-2 差替掲示板情報の登録業務の詳細構成

#### 注 1：差替掲示板への掲載の登録の前に実施すべき手続きについて

差替掲示板への掲載の登録に先立ち、電源等情報の登録及び期待容量の登録又は変更が完了している必要があります。

電源等情報の登録が完了していない電源等や期待容量の登録又は変更が必要な電源等（安定自家発<sup>5</sup>、設備更新に伴う増出力等のある安定電源及び変動電源）は、差替を希望する対象実需給年度のメインオークションもしくは追加オークションに係る最新の公表済み『容量市場業務マニュアル メインオークション（追加オークション）参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の第3章、第4章及び様式を参照し登録又は変更を完了させてください。

#### 注 2：差替掲示板へ掲載した情報の取り消しについて

掲載中の情報は、差替掲示板に掲載後、1か月以上経過していないと取り消せません。

<sup>5</sup> 自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供可能な安定電源

### 2.1.1 差替掲示板への掲載依頼

#### 【概要】

本項では、差替掲示板への掲載依頼について説明します。

差替掲示板への掲載を希望する容量提供事業者は必要な書類を提出する必要があります。

#### 【詳細手順】

電源等差替情報を登録するために必要な以下の書類を事前に準備してください。必要な書類には、以下に記載のある項目が含まれている必要がありますので、ご留意ください。

#### 差替容量等算定諸元一覧の作成

差替容量等算定諸元一覧は本機関のホームページの容量市場のページ<sup>6</sup>よりダウンロードの上、必要な項目を入力して作成します。

差替先差替可能容量は、差替容量等算定諸元一覧に必要な項目を入力することで、自動算出されます。ここで、差替掲示板への掲載の登録申込時には、差替先差替可能容量が 1kW 以上となっている必要があります。差替容量等算定諸元一覧の作成単位は、電源等情報の登録時の単位と同様です（表 2-1、表 2-2 参照）。

作成した差替容量等算定諸元一覧のファイル名は「差替容量\_事業者名\_対象実需給年度\_電源等識別番号.xlsx」としてください。また、差替容量等算定諸元一覧を更新した場合のファイル名は「差替容量\_事業者名\_対象実需給年度\_電源等識別番号\_更新回数.xlsx」としてください。

例) 対象実需給年度 2027 年度の差替先電源として差替掲示板への掲載申請する場合  
初回作成の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2027\_0123456789.xlsx  
対象実需給年度 電源等識別番号

1 回目の更新の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2027\_0123456789\_R1.xlsx

2 回目の更新の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2027\_0123456789\_R2.xlsx

<sup>6</sup> <https://www.occto.or.jp/variou.../capacity-market/jitsujukyukanren/index.html>  
対象の応札年度のページから、差替容量等算定諸元一覧をダウンロードしてください。

## 第2章 電源等差替

## 2.1 差替掲示板情報の登録

表 2-1 電源等区分ごとの差替容量等算定諸元一覧の作成単位

電源等区分	差替容量等算定諸元一覧の作成単位
安定電源	1 計量器ごと
変動電源（単独）	1 計量器ごと
変動電源（アグリゲート）	小規模変動電源リストごと
発動指令電源	電源等リストごと

表 2-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目

(差替先電源等・差替掲示板への掲載用)

No	項目	留意点
1	提出目的	「差替掲示板への掲載」を選択
2	申請区分	「差替先電源等」を選択
3	申請要件（差替先のみ選択）	「差替掲示板への掲載申請する年度向け容量オークションで応札した結果、非落札」、「差替掲示板への掲載申請する年度向け容量オークション時点で、新設電源等やむを得ない理由により、容量オークションに不参加」又は「差替掲示板への掲載申請する年度向け容量オークションで応札した結果、落札した元差替元電源」から選択
4	差替要件（差替元のみ選択）	選択不要
5	参加登録申請者名	容量市場システムに登録した参加登録申請者名を入力
6	事業者コード	容量市場システムに登録した事業者コードを入力
7	電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した電源等の名称/小規模変動電源リスト名又は電源等リスト名を入力
8	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報一覧画面」の「電源等情報一覧」に表示される電源等識別番号を入力
9	対象実需給年度	差替掲示板に電源等差替を希望する実需給年度を入力
10	容量を提供する電源等の区分	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した容量を提供する電源等の区分を入力
11	発電方式の区分	容量市場システムの電源等情報（詳細情報）に登録した発電方式の区分を入力
12	エリア名	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録したエリア名を入力
13	（今回の差替に係る差替相手の情報）電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）

## 第2章 電源等差替

## 2.1 差替掲示板情報の登録

No	項目	留意点
14	(今回の差替に係る差替相手の情報) 差替相手の電源等識別番号	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）
15	今回の差替に係る差替実施期間	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）
16	今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量[kW]	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）
17	今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量[kW]	入力不要（電源等差替情報の登録時に入力）
18	差替元として差替契約した差替容量[kW]	入力不要
19	差替先として差替契約した差替容量[kW]	過去に差替先電源等として差替契約を締結している場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 ・差替容量（各月の値） ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リスト名又は電源等リスト名
20	登録されている期待容量[kW]	容量市場システムにおいて差替掲示板への掲載申請する年度を対象実需給年度とする期待容量登録時に登録した値を入力
21	期待容量の増加分[kW]	期待容量を増加した場合は、容量市場システムに期待容量を登録した値と増加後に登録した値の差分を入力
22	容量確保契約容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、容量確保契約書に記載されている容量確保契約容量を入力
23	メインオークション	差替掲示板への掲載を依頼する年度を対象実需給年度とするメインオークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
24	メインオークション応札容量[kW]	差替掲示板への掲載を依頼する年度を対象実需給年度とするメインオークションで「落札」又は「非落札」を選択した場合、メインオークションへの応札容量を入力
25	退出容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、当初に締結した際の容量確保契約容量のうち、部分的に市場退出（部分退出）した容量を入力  なお、全量を市場退出している場合は、電源等差替を実施できません
26	調達オークション	差替掲示板への掲載を依頼する年度を対象実需給年度とする調達オークションが開催済の場合、調達オークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択  調達オークションが未開催の場合は選択不要

## 第2章 電源等差替

## 2.1 差替掲示板情報の登録

No	項目	留意点
27	調達オークション応札容量[kW]	差替掲示板への掲載を依頼する年度を対象実需給年度とする調達オークションで「落札」又は「非落札」を選択した場合、調達オークションへの応札容量を入力
28	リリースオークション	差替掲示板への掲載を依頼する年度を対象実需給年度とするリリースオークションが開催済の場合、リリースオークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択  リリースオークションが未開催の場合は選択不要
29	リリースオークション応札容量 [kW]	差替掲示板への掲載を依頼する年度を対象実需給年度とするリリースオークションで「落札」又は「非落札」を選択した場合、リリースオークションへの応札容量を入力
30	提供する各月の供給力[kW]	期待容量等算定諸元一覧の各月の供給力を月別に入力  発動指令電源の場合は、容量市場システムに登録済みの期待容量を入力（各月とも同じ値を入力）  安定電源の蓄電池・水力（純揚水）・長期エネルギー貯蔵システム（以下、「LDES」という。）の場合は入力不要
31	各月の管理容量[kW]	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された各月の管理容量を月別に入力  安定電源の蓄電池・水力（純揚水）・LDES以外の場合は入力不要
32	実務上のアセスメント対象容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
33	差替元差替済容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
34	差替元差替済容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）
35	差替元差替可能容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
36	差替元差替可能容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）
37	差替先差替済容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
38	差替先差替済容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）
39	差替先差替可能容量（月間）[kW]	入力不要（自動計算）
40	差替先差替可能容量（年間）[kW]	入力不要（自動計算）

### 差替容量等算定諸元一覧の提出

作成した差替容量等算定諸元一覧を容量市場システムに提出していただきます。なお、提出にあたっては仮申込後に本申込を行う必要があります。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、差替容量等算定諸元一覧を提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして差替容量等算定諸元一覧をアップロードします。また、「変更理由」欄には「差替容量等算定諸元一覧の提出」と記載した上で提出する差替容量等算定諸元一覧のファイル名を記入してください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします（図2-3、表2-3参照）。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、登録内容変更の申込は完了していないので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、差替容量等算定諸元一覧を提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が電子メールにて送付されます。

## 第2章 電源等差替

## 2.1 差替掲示板情報の登録

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は差替容量等算定諸元一覧の項目が、正しく入力されているかを審査します。審査後には審査合格又は不合格を、別途電子メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた容量提供事業者は速やかに差替容量等算定諸元一覧の記載内容を修正の上、差替容量等算定諸元一覧を再提出してください。

図 2-3 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No	項目	記入内容
1	変更理由	「差替容量等算定諸元一覧の提出」と記入 提出する差替容量等算定諸元一覧のファイル名を記入

容量市場システムに差替掲示板へ掲載する電源等を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックし、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「電源等識別番号」リンクが「電源等情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「電源等情報詳細画面」へ進みます。

「電源等情報詳細画面」で「差替先登録申込」ボタンをクリックすると、「差替掲示板情報登録申込画面」へ進みます。

次に、「差替掲示板情報登録申込画面」で差替掲示板への掲載に係る情報を入力・選択します（図2-4、表2-4参照）。

差替掲示板に差替先差替可能容量（掲載は任意）を掲載することも可能です。掲載を希望する場合は、差替容量等算定諸元一覧で算出した差替先差替可能容量を記載したExcelファイルを作成します。「差替掲示板情報登録申込画面」で「ファイル選択」ボタンをクリックし、ファイルをアップロードすることでファイルを掲載できます。なお、差替容量等算定諸元一覧を差替掲示板に公開しても差し支えない容量提供事業者は、差替容量等算定諸元一覧をアップロードすることも可能です。

「差替掲示板情報登録申込画面」で登録項目を入力・選択し、必要に応じてファイルを添付した後、「実行」ボタンをクリックします。

## 第2章 電源等差替

## 2.1 差替掲示板情報の登録

**容量市場システム**

> メニュー > 差替掲示板情報登録申込画面  
[TOP](#) > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 差替掲示板情報登録申込画面

1 事業者コード	7Y01
2 参加登録申請者名	事業者A
3 容量を提供する電源等の区分	安定電源
4 実需給年度	2034
5 電源等識別番号	0000001631
6 電源等の名称	事業者A000_安定2
7 エリア名の掲載可否 *	エリア名の掲載可否を指定してください。 <input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
8 エリア名	東京
9 電源種別の区分の掲載可否 *	電源種別の区分の掲載可否を指定してください。 <input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
10 電源種別の区分	電源種別の区分を指定してください。 02:火力 ▾
11 発電方式の区分の掲載可否 *	発電方式の区分の掲載可否を指定してください。 <input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
12 発電方式の区分	発電方式の区分を指定してください。 024:石油 ▾
13 掲示期限 *	yyyy/mm/dd形式で入力してください。 <input type="text"/>

**担当者の連絡先**

14 担当者名 *	全角または半角文字で入力してください。 トヨウ タロ
15 電話番号 *	半角数字で入力してください。 03 - 1234 - 1234
16 メールアドレス *	正しいメールアドレスを入力してください。 
17 住所 *	全角または半角文字で入力してください。
18 所属部署 *	全角または半角文字で入力してください。
19 補足事項	全角または半角文字で入力してください。

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編  
第2章 電源等差替  
2.1 差替掲示板情報の登録

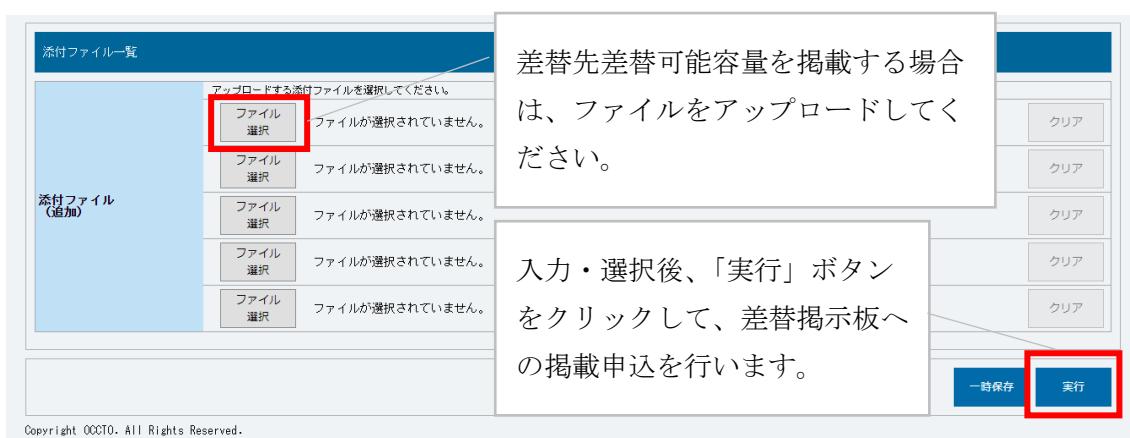


図 2-4 「差替掲示板情報登録申込画面」の画面イメージ

## 第2章 電源等差替

## 2.1 差替掲示板情報の登録

表 2-4 「差替掲示板情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧

No	項目	留意点
1	事業者コード	入力不要（ログインユーザの情報が自動設定されます） 注：本項目は、他事業者へは表示されません。
2	参加登録申請者名	入力不要（ログインユーザの情報が自動設定されます）
3	容量を提供する電源等の区分	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
4	実需給年度	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
5	電源等識別番号	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます） 注：本項目は、他事業者へは表示されません。
6	電源等の名称	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます） 注：本項目は、他事業者へは表示されません。
7	エリア名の掲載可否	差替掲示板にエリア名の掲載を希望する場合は「可」を選択し、掲載を希望しない場合は「否」を選択
8	エリア名	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
9	電源種別の区分の掲載可否	差替掲示板に電源種別の区分の掲載を希望する場合は「可」を選択、掲載を希望しない場合は「否」を選択
10	電源種別の区分	以下の中から電源種別の区分を指定  水力、火力、原子力、再生可能エネルギー、その他
11	発電方式の区分の掲載可否	差替掲示板に発電方式の区分の掲載を希望する場合は「可」を選択、掲載を希望しない場合は「否」を選択  以下の中から発電方式の区分を指定  ・電源種別の区分で「水力」を指定した場合 一般（貯水式）、一般（自流式）、揚水（混合揚水）、揚水（純揚水）  ・電源種別の区分で「火力」を指定した場合 石炭、LNG（GTCC）、LNG（その他）、石油、LPG、その他ガス、瀝青混合物、その他  ・電源種別の区分で「原子力」を指定した場合 定格電気出力、定格熱出力  ・電源種別の区分で「再生可能エネルギー」を指定した場合 風力、太陽光（全量）、太陽光（余剰）、地熱、バイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）、廃棄物  ・電源種別の区分で「その他」を指定した場合、以下から指定 蓄電池、その他
12	発電方式の区分	

No	項目	留意点
13	掲示期限	<p>掲示期限を入力。なお、掲載の登録申込を行う月の翌月末以降を指定する必要があります。</p> <p>例) 2027年4月に掲載の登録申込を行い、2027年6月30日まで掲載を希望する場合 →2027/06/30をカレンダーから指定</p> <p>注：差替掲示板には1か月以上掲載を継続する必要があるため、2027年4月の日付などは指定できません。</p>
14	担当者名	ご担当者又は係（差替係など）の情報を入力
15	電話番号	
16	メールアドレス	
17	住所	
18	所属部署	
19	補足事項	<p>差替容量等算定諸元一覧のファイル名を入力</p> <p>注：本項目は、他事業者へは表示されません。</p>

差替先電源等提供者が差替掲示板情報の登録の申込を完了すると、差替先電源等提供者に登録申込完了の通知が電子メールにて送付されます。同時に、本機関にも容量市場システムに登録されたメールアドレスに、差替掲示板情報の登録申込が行われた旨が電子メールにて送付されます。

## 2.1.2 差替掲示板情報の審査結果の受領

### 【概要】

本項では、差替掲示板情報の審査結果の受領について説明します。

本機関が差替掲示板への掲載を希望する容量提供事業者が提出した書類の審査結果を通知しますので審査結果を確認してください。

### 【詳細手順】

差替掲示板への掲載申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替掲示板へ情報が掲載されます。掲載が認められる容量提供事業者へは、合格通知が電子メールで送付されます。

なお、本機関が審査を合格とした後、直ちに掲載が開始されます。また、掲載期限で指定した期日を迎えると、自動的に掲載が削除されます。

差替掲示板への掲載申込後、本機関による審査が行われ、不備があった容量提供事業者へは、不合格通知が電子メールで送付されます。

なお、不合格理由は「差替掲示板情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「差替掲示板情報審査管理」リンクをクリックして、「差替掲示板情報審査画面」へ進みます。

「差替掲示板情報審査画面」で実需給年度及び掲載が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「差替掲示板審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください（図 2-5 参照）。

差替掲示板への掲載を希望する場合、『2.1.1 差替掲示板への掲載依頼』を参照し、再度申込を行ってください。

## 第2章 電源等差替

## 2.1 差替掲示板情報の登録

容量市場システム

差替掲示板情報審査画面

TOP > 審査 > 差替掲示板情報審査管理 > 差替掲示板情報審査画面

容量を提供する電源等の区分	容量を提供する電源等の区分を指定してください。
実施年度 *	半角数字で入力してください。 2024
事業者コード	半角英数字で入力してください。 7Y01
参加登録申請者名	全角または半角文字で入力してください。 事業者A
電源等登録番号	半角英数字で入力してください。
電源等の名称	全角または半角文字で入力してください。
エリア名	エリア名を指定してください。
申込日	yyyy/mm/dd形式で入力してください。 2024/11/16
掲示期間	yyyy/mm/dd形式で入力してください。 2024/11/16 ~ 2024/11/16
審査状況	
審査結果	審査結果を振り込みたい場合は、チェックしてください。(複数チェック可) <input type="checkbox"/> 一時保存 <input type="checkbox"/> 申込済 <input checked="" type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 <input type="checkbox"/> 取下げ

不合格となった場合、「審査コメント」に記載されている不合格理由をこちらから確認できます。

**差替掲示板審査状況一覧**

1 - 10件 (全 10件) | 戻る | 次へ | リセット | 表示

選択	申込ID	事業者コード	参加登録申請者名	容量を提供する電源等の区分	実施年	電源等登録番号	電源等の名称	エリア名	掲示期間	審査結果	審査コメント	審査状況	審査担当者
<input type="checkbox"/>	00003920	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001629	事業者A000_安定1	東京	2020/11/16	<span style="color: green;">○: 合格</span>			
<input type="checkbox"/>	00003921	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001631	事業者A000_安定2	東京	2020/11/16	<span style="color: red;">△: 不合格</span>	審査結果等算定期元一覧に不備があります		
<input type="checkbox"/>	00003922	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001633	事業者A000_安定3	東京	2020/11/16	<span style="color: green;">○: 合格</span>			
<input type="checkbox"/>	00003923	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001646	事業者A000_安定4	東京	2020/11/16	<span style="color: green;">○: 合格</span>			
<input type="checkbox"/>	00003920	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001651	事業者A000_安定2	東京	2020/11/16	<span style="color: green;">○: 合格</span>			
<input type="checkbox"/>	00003925	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001650	事業者A000_安定3	東京	2020/11/16	<span style="color: green;">○: 合格</span>			
<input type="checkbox"/>	00003926	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001651	事業者A000_安定4	東京	2020/11/16	<span style="color: red;">△: 不合格</span>	～～という理由により不合格となりました		
<input type="checkbox"/>	00003927	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001651	事業者A000_安定4	東京	2020/11/16	<span style="color: green;">○: 合格</span>			
<input type="checkbox"/>	00003928	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001653	事業者A000_安定5	東京	2020/11/16	<span style="color: green;">○: 合格</span>			
<input type="checkbox"/>	00003929	7Y01	事業者A	安定電源	2024	0000001648	事業者A000_安定6	東京	2020/11/16	<span style="color: green;">○: 合格</span>			

1 - 10件 (全 10件) | 戻る | 次へ | リセット | 表示

図 2-5 「差替掲示板情報審査画面」の画面イメージ

## 2.2 差替掲示板情報の変更・取消

本節では、差替掲示板情報の変更・取消について以下の流れで説明します（図 2-6 参照）。

### 2.2.1 差替掲示板情報の取消申込

### 2.2.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認

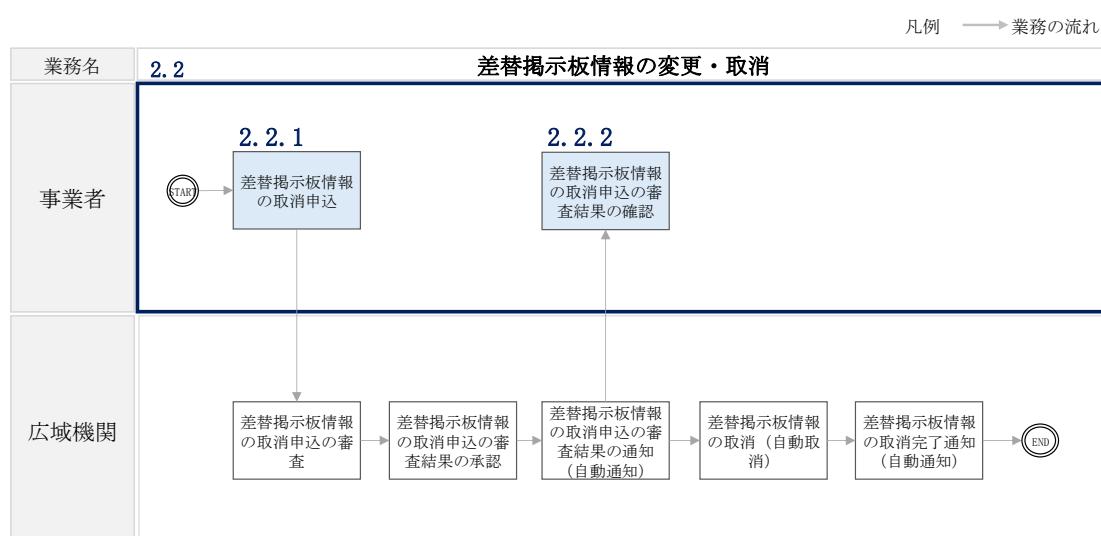


図 2-6 差替掲示板情報の変更・取消業務の詳細構成

差替掲示板の掲載内容を変更したい場合は、一旦、差替掲示板への掲載を取り消した上で、再度、登録手続きを行う必要があります。

#### 注：差替掲示板情報を変更する場合の運用について

差替掲示板に掲載されている差替先差替可能容量などの情報は、既に他の差替元電源等提供者との差替契約が成立しているなどの場合、閲覧する差替元電源等提供者に最新の情報を提供する観点から、掲載開始から 1か月以上経過していれば、一旦取消してから、再度掲載の申込を行い、できる限り掲載中の情報が最新の情報になるようにしてください。

### 2.2.1 差替掲示板情報の取消申込

#### 【概要】

本項では、差替掲示板の取消申込について説明します。

差替掲示板情報の取消もしくは変更を希望する場合、一度掲示板情報の取消申込が必要となります。容量市場システムから取消申込を実施してください。

#### 【詳細手順】

容量提供事業者は、差替掲示板情報の取消申込を行う場合、容量市場システム上に取消理由を記入します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「差替掲示板」リンクをクリックし、「差替掲示板画面」へ進みます。次に「差替掲示板画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「差替掲示板番号」リンクが「差替掲示板情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます（図 2-7 参照）。

「差替掲示板情報詳細画面」で「取消」ボタンをクリックすると、「差替掲示板情報取消申込画面」へ進みます（図 2-8 参照）。

次に、「差替掲示板情報取消申込画面」で、「取消理由欄」に取消理由を記入し「実行」ボタンをクリックします（図 2-8、表 2-5 参照）。

注：差替掲示板の掲載期間について

掲載中の情報は、差替掲示板に掲載後、1か月以上経過していないと取り消せません。

第2章 電源等差替

2.2 差替掲示板情報の変更・取消

容量市場システム

差替掲示板情報詳細画面

TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替掲示板画面 > 差替掲示板情報詳細画面

差替掲示板番号	0000000003
事業者コード	7Y01
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需給年度	2034
電源等識別番号	0000001648
電源等の名称	事業者A000_安定6
エリア名	東京
電源種別の区分	火力
発電方式の区分	石油
掲示期限	2020/11/16

担当者の連絡先	
担当者名	トヨウ カロ
電話番号	03-1234-1234
メールアドレス	
住所	
所属部署	総務部
補足事項	XXXX

添付ファイル一覧

No.	添付ファイル名
1	<a href="#">差替容量_事業者A_2034_000000xxxx.xlsx</a>

「取消」をクリックし、「差替掲示板情報取消申込画面」へ進みます。

取消 電源等差替申込

Copyright OCTO. All Rights Reserved.

図 2-7 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ

第2章 電源等差替

2.2 差替掲示板情報の変更・取消

容量市場システム

ログアウト

ログイン日時: 2020/11/12 13:40  
ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2)

> 差替掲示板情報取消申込画面

TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替掲示板画面 > 差替掲示板情報取消申込画面

差替掲示板番号	0000000003
事業者コード	7Y01
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需給年度	2034
電源等識別番号	0000001646
電源等の名称	事業者A000_安定
エリア名の掲載可否	可
エリア名	東京
電源種別の区分の掲載可否	可
電源種別の区分	火力
発電方式の区分の掲載可否	可
発電方式の区分	石油
掲示期限	2020/11/16

担当者の連絡先

担当者名	トヨモウ ケイ
電話番号	03-1234-1234
メールアドレス	
住所	
所属部署	総務部
補足事項	XXXX

1 取消理由 \*

全角または半角文字で入力してください。  
取消理由XXXXXX

添付ファイル一覧

添付ファイル (追加)

アップロードする添付ファイルを選択してください。

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

登録済添付ファイル一覧

No. 添付ファイル名  
1 差替容量\_事業者A\_2034\_000000xxx.xlsx

実行

Copyright ©CCTO. All Rights Reserved.

図 2-8 「差替掲示板情報取消申込画面」の画面イメージ

表 2-5 「差替掲示板情報取消申込画面」の入力項目一覧

No	項目	記入例
1	取消理由欄	<p>具体的な取消内容を記入</p> <p>記入例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 差替先差替可能容量が変更されたため、掲載情報の取消を申請します。</li><li>・ 差替元電源等が見つかったため、掲載情報の取消を申請します。</li><li>・ 掲載から1か月以上経過したものの、差替相手が見つからなかったため、掲載情報の取消を申請します。</li></ul>

## 2.2.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認

### 【概要】

本項では、差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認について説明します。

差替掲示板の取消申込が行われた場合、本機関で審査を実施し、審査結果を通知します。審査結果を容量市場システムから確認してください。

### 【詳細手順】

差替掲示板から掲載中の情報を取消申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替掲示板から情報が取り消されます。情報の取消が認められる容量提供事業者へは、合格通知が電子メールで送付されます。

なお、本機関が審査を合格とした後、直ちに掲載が削除されます。

差替掲示板から掲載中の情報を取消申込後、本機関による審査が行われ、不備があつた容量提供事業者へは、不合格通知が電子メールで送付されます。

なお、不合格理由は「差替掲示板情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「差替掲示板情報審査管理」リンクをクリックして、「差替掲示板情報審査画面」へ進みます。

「差替掲示板情報審査画面」で掲載が不合格となつた電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「差替掲示板審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください（図 2-5 参照）。

差替掲示板から掲載中の情報を取り消す場合、『2.2.1 差替掲示板情報の取消申込』を参照し、再度申込を行ってください。

## 第2章 電源等差替

## 2.3 電源等差替情報の登録

## 2.3.3 電源等差替情報の登録

本節では、電源等差替情報の登録の審査について以下の流れで説明します（図 2-9 参照）。

## 2.3.1 電源等差替交渉

## 2.3.2 電源等差替の情報・証憑の提出

## 2.3.3 電源等差替の妥当性審査結果の確認

## 2.3.4 電源等差替の再検討

## 2.3.5 電源等差替契約の締結

## 2.3.6 振印済み差替契約書の提出

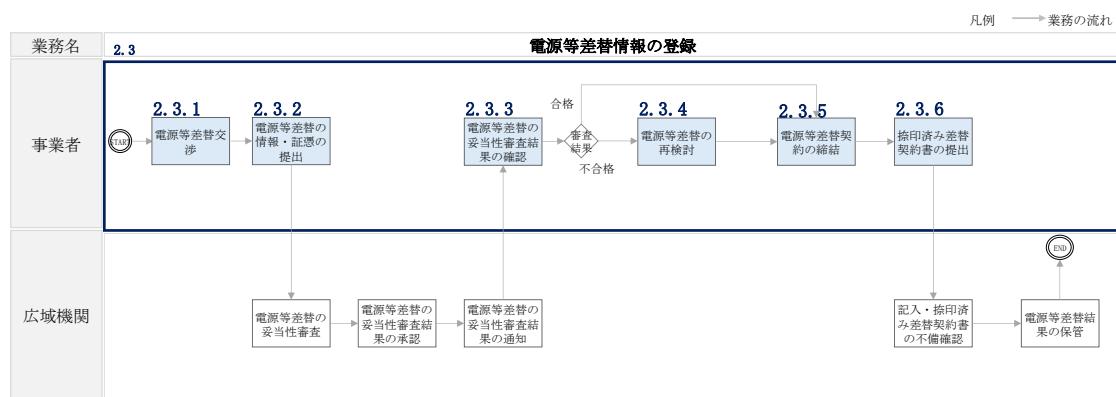


図 2-9 電源等差替情報の登録業務の詳細構成

注：電源等差替情報の登録申請期限について

本オークションにおいて、電源等差替情報の登録申請は、電源等差替を実施する前年度の1月最終営業日を期限とします。

### 2.3.1 電源等差替交渉

#### 【概要】

本項では、電源等差替交渉について説明します。

電源等差替を希望する容量提供事業者は差替先電源を容量市場システムから検索してください。

#### 【詳細手順】

電源等差替を希望する容量提供事業者は、容量市場システムの差替掲示板を用いて差替する容量に該当する差替先電源提供者を検索し、電源等差替交渉を行ってください。

### 2.3.2 電源等差替の情報・証憑の提出

#### 【概要】

本項では、電源等差替の情報・証憑の提出について説明します。

電源等差替を希望する容量提供事業者は、差替先電源提供者と電源等差替交渉後に必要となる書類を提出していただきます。

#### 【詳細手順】

電源等差替情報を登録するために必要な以下の書類（写しで可）を事前に準備してください。必要となる書類には、以下に記載のある項目が含まれている必要がありますので、ご留意ください。

##### 電源等差替に係る契約の内容が分かる書類

本機関において、電源等差替の契約内容を確認します。

##### 必要となる提出書類

差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類（署名・捺印していない差替契約書）

書類には以下の項目について必ず記載してください。

- ・差替元及び差替先電源等提供者の事業者名
- ・差替元電源等提供者の電源名の名称及び差替先電源等提供者の電源等名の名称、小規模変動電源リスト名もしくは電源等リスト名
- ・差替元電源等及び差替先電源等の電源等識別番号
- ・差替実施期間
- ・今回の差替契約に係る差替容量

### 電源等差替を実施した電源等におけるペナルティ配分方法が分かる書類

本機関において、差替先電源等 1つに対して、差替元電源等が複数存在する場合、リクワイアメント種別ごとのペナルティ配分方法が定められていることを確認します。

#### 必要となる提出書類

差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が、電源等差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを見せる書類

書類には以下の項目について必ず記載してください。

- ・以下のリクワイアメント種別のペナルティ配分方法（電源等区分により対象となるリクワイアメント種別が異なります）

##### <安定電源>

- ①容量停止計画（日数カウント）
- ②市場応札
- ③一般送配電事業者からの供給指示への対応

##### <変動電源（単独）>

- ①容量停止計画（日数カウント）

##### <変動電源（アグリゲート）>

- ①容量停止計画（日数カウント）

##### <発動指令電源>

- ④一般送配電事業者からの発動指令への対応

- ・関係する全ての差替元電源等提供者及び差替先電源等提供者の事業者名
- ・関係するすべての差替元電源等提供者の電源名の名称及び差替先電源等の電源の名称、小規模変動電源リスト名もしくは電源等リスト名

### 差替容量等算定諸元一覧

差替容量等算定諸元一覧は差替元電源等については差替元電源等提供者が、差替先電源等については差替先電源等提供者がそれぞれ作成した上で、差替元電源等提供者が取りまとめます。

差替先電源等となる場合、『2.1.1 差替掲示板への掲載依頼』で提出した差替容量等算定諸元一覧の必要な項目を追記・更新してください（表 2-7 参照）。

差替元電源等となる場合、差替容量等算定諸元一覧を作成、又は既に作成済の場合は更新してください（表 2-6 参照）。

差替元電源提供者の作成した差替容量等算定諸元一覧のファイル名は「差替容量\_事業者名\_差替対象年度\_応札年度\_電源等識別番号.xlsx」としてください。また、差替容量等算定諸元一覧を更新した場合のファイル名は「差替容量\_事業者名\_差替対象年度\_応札年度\_電源等識別番号\_更新回数.xlsx」としてください。

例) 2023 年度に本オークションにて応札した事業者が、2027 年度に電源等差替を希望する場合

初回作成の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2027\_3023\_0123456789.xlsx  
 差替対象年度 応札年度 電源等識別番号

1 回目の更新の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2027\_3023\_0123456789\_R1.xlsx

2 回目の更新の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2027\_3023\_0123456789\_R2.xlsx

#### 注 1：差替先電源等提供者の追記・更新する差替容量等算定諸元一覧について

差替先電源等提供者の追記した差替容量等算定諸元一覧は、差替元電源等提供者が提出することとなるため、差替先電源等提供者が差替容量等算定諸元一覧にパスワードをかけることもできます。

パスワードをかけた場合は、本機関の下記メールアドレス宛にパスワードをお知らせください。電子メールには、事業者名、電源名（又は小規模変動電源リスト名又は電源等リスト名）、電源等識別番号、差替相手（差替元電源等提供者）の名称、差替相手の電源名（又は小規模変動電源リスト名又は電源等リスト名）を記載願います。

パスワードの送付先：[youryou\\_sys\\_training1@occto.or.jp](mailto:youryou_sys_training1@occto.or.jp)

#### 注 2：差替元電源等提供者の提出する差替容量等算定諸元一覧ファイル名について

差替元電源等提供者の提出する差替容量等算定諸元一覧のファイル名には、応札年度を記載します。応札年度について、参加登録時に容量市場システムに登録した応札年度を入力してください。

例) 2023 年度応札電源の場合、容量市場システムに登録した応札年度は「3023」年度となります。

表 2-6 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目  
(差替元電源等・電源等差替への申込用)

No	項目	留意点
1	提出目的	「電源等差替への申込」を選択
2	申請区分	「差替元電源等」を選択
3	申請要件（差替先のみ選択）	入力不要
4	差替要件（差替元のみ選択）	「供給力提供開始時期の遅れによるペナルティが科された」又は「既設火力改修に向けた追加投資により供給力提供不可」を選択
5	参加登録申請者名	容量市場システムに登録した参加登録申請者名を入力
6	事業者コード	容量市場システムに登録した事業者コードを入力
7	電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した電源等の名称を入力
8	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報一覧画面」の「電源等情報一覧」に表示される電源等識別番号を入力
9	対象実需給年度	入力不要
10	容量を提供する電源等の区分	電源等情報に登録した容量を提供する電源等の区分を入力
11	発電方式の区分	電源等情報に登録した発電方式の区分を入力
12	エリア名	電源等情報に登録した容量を提供するエリア名を入力
13	（今回の差替に係る差替相手の情報）電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	今回の差替に係る差替先電源等の電源等名称、小規模変動電源リスト名又は電源等リスト名を入力
14	（今回の差替に係る差替相手の情報）差替相手の電源等識別番号	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類をもとに差替先電源等の電源等識別番号を入力
15	今回の差替に係る差替実施期間	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類をもとに差替実施期間を入力
16	今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量 [kW]	今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量を月別に入力
17	今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量 [kW]	入力不要
18	差替元として差替契約した差替容量 [kW]	過去に差替元電源等として差替契約を締結している場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 ・差替容量（各月の値） ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リスト名又は電源等リスト名

## 第2章 電源等差替

## 2.3 電源等差替情報の登録

No	項目	留意点
19	差替先として差替契約した差替容量 [kW]	入力不要
20	登録されている期待容量 [kW]	容量市場システムにおいて期待容量登録時に登録した値を入力
21	期待容量の増加分 [kW]	期待容量を増加した場合は、容量市場システムに登録した期待容量の値と現状の期待容量の差分を入力
22	容量確保契約容量 [kW]	容量確保契約書(別紙)に記載されている差替元電源の契約容量を入力
23	メインオークション	入力不要
24	メインオークション応札容量 [kW]	入力不要
25	退出容量 [kW]	当初に締結した際の容量確保契約容量のうち、部分的に市場退出（部分退出）した容量を入力  なお、全量を市場退出している場合は、電源等差替は実施不可とする
26	調達オークション	入力不要
27	調達オークション応札容量 [kW]	入力不要
28	リリースオークション	入力不要
29	リリースオークション応札容量 [kW]	入力不要
30	提供する各月の供給力 [kW]	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された提供する各月の供給力を月別に入力  安定電源の蓄電池・水力（純揚水）・LDES の場合は入力不要
31	各月の管理容量	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された各月の管理容量を月別に入力  安定電源の蓄電池・水力（純揚水）・LDES 以外の場合は入力不要
32	実務上のアセスメント対象容量（月間） [kW]	入力不要(自動計算)
33	差替元差替済容量（月間） [kW]	入力不要(自動計算)
34	差替元差替済容量（年間） [kW]	入力不要(自動計算)
35	差替元差替可能容量（月間） [kW]	入力不要(自動計算)
36	差替元差替可能容量（年間） [kW]	入力不要(自動計算)
37	差替先差替済容量（月間） [kW]	入力不要(自動計算)
38	差替先差替済容量（年間） [kW]	入力不要(自動計算)
39	差替先差替可能容量（月間） [kW]	入力不要(自動計算)
40	差替先差替可能容量（年間） [kW]	入力不要(自動計算)

表 2-7 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目

(差替先電源等・電源等差替への申込用)

No	項目	留意点
1	提出目的	「電源等差替への申込」を選択
2	申請区分	「差替先電源等」を選択
3	申請要件（差替先のみ選択）	差替掲示板への掲載時に選択済のため、選択不要
4	差替要件（差替元のみ選択）	選択不要
5	参加登録申請者名	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
6	事業者コード	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
7	電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
8	電源等識別番号	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
9	対象実需給年度	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
10	容量を提供する電源等の区分	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
11	発電方式の区分	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
12	エリア名	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
13	（今回の差替に係る差替相手の情報）電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名	今回の差替に係る差替元電源等の電源等名称、小規模変動電源リスト名又は電源等リスト名を入力
14	（今回の差替に係る差替相手の情報）差替相手の電源等識別番号	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で同意したことを示す書類をもとに差替元電源等の電源等識別番号を入力
15	今回の差替に係る差替実施期間	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で同意したことを示す書類をもとに差替実施期間を入力
16	今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量[kW]	入力不要
17	今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量[kW]	今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量を月別に入力
18	差替元として差替契約した差替容量[kW]	入力不要
19	差替先として差替契約した差替容量[kW]	過去に差替先電源等として差替契約を締結している場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 ・差替容量（各月の値） ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リスト名又は電源等リスト名

## 第2章 電源等差替

## 2.3 電源等差替情報の登録

No	項目	留意点
20	登録されている期待容量[kW]	容量市場システムにおいて電源等差替を希望する年度を対象実需給年度とする期待容量登録時に登録した値を入力
21	期待容量の増加分[kW]	期待容量を増加した場合は、容量市場システムに期待容量を登録した値と増加後に登録した値の差分を入力
22	容量確保契約容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、容量確保契約書に記載されている容量確保契約容量を入力
23	メインオークション	電源等差替を希望する年度を対象実需給年度とするメインオークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
24	メインオークション応札容量[kW]	電源等差替を希望する年度を対象実需給年度とするメインオークションで「落札」又は「非落札」を選択した場合、メインオークションへの応札容量を入力
25	退出容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、当初に締結した際の容量確保契約容量のうち、部分的に市場退出（部分退出）した容量を入力  なお、全量を市場退出している場合は、電源等差替は実施不可とする
26	調達オークション	電源等差替を希望する年度を対象実需給年度とする調達オークションが開催済の場合、調達オークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択  調達オークションが未開催の場合は選択不要
27	調達オークション応札容量[kW]	電源等差替を希望する年度を対象実需給年度とする調達オークションで「落札」又は「非落札」を選択した場合、調達オークションへの応札容量を入力
28	リリースオークション	電源等差替を希望する年度を対象実需給年度とするリリースオークションが開催済の場合、リリースオークションでのステータスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択  リリースオークションが未開催の場合は選択不要
29	リリースオークション応札容量[kW]	電源等差替を希望する年度を対象実需給年度とするリリースオークションで「落札」又は「非落札」を選択した場合、リリースオークションへの応札容量を入力

No	項目	留意点
30	提供する各月の供給力 [kW]	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された提供する各月の供給力を月別に入力  発動指令電源の場合は、容量市場システムに登録済みの期待容量を入力（各月とも同じ値を入力）。  安定電源の蓄電池・水力（純揚水）・LDES の場合は不要
31	各月の管理容量 [kW]	期待容量等算定諸元一覧で自動算出された各月の管理容量を月別に入力  安定電源の蓄電池・水力（純揚水）・LDES 以外の場合は入力不要
32	実務上のアセスメント対象容量（月間） [kW]	入力不要（自動計算）
33	差替元差替済容量（月間） [kW]	入力不要（自動計算）
34	差替元差替済容量（年間） [kW]	入力不要（自動計算）
35	差替元差替可能容量（月間） [kW]	入力不要（自動計算）
36	差替元差替可能容量（年間） [kW]	入力不要（自動計算）
37	差替先差替済容量（月間） [kW]	入力不要（自動計算）
38	差替先差替済容量（年間） [kW]	入力不要（自動計算）
39	差替先差替可能容量（月間） [kW]	入力不要（自動計算）
40	差替先差替可能容量（年間） [kW]	入力不要（自動計算）

電源等差替情報を登録するために必要な書類の準備完了後、提出書類の過不足がないこと、不備がないことを確認し、提出書類を容量市場システムに登録してください（図 2-10 参照）。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で検索したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、電源等差替に係る提出書類を登録したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「ファイル選択」をクリックして、電源等差替に係る提出書類をアップロードします。

## 第2章 電源等差替

## 2.3 電源等差替情報の登録

注：ファイルアップロード時の注意点

容量市場システムへのアップロード時に提出済みのファイルを削除しないでください。

「変更理由」欄に「電源等差替に係る書類の提出」を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします（図 2-10、表 2-8 参照）。

詳細情報一覧								
新規追加								
削除	株番	号機単位の名稱	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運間年月	変更
<input type="checkbox"/>	I	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	<a href="#">変更</a>

提出書類 (追加)								
アップロードする提出ファイルを選択してください。 <input type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。 <input type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。 <input type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。 <input type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。 <input type="button" value="ファイル選択"/> ファイルが選択されていません。								

登録済提出書類一覧								
削除	No.	提出書類名						
<input type="checkbox"/>	I	<a href="#">使用許諾書合規証1.pdf</a>						

1 変更理由 *								
全角または半角文字で入力してください。 電源等の名称の変更								

確認								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

図 2-10 電源等差替における証憑提出に係る「電源等情報変更申込画面」確定情報の提出画面イメージ

表 2-8 電源等差替における証憑提出に係る「電源等情報変更申込画面」入力項目一覧

No	項目	記入内容
1	変更理由欄	電源等差替に係る書類の提出

## 第2章 電源等差替

### 2.3 電源等差替情報の登録

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

提出書類が6ファイル以上ある場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください（図2-11参照）。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、電源等差替に係る書類の提出は完了していませんので注意してください。

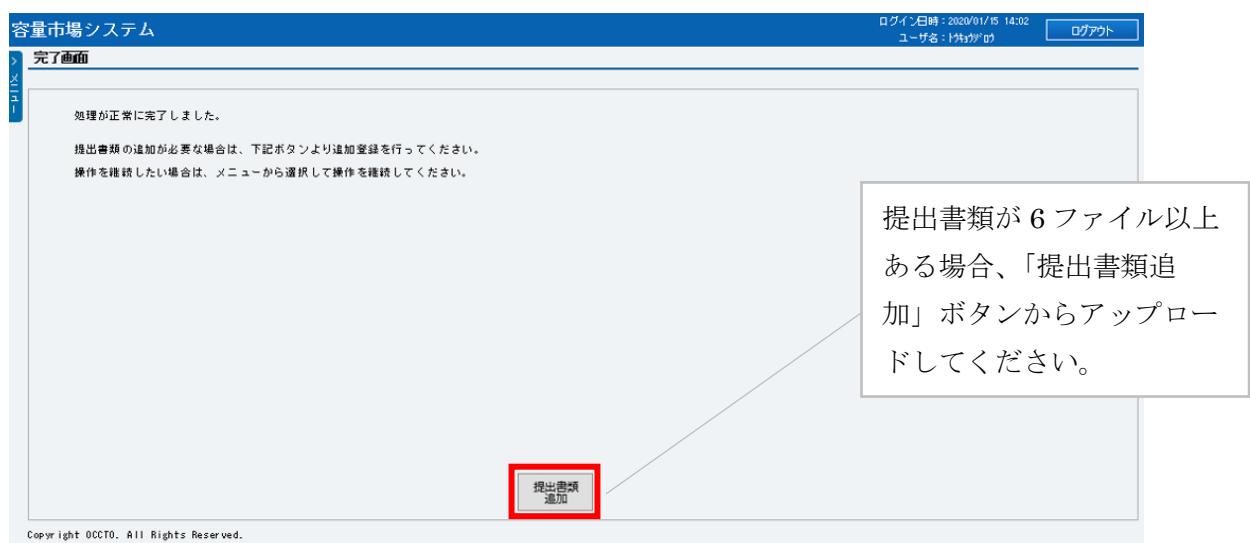


図2-11 電源等差替における証憑提出に係る「完了画面」における提出書類追加方法

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブから「電源等情報審査管理」をクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で登録したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックし、「OK」ボタンをクリックします。登録が完了すると、登録完了の旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールで送付されます。

### 2.3.3 電源等差替の妥当性審査結果の確認

#### 【概要】

本項では、電源等差替の妥当性審査結果の確認について説明します。

電源等差替情報、証憑の提出後、本機関が電源等差替の妥当性を審査し、審査結果を通知しますので、内容を確認してください。

#### 【詳細手順】

電源等差替の登録申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替元電源等事業者に対して合格通知が電子メールで送付されます。

合格通知を受領した差替元電源提供者は、『2.3.5 電源等差替契約の締結』に進んでください。

電源等差替の登録申込後、本機関による審査が行われ、不備があった場合は差替元電源等差等事業者に対して不合格通知が電子メールで送付されます。なお、不合格理由は電子メール内に記載しています。

再度電源等差替を希望する場合、『2.3.4 電源等差替の再検討』に進んでください。

#### 注：審査結果の通知先について

電子メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。

差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

### 2.3.4 電源等差替の再検討

#### 【概要】

本項では、電源等差替の再検討について説明します。

電源等差替の妥当性審査結果が不合格の場合で、再度電源等差替を希望する場合は、再申込を行ってください。

#### 【詳細手順】

不合格通知を受領後、再度電源等差替を希望する場合、『2.3.2 電源等差替の情報・証憑の提出』を参照し、再度申込を行ってください。

### 2.3.5 電源等差替契約の締結

#### 【概要】

本項では、電源等差替契約の締結について説明します。

電源等差替の妥当性審査結果が合格の場合、電源等差替契約を締結していただきます。

#### 【詳細手順】

合格通知を受領後、登録申込時に申請した差替実施期間で差替契約を締結するためには、差替元電源等事業者は差替先電源等提供者との契約締結に向けた手続きを開始してください。

### 2.3.6 捺印済み差替契約書の提出

#### 【概要】

本項では、捺印済み差替契約書の提出について説明します。

差替契約書を締結後、差替元電源事業者、差替先電源事業者が捺印した差替契約書の写しの提出が必要です。

#### 【詳細手順】

差替契約締結後、署名・捺印済の差替契約書の写しを PDF ファイルにして、容量市場システム上に登録してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で検索したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、電源等差替に係る提出書類を登録したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「ファイル選択」をクリックして、電源等差替に係る提出書類をアップロードします。

注：ファイルアップロード時の注意点

容量市場システムへのアップロード時に提出済みのファイルを削除しないでください。

## 第2章 電源等差替

## 2.3 電源等差替情報の登録

「変更理由」欄に「電源等差替に係る書類の提出」を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします(図 2-12、表 2-9 参照)。

The screenshot shows three stacked application forms. The top form is titled '詳細情報一覧' (Detailed Information List). It contains a table with columns: 刪除 (Delete), 技番 (Technician Number), 号機単位の名称 (Name of Unit), 系統コード (System Code), 電源種別の区分 (Power Source Type Category), 発電方式の区分 (Generation Method Category), 設備容量 [kW] (Equipment Capacity [kW]), 運転年月 (Operation Year Month), and 変更 (Change). A row for '1号機' (Unit 1) is shown with values: 11121, 再生可能エネルギー (Renewable Energy), 風力 (Wind), 10,000, 2008/01, and '経過措置対象' (Subject to Transition Measures) with a blue '変更' (Change) button. The middle form is titled '提出書類 (追加)' (Submitted Documents (Add)) and lists five empty file selection boxes, each with a 'ファイル選択' (File Selection) button and a 'クリア' (Clear) button. The bottom form is titled '登録済提出書類一覧' (List of Registered Submitted Documents) and shows a table with one row for '使用説明書合併注1.pdf'. The final form at the bottom is titled '変更理由' (Change Reason) and has a text input field containing '電源等の名称の変更' (Change in power source name). A red '1' is placed next to the first '変更理由' section. A blue '確認' (Confirm) button is located at the bottom right of this section.

図 2-12 捺印済み差替契約書の提出に係る「電源等情報変更申込画面」確定情報の提出画面イメージ

表 2-9 捺印済み差替契約書の提出に係る「電源等情報変更申込画面」入力項目一覧

No	項目	記入内容
1	変更理由欄	電源等差替に係る書類の提出

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、電源等差替に係る書類の提出は完了していませんので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブから「電源等情報審査管理」をクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で登録したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックし、「OK」ボタンをクリックします。登録が完了すると、登録完了の旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールで送付されます。

差替契約書の提出完了後、本機関より変更契約書の確認依頼が送付されますので、『5.1.4 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認』に進み、容量確保契約書の変更に係る手続きを実施してください。

## 2.4 電源等差替情報の変更・取消

本節では、差替掲示板情報の変更・取消について以下の流れで説明します（図 2-13 参照）。

### 2.4.1 電源等差替情報の取消申込

### 2.4.2 電源等差替情報の取消申込の審査結果の確認

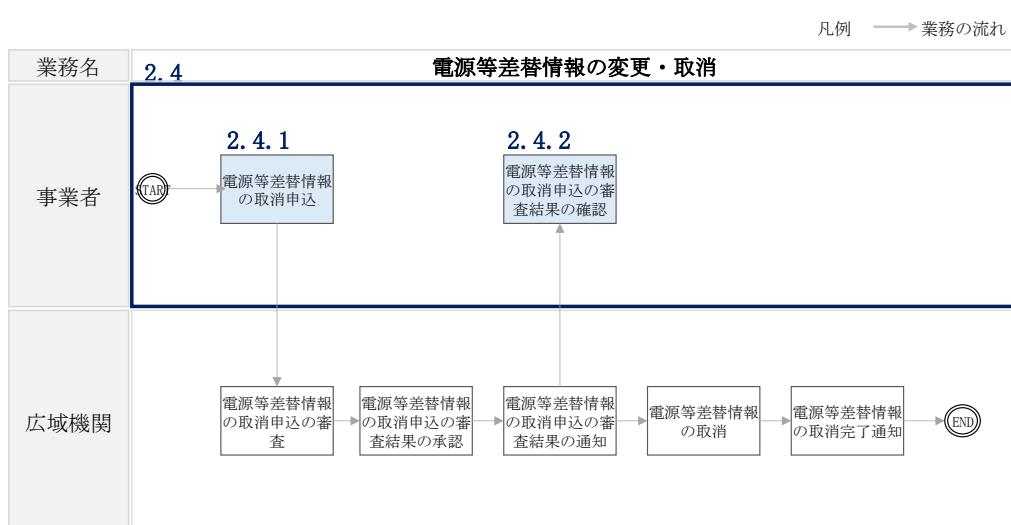


図 2-13 電源等差替情報の変更・取消業務の詳細構成

電源等差替情報を変更したい場合は、一旦、登録した電源等差替情報を取り消した上で、再度、登録手続きを行う必要があります。

#### 注：電源等差替情報の変更について

本機関に登録した電源等差替情報の変更を希望する容量提供事業者は、『2.4 電源等差替情報の変更・取消』にて登録した電源等差替情報を取り消した後に、『2.3 電源等差替情報の登録』を参照して、新規に電源等差替情報の登録を行ってください。

## 2.4.1 電源等差替情報の取消申込

### 【概要】

本項では、電源等差替情報の取消申込について説明します。

電源等差替情報の取消、変更を希望する場合は、一度取消申込が必要となります。電子メールにて取消申込を行ってください。

### 【詳細手順】

差替元電源提供者は、以下の情報をメール文面に記載し、本機関に電子メールを送付してください（表 2-10 参照）。

表 2-10 電源等差替情報の取消申込メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】電源等差替情報の取消申込
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様      以下の電源等差替情報の取消を申し込みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 電源等差替情報の取消を申請する旨の記述</li> <li>• 事業者コード（差替元電源）</li> <li>• 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名（差替元電源）</li> <li>• 電源等識別番号（差替元電源）</li> <li>• 電源種別（差替元電源）</li> <li>• 事業者コード（差替先電源）</li> <li>• 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名（差替先電源）</li> <li>• 電源等識別番号（差替先電源）</li> <li>• 電源種別（差替先電源）</li> <li>• 取消理由</li> </ul>
添付資料	-

## 2.4.2 電源等差替情報の取消申込の審査結果の確認

### 【概要】

本項では、電源等差替情報の取消申込の審査結果の確認について説明します。本機関が電源等差替情報の取消申込の審査結果を通知しますので、内容を確認してください。

### 【詳細手順】

電源等差替の取消申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替元電源等事業者に対して合格通知が電子メールで送付されます。合格通知送付後、登録した電源等差替情報の取消が行われます。

電源等差替の取消申込後、本機関による審査が行われ、不備があった場合は差替元電源等事業者に対して不合格通知が電子メールで送付されます。

なお、不合格理由は電子メール内に記載しています。

不合格通知を受領後、再度電源等差替情報の取消申込を希望する場合、『2.4.1 電源等差替情報の取消申込』を参照し、再度申込を行ってください。

電源等差替情報の取消完了後、本機関より変更契約書の確認依頼が送付されますので、『5.1.4 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認』に進み、容量確保契約書の変更に係る手続きを実施してください。

## 第3章 市場退出

本章では、市場退出に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

### 3.1 事業者の退出表明に基づく市場退出

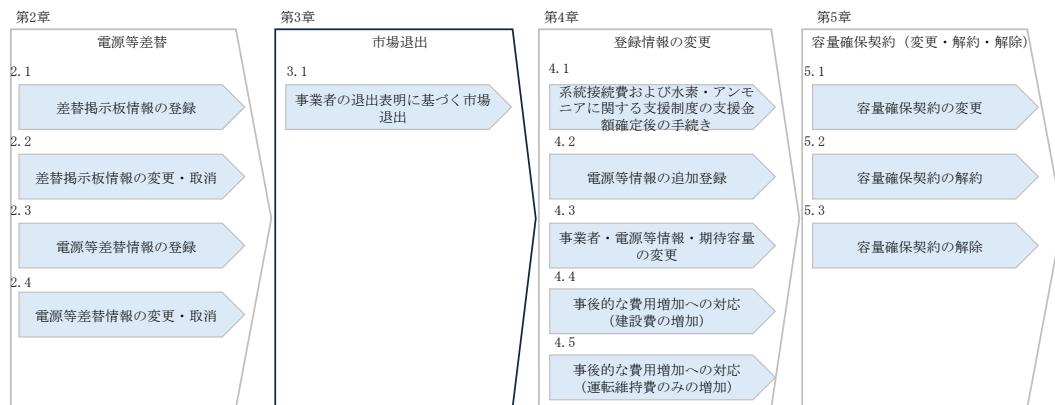


図 3-1 第3章の構成

### 3.1 事業者の退出表明に基づく市場退出

本節では、事業者の退出表明に基づく市場退出について以下の流れで説明します（図3-2 参照）。

#### 3.1.1 市場からの退出表明

#### 3.1.2 市場退出内容のヒアリング及びヒアリング回答

#### 3.1.3 市場退出表明書の提出

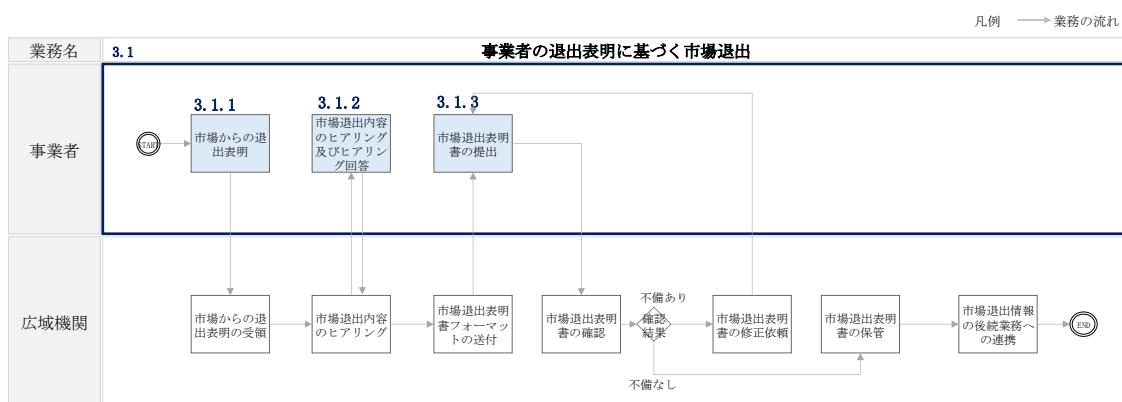


図 3-2 事業者の退出表明に基づく市場退出業務の詳細構成

### 3.1.1 市場からの退出表明

#### 【概要】

本項では、容量提供事業者の都合による市場退出の表明について説明します。

市場退出を希望する旨を本機関に表明してください。

#### 【詳細手順】

市場からの退出表明を希望する容量提供事業者は、以下の市場退出事由に該当するかを確認してください（表 3-1 参照）。

表 3-1 市場退出に該当する事由一覧

No	市場退出事由
1	本機関が合理的と認める理由により、契約電源による供給力の提供が不可能となり市場退出を希望する場合
2	容量提供事業者が左右することができない事由により、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積り額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなることで経済性が悪化し、供給力提供開始前に辞退する場合
3	本契約の締結後、容量提供事業者、燃料又はCCS サプライチェーン上で協業する本オークションに参加していないパートナー事業者又は更なる脱炭素化のための改修を行う前の電源で本契約を締結している容量提供事業者が 3 年以内に前提とした水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度又はCCS 事業への投資を促すための支援制度の全部又は一部の適用を受けることが決まらない又は前提とした支援制度の支援金額が支援予想金額よりも低くなつたことで経済性が悪化し、供給力提供開始前に市場退出を希望する場合
4	本契約の契約期間内に、更なる脱炭素化のための改修を行うことで、契約容量の一部の供給力が提供できなくなったことについて合理的な説明がある場合
5	法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、監視を経て認められた費用が契約期間中に増加したことにより市場退出を希望する場合

注：同時落札条件を付けて落札した電源の一部が市場退出する場合について

同時落札条件を付けて落札した電源の一部が市場退出する際に、残りの電源の契約容量が各電源の本オークションに参加可能な設備容量の基準値を下回る場合、

残りの電源は約款第 11 条 1 項⑨に該当し、市場退出（強制退出）となります

市場退出事由の確認後に市場からの退出を希望する容量提供事業者は、市場からの退出を表明する旨をメール本文に記載の上、本機関に電子メールを送付してください（表 3-2 参照）。

表 3-2 市場退出表明のメール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】市場退出表明のご連絡
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様 長期脱炭素電源オークションの市場からの退出を表明いたします。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 事業者コード</li><li>• 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名</li><li>• 容量を提供する電源等の区分</li><li>• 電源等識別番号</li><li>• 電源等の名称</li><li>• 応札年度</li><li>• 退出理由</li></ul>
添付資料	-

### 3.1.2 市場退出内容のヒアリング及びヒアリング回答

#### 【概要】

本項では、市場退出内容のヒアリング及びヒアリングへの回答について説明します。市場退出を表明した場合、本機関からヒアリングを実施しますので、対応を行ってください。

#### 【詳細手順】

市場からの退出表明後、本機関から市場退出内容に対するヒアリングを実施します。ヒアリング依頼を受領した容量提供事業者は、ヒアリングにおいて本機関に対して市場退出事由に該当する旨を説明してください。

市場退出内容のヒアリング完了後、本機関より速やかに市場退出表明書フォーマットを送付します。

### 3.1.3 市場退出表明書の提出

#### 【概要】

本項では、市場退出表明書の提出について説明します。

市場退出に係る本機関からのヒアリング後、市場退出表明書を提出してください。

#### 【詳細手順】

容量提供事業者は、『3.1.2 市場退出内容のヒアリング及びヒアリング回答』にて受領した市場退出表明書に市場退出に至った経緯や理由を記載してください。

市場退出表明書への記載が完了後、押印の上、不備がないことを確認してください。

その後、市場退出表明書を提出する旨をメール本文に記載の上、押印済み市場退出表明書を PDF ファイルにして電子メールに添付し、本機関に送付してください(表 3-3 参照)。

なお、押印済み市場退出表明書の原本については、本機関に郵送してください。

表 3-3 市場退出表明書の提出のメール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】市場退出表明書提出のご連絡
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様 市場退出表明書の写しを提出いたします。 また、市場退出表明書の原本の郵送が完了した旨をご連絡します。  市場退出表明書の提出日：YYYY 年 MM 月 DD 日 同一電源対象の申請提出回数：1 回目／2 回目
添付資料	市場退出表明書

市場退出表明書の提出後、本機関より市場退出表明の受付完了の旨の通知が電子メールにて送付されます。その後、市場退出容量に応じて本機関より変更契約書の確認依頼もしくは解約合意書の確認依頼が送付されますので、『5.1.4 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認』もしくは『5.2.1 解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認』に進み、容量確保契約書の変更、解約に係る手続きを実施してください。

注1：市場退出表明書の原本の郵送先について

市場退出表明書の原本を郵送する際は、以下の宛先に郵送してください。

〒100-6607

東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキョウサウスタワー7 階

電力広域的運営推進機関 長期脱炭素電源オークション契約管理窓口 宛

注2：市場退出表明書の再提出について

本機関にて市場退出表明書の内容を確認した結果、不備があった場合は再提出を求める場合があります。

注3：市場退出表明書と併せて提出が必要な書類について

約款第11条1項⑥に基づいて退出する場合は、制度支援金額の申請を実施したことの確認可能な証憑についても市場退出表明書と併せて提出してください。

注4：制度支援金額の申請実施期日について

「価格差に着目した支援制度」は2025年3月31日まで、「拠点整備支援制度」は2025年6月30日までに申請を実施しているか確認し、期限までの申請を実施していない場合は約款第12条のペナルティ特例を適用しません（経済的ペナルティの対象となります）。

## 第4章 登録情報の変更

本章では、登録情報の変更に関する以下の内容について説明します（図 4-1 参照）。

- 4.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 4.2 電源等情報の追加登録
- 4.3 事業者・電源等情報・期待容量の変更
- 4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）
- 4.5 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）

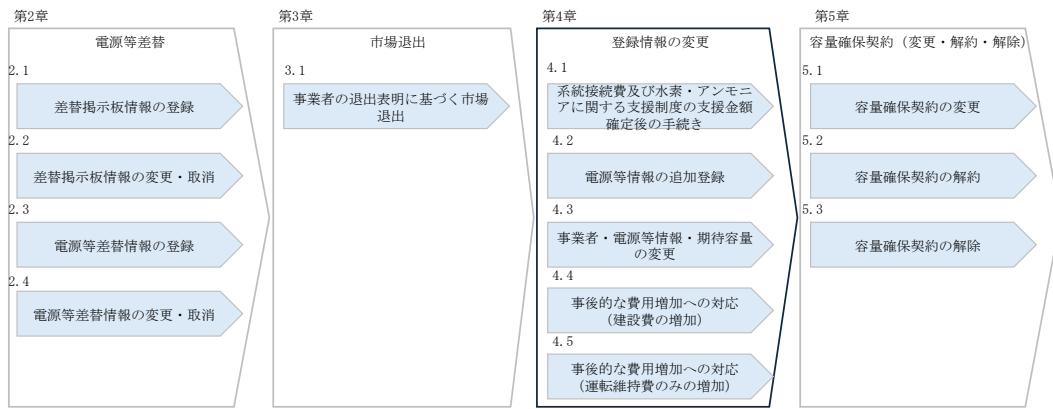


図 4-1 第4章の構成

## 第4章 登録情報の変更

## 4.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き

## 4.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き

本節では、系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続きについて以下の流れで説明します（図 4-2 参照）。

### 4.1.1 確定情報の提出

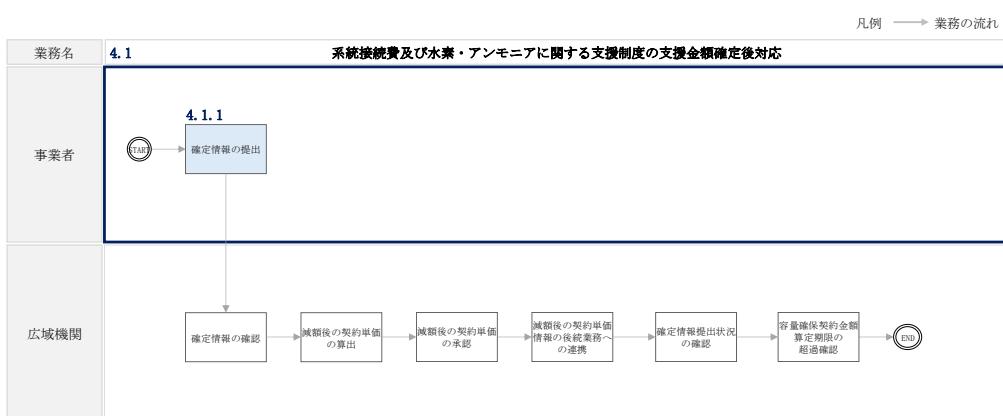


図 4-2 統合支援制度の支援金額確定後対応の詳細構成

#### 4.1.1 確定情報の提出

##### 【概要】

本項では、確定情報の提出について説明します。系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額が確定した場合は、確定情報に係る書類の提出が必要になります。

##### 【詳細手順】

容量提供事業者は、参加登録時に見積り額としていた、「系統接続費」及び「水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の支援金額」が確定した場合、以下の確定情報に応じて必要となる書類を提出期限までに本機関へ提出してください（表 4-1 参照）。

表 4-1 確定情報の提出に必要となる書類一覧と提出期限

No	確定した情報	提出書類	提出期限
1	系統接続費	確定した系統接続費（工事費負担金精算額）が確認できる書類	制度適用期間開始年度前年1月末 (確定次第提出)
2	水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の支援金額	確定した水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の支援金額が確認できる書類	

書類を提出する際、以下の情報を電子メール本文に記載の上、提出書類を添付し、本機関に電子メールを送付してください（表 4-2 参照）。

## 第4章 登録情報の変更

## 4.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き

表 4-2 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定情報の提出メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定情報の提出
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様      系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額に係る金額情報が確定したため、関連する書類を提出いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名</li> <li>・ 容量を提供する電源等の区分</li> <li>・ 電源等識別番号</li> <li>・ 電源等の名称</li> <li>・ 応札年度</li> </ul>
添付資料	系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額に係る書類

## 注：確定情報に係る書類の再提出について

提出した書類に不備があった場合、本機関から書類の再提出の依頼をします。再提出依頼を受けた容量提供事業者は、『4.1.1 確定情報の提出』を参照の上、再度提出してください。

また、本機関への確定情報の提出完了後、確定情報を容量市場システムに登録してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で検索したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、確定情報を登録したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「ファイル選択」をクリックして、確定情報をアップロードします。

#### 第4章 登録情報の変更

##### 4.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き

登録内容の変更にあたっては「変更理由」欄に「追加情報・書類の追加」を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします（図 4-3、表 4-3 参照）。

##### 注：ファイルアップロード時の注意点

容量市場システムへのアップロード時に提出済みのファイルを削除しないでください。

詳細情報一覧							
新規追加							
削除	社番	専機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運営年月
<input type="checkbox"/>	1	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象 <input type="button" value="変更"/>

提出書類(追加)	
<input type="button" value="ファイル選択"/>	ファイルが選択されていません。

登録済提出書類一覧		
削除	No.	提出書類名
<input type="checkbox"/>	1	<a href="#">使用説明書会員登録.pdf</a>

変更理由	
全角または半角文字で入力してください。 電源等の名称の変更	

図 4-3 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定時証憑に係る  
「電源等情報変更申込画面」確定情報の提出画面イメージ

表 4-3 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定時証憑に係る  
「電源等情報変更申込画面」入力項目一覧

No	項目	記入内容
1	変更理由欄	追加情報・書類の提出

#### 第4章 登録情報の変更

##### 4.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

提出書類が6ファイル以上ある場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください（図4-4参照）。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、登録内容変更の申込は完了していませんので注意してください。



図4-4 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定時証憑に係る「完了画面」における提出書類追加方法

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブから「電源等情報審査管理」をクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で登録したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックし、「OK」ボタンをクリックします。申込が完了すると、申込完了の旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールで送付されます。

第4章 登録情報の変更

4.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き

確定情報に係る書類を提出後、本機関により以下の契約単価の変更要否に係る判断基準に則り、確定情報をもとにした契約単価の算定を行います（表 4-4 参照）。

表 4-4 確定情報ごとの契約単価の変更要否に係る判断基準

No	確定情報	見積り額と確定額の比較	契約単価の変更要否
1	系統接続費	実際の系統接続費が、応札価格に織り込んだ系統接続費の見積り額よりも低くなる場合	必要
		その他の場合（確定額が見積り額と同値、もしくは確定額が見積り額を上回っている）	不要
2	水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点備支援制度の支援金額の確定	水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点備支援制度の支援金額が支援予想金額よりも高くなった場合	必要
		その他の場合（確定額が見積り額と同値、もしくは確定額が見積り額を下回っている）	不要

注：補正方法に応じた減額要素の適用対象単価

確定情報をもとに契約単価の変更が必要と判断された場合に、減額要素（応札価格に含めた見積もり額を下回った分の系統接続費及び応札価格に含めた水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援予想金額を超えた分の支援金額を制度適用期間の年数と落札時の契約容量で除したもの。）の適用対象の単価は、契約単価の補正方法によって異なります。

約款別紙 1 に記載の物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法として、応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部の補正を選択している場合は、減額要素は「資本費」に適用し、消費者物価指数（コア CPI、年平均値）による補正を選択している場合は、「約定単価」に適用します。

本機関により確定情報を確認した結果、契約単価の変更が必要と判断した場合、本機関から変更契約書が電子メールにて送付されます。

変更契約書受領後の対応については、『5.1 容量確保契約の変更』を参照してください。

注：契約単価の変更が不要であった場合について

提出した書類を確認した結果、契約単価の変更が不要となった場合、本機関から契約単価の変更不要の旨の通知を電子メールにて送付します。

第4章 登録情報の変更

4.2 電源等情報の追加登録

## 4.2 電源等情報の追加登録

本節では、電源等情報の追加登録について以下の流れで説明します（図 4-5 参照）。

### 4.2.1 追加情報・書類の提出

### 4.2.2 追加情報・書類の審査結果の確認

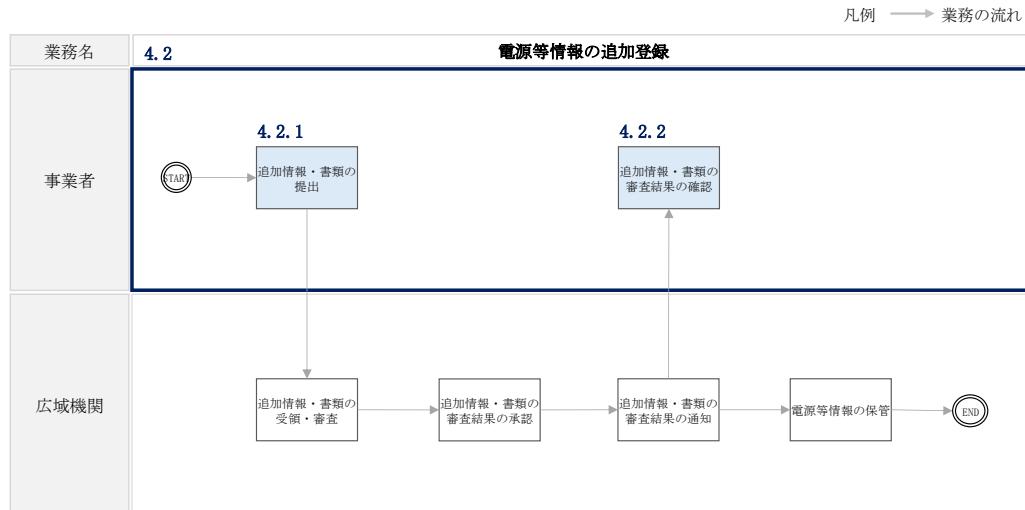


図 4-5 電源等情報の追加登録業務の詳細構成

### 4.2.1 追加情報・書類の提出

#### 【概要】

本項では、追加情報・書類の提出について説明します。参加登録時に未提出の電源等情報に係る追加情報・書類が確定した場合は、確定情報に係る情報・書類の提出が必要になります。

#### 【詳細手順】

参加登録における電源等情報の登録時に一部、未提出の書類や未入力の項目がある容量提供事業者は、電源等情報が確定した場合、以下の提出書類の提出期限に応じて未提出の電源等情報の提出及び追加登録の手続きを行ってください（表 4-5 参照）。

注：電源等情報の書類の提出及び追加登録期限について

電源等情報の書類の提出及び追加登録の期限までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出となる場合がありますのでご留意ください。

## 第4章 登録情報の変更

## 4.2 電源等情報の追加登録

表 4-5 追加書類の提出期限一覧

No	提出資料	提出対象者	提出期限
1	電源等情報登録様式(D1)	全電源	制度適用期間開始年度前年1月末
2	余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）	調整機能「有」の電源	制度適用期間開始年度前年1月末まで
3	調整機能の詳細情報	調整機能「有」の電源	制度適用期間開始年度前年1月末まで (落札後、調整機能の詳細が判明次第速やかに提出すること。)
4	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	全電源	制度適用期間開始年度前年1月末
5	常時系統エリアを確認できる書類	系統接続するエリアが複数存在する電源	
6	自家消費に供出する設備容量の証憑	左記容量に該当がある電源	
7	自己託送に供出する設備容量の証憑		
8	特定供給に供出する設備容量の証憑		
9	特定送配電事業者に供出する設備容量の証憑		
10	発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量の証憑		
11	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類 例 1. 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの 例 2. 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー	環境アセスメントが必要な電源	約定結果公表から5か月
12	補助金の受領及びその額を証する書類	電源等情報の登録の時点で価格差に着目した支援制度及び拠点設備支援制度の制度適用が決まっている電源	制度適用期間開始年度前年1月末

電源等情報に係る追加情報・書類を提出する際、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参考し、未提出の電源等情報の提出及び追加登録の手続きを行ってください。

#### 4.2.2 追加情報・書類の審査結果の確認

##### 【概要】

本項では、追加情報・書類の審査結果の確認について説明します。追加情報・書類の提出後、本機関により審査を実施し、結果を通知します。審査結果を確認してください。

##### 【詳細手順】

対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』における『電源等情報の変更の審査結果の確認(合格)』もしくは『電源等情報の変更の審査結果の確認(不合格)』を参照し、追加情報・書類の審査結果を確認してください。

審査結果が不合格であった場合、容量提供事業者は、対象応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の再申込』を参照し、追加情報・書類を再提出してください。

#### 4.3 事業者・電源等情報・期待容量の変更

本節では、事業者・電源等情報・期待容量の変更について以下の流れで説明します  
(図 4-6 参照)。

##### 4.3.1 変更情報・書類の提出

##### 4.3.2 変更情報・書類の審査結果の確認

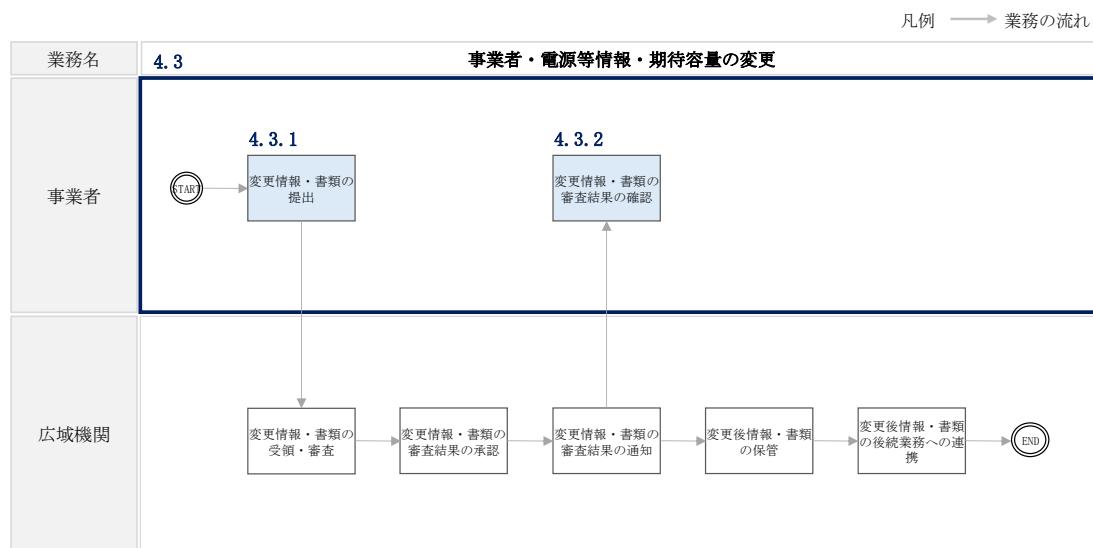


図 4-6 事業者・電源等情報・期待容量の変更業務の詳細構成

#### 4.3.1 変更情報・書類の提出

##### 【概要】

本項では、変更情報・書類の提出について説明します。登録済みの事業者・電源等情報・期待容量に係る情報・書類を変更する場合は、該当する情報（事業者情報、電源等情報、期待容量）に係る変更手続きを実施してください。

##### 【詳細手順】

容量提供事業者は、参加登録時に提出した登録情報の変更箇所に応じて以下のマニュアルを参照し、変更後の情報・書類を提出してください。

##### 事業者情報に係る変更の場合

対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オーケション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『事業者情報の変更手続き』の『事業者情報の登録内容変更の申込』を参照し、変更後の情報・書類を提出してください。

##### 電源等情報に係る変更の場合

対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オーケション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参照し、変更後の情報・書類を提出してください。

##### 期待容量に係る変更の場合

対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オーケション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『期待容量の変更手続き』の『期待容量の登録内容変更の申込』を参照し、変更後の情報・書類を提出してください。

なお、参加登録時に登録した情報のうち、容量確保契約書に記載されている情報に変更がある場合には、必要に応じて本機関にて容量確保契約を変更します。変更契約書（本紙・別紙・補足情報）を本機関で作成後に内容確認依頼が電子メールにて送付されますので『5.1.4 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認』を参照してください。また、期待容量が契約容量を下回る情報項目の変更を行った場合は市場退出の対応が必要になります。『3.1 事業者の退出表明に基づく市場退出』を参照してください。

#### 4.3.2 変更情報・書類の審査結果の確認

##### 【概要】

本項では、変更情報・書類の審査結果の確認手順について説明します。

本機関で提出された情報・書類の審査を実施し、審査結果を通知します。審査結果を確認してください。

##### 【詳細手順】

容量提供事業者は、参加登録時に提出した登録情報の変更箇所に応じて以下のマニュアルを参照し、変更後の情報・書類の審査結果を確認してください。

##### 事業者情報に係る変更の場合

対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オーケション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『事業者情報の変更手続き』の『事業者情報の変更の審査結果の確認（合格）』、『事業者情報の変更の審査結果の確認（不合格）』を参照し、変更後の情報・書類の審査結果を確認してください。

##### 電源等情報に係る変更の場合

対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オーケション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の変更の審査結果の確認（合格）』、『電源等情報の変更の審査結果の確認（不合格）』を参照し、変更後の情報・書類の審査結果を確認してください。

なお、電源等情報の変更に係る審査結果が不合格の場合における電源等情報の登録再申込については、『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オーケション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の再申込』を参照してください。

##### 期待容量に係る変更の場合

対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オーケション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『期待容量の変更手続き』の『期待容量の変更の審査結果の確認（合格）』、『期待容量の変更の審査結果の確認（不合格）』を参照し、変更後の情報・書類の審査結果を確認してください。

なお、期待容量の変更に係る審査結果が不合格の場合における期待容量の登録再申込については、『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オーケション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『期待容量の変更手続き』の『期待容量の変更の再申込』を参照してください。

#### 4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）

本節では、事後的な費用増加への対応（建設費の増加）について以下の流れで説明します（図 4-7 参照）。

##### 4.4.1 費用増加の申請

##### 4.4.2 発動の必要性審査に係る手続き

##### 4.4.3 費用増加の監視（見積り時）に係る手続き

##### 4.4.4 増加金額（工事完了時）・契約単価の提出

##### 4.4.5 費用増加の監視結果（工事完了時）の受領

##### 4.4.6 監視完了後の増加金額・契約単価の提出

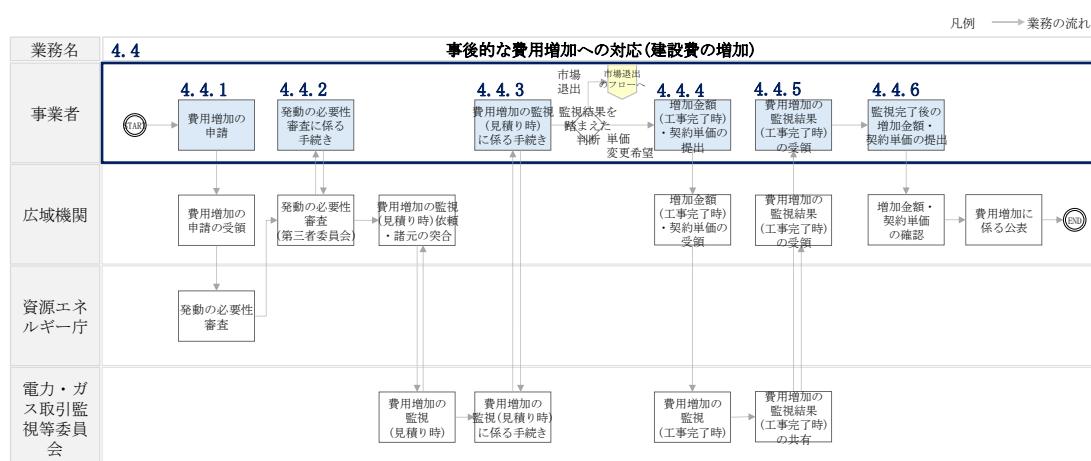


図 4-7 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）業務の詳細構成

## 第4章 登録情報の変更

## 4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）

約款の別紙2記載の条件に該当し、容量提供事業者からの申請が行われた場合、容量提供事業者からの申請が行われた日及び増加した建設費の対象となる工事が完了した日に応じて、監視を経て認められた増加金額をもとに契約単価を変更します（表4-6、式4-1参照）。

表 4-6 事後的な費用増加に伴う契約単価の変更が認められる条件

No	項目	条件
1	電源に係る条件	新設・リプレース等/改修火力の改修の区分
2		本オークションに参加可能な設備容量（送電端） 30万kW以上
3		供給力提供開始期限 10年以上
4	増加費用に係る条件	あらかじめ見積もることが困難であった費用（建設費の増加額及び制度適用期間に発生する運転維持費の増加額の合計額） 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生しているか
5		契約期間中に応札価格に算入できる予備費（申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）による補正後）を超過しているか

$$\text{増加金額} = (\text{①資本費} + \text{②運転維持費} + \text{③資本コスト}) \times 0.9 + \text{④追加の費用}$$

ここで、算定式の各項目は以下のとおりとする。

$$\text{①資本費} = (\text{資本費の増加額}$$

– 応札価格に算入した予備費) × 応札年度前年への補正係数

$$\text{②運転維持費} = \text{運転維持費の増加額} \times \text{応札年度前年への補正係数}$$

式 4-1

$$\text{③資本コスト} = \text{資本コストの増加額} \times \text{応札年度前年への補正係数}$$

$$\text{④追加の費用} = \text{追加の運転維持費}$$

(延長期間 × 初日の契約単価に含まれる運転維持費)  
+追加の建設費(経年改修費)

注：資本コスト及び追加の費用の申請

式4-1の③資本コスト及び④追加の費用は、費用増加の申請（見積り時）には申請対象費用に含まない点にご留意ください。

注：費用増加に係る公表について

工事完了後、監視を経て認められた増加金額を踏まえた契約単価の増加率及び対象電源の情報は別途公表される点にご留意ください。

なお、必要に応じて、見積り時の費用増加の監視完了時点で式 4-1 の①資本費、②運転維持費の増加率を公表します。

#### 4.4.1 費用増加の申請（見積り時）

##### 【概要】

本項では、容量提供事業者による費用増加の申請について説明します。

容量提供事業者は、増加金額を算定し、増加費用の申請様式に記入の上、本機関に申請してください。

##### 【詳細手順】

容量提供事業者は、費用増加の申請を行う場合、本機関に連絡し、事後的な費用増加への支援に係る当機関指定の申請フォーマット一式を取得してください（表 4-7 参照）。

表 4-7 事後的な費用増加への支援に係る申請フォーマットの取得希望メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】事後的な費用増加への支援に係る申請フォーマットの取得希望
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様  事後的な費用増加に係る申請を実施したいことから、費用増加の申請に必要な資料の送付をお願いします。
添付資料	-

容量提供事業者は、必要な申請様式の資料を取得後、増加金額の算定式における①資本費と②運転維持費の金額を算定してください（式 4-2 参照）。

$\text{①資本費}^{\ast 1} = (\text{資本費の増加額}^{\ast 2} - \text{応札価格に算入した予備費}^{\ast 3}) \times \text{応札年度前年への補正係数}^{\ast 4}$ $\text{②運転維持費}^{\ast 1} = \left( \text{運転維持費の増加額}^{\ast 5} \right) \times \text{応札年度前年への補正係数}^{\ast 6}$	式 4-2
---	-------

- ※1：物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法において、消費者物価指数（コア CPI、年平均値）を選択している場合は、「応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）÷申請日が属する年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）」を、①、②の合計値に乗算する。ただし、この場合における①、②の応札年度前年への補正係数は1とする。
- ※2：資本費のうち建設費及び廃棄費用が対象。費用増加の申請（見積り時）には、資本費のうち建設費の増加額（建設費の増加に伴う当該建設設備の経年改修に要する費用を含む）及び廃棄費用を見積ること。発動の必要性が認められた場合、費用増加の申請（工事完了時）に、応札価格に算入した建設費から応札価格に算入した予備費を控除した値（申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後の値）の0.5倍を上限として、建設費の増加額（制度適用期間の延長によって発生せざるを得なくなった当初織り込んでいない追加の経年改修費を含む）を見積ること。
- ※3：申請日が制度適用期間中の場合は、申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正する。
- ※4：申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）÷申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）」とし、制度適用期間中の場合は1とする。なお、容量提供事業者が応札時に資本費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。
- ※5：「申請時点で見積もった、工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の当初の制度適用期間に発生する運転維持費の増加額の合計額」÷「申請時点で見積もった、工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の当初の制度適用期間の残余年数」。  
運転維持費（各年）の増加額は、申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費（申請日が属する年度の物価・金利変動等の補正後の値。）に対して0.5倍を上限。
- ※6：応札年度前年の企業物価指数（総平均、年平均値）÷申請日が属する年の前年の企業物価指数（総平均、年平均値）。なお、容量提供事業者が応札時に運転維持費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、約款別紙1の可変費の補正方法により応札年度前年の数値に補正する。

容量提供事業者は、増加金額（見積り時）の算定完了後、算定した増加金額（見積り時）をもとに本機関指定の申請フォーマットに情報を記載し、各種証憑と合わせて本機関に申請してください（表4-8参照）。

## 第4章 登録情報の変更

## 4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）

表 4-8 費用増加の申請項目及び提出証憑

No	情報分類	申請項目	提出証憑
1	事業者情報	容量提供事業者名	-
2		事業者コード	
3		連絡先（所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレス）	
4	電源等情報	応札年度	
5		電源等の名称	
6		電源等識別番号	
7		新設・リプレース等/改修火力の改修の区分	
8		電源種別	
9		制度適用期間開始年度	
10		本オークションに参加可能な設備容量(送電端)	
11	事後的な費用増加の要因の情報	事後的な費用増加の要因となった事象（法令に基づく規制・審査、行政指導の別）	要因となった事象が確認できる証憑
12		事後的な費用増加の要因の詳細情報	
13	事後的な費用増加に係る情報	応札価格の内訳 (建設費(円)、建設予備費(円)、運転維持費(円/年))	-
14		工事完了予定日	-
15		増加金額 (資本費(円)、運転維持費(円/年))	本機関指定の申請フォーマット 代表印が押された信頼できる証憑(見積書等)
16	増加金額の詳細情報	増加金額(資本費、運転維持費)の内訳	本機関指定の申請フォーマット

書類を提出する際、以下の情報を本文に記載の上、提出書類を添付し、本機関に電子メールを送付してください（表 4-9 参照）。

表 4-9 増加費用の申請(見積り時)メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】事後的な費用増加に係る増加費用の申請(見積り時)
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様</p> <p>事後的な費用増加に係る増加金額の申請を行いたいことから、関連する書類を提出いたします。</p> <p>■申請対象の事業者・電源情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名</li> <li>・ 容量を提供する電源等の区分</li> <li>・ 電源等識別番号</li> <li>・ 電源等の名称</li> <li>・ 応札年度</li> </ul>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本機関指定の申請フォーマット</li> <li>・ 事後的な費用増加に係る詳細情報の証憑</li> </ul>

#### 4.4.2 発動の必要性審査に係る手続き

##### 【概要】

本項では、本機関が開催する第三者委員会にて、事後的な費用増加への対応の発動の必要性審査を行うにあたり、容量提供事業者が実施する手続きについて説明します。容量提供事業者は、本機関からの連絡を受けて、第三者委員会での増加費用の必要性に係る説明及び報告を行ってください。

##### 【詳細手順】

『4.4.1 費用増加の申請（見積り時）』にて容量提供事業者が申請した費用増加の内容は、本機関による確認の上、資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）に連携し、発動の必要性審査が行われます。

エネ庁における審査の後、第三者委員会にて、再度発動の必要性審査が行われます。容量提供事業者は、本機関からの連絡を受けて、発動の必要性審査に係る第三者委員会に出席し、増加費用の必要性に係る説明及び報告を実施してください。なお、第三者委員会は非公開開催となります。

容量提供事業者は、第三者委員会の開催までに必要な情報を整理の上、説明資料を準備してください（表 4-10 参照）。

表 4-10 費用増加の必要性に係る説明及び報告に含む項目及び要件

No	項目	要件
1	増加金額	増加金額及びその内訳が分かること
2	発動の必要性理由	法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用（建設費の増加額及び制度適用期間に発生する運転維持費の増加額の合計額）が、 契約期間中に応札価格に算入できる予備費（申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）による補正後）を超えて増加したこと

発動の必要性審査に係る第三者委員会における審査結果は、後日容量提供事業者に本機関より個別に連絡します。

発動の必要性「あり」と判断された場合、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）による増加金額の監視が行われますので、4.4.3 費用増加の監視（見積り時）に係る手続きに進み、必要な手続きを実施してください。

発動の必要性「なし」と判断された場合、本節にて実施する手続きは終了となります。

#### 4.4.3 費用増加の監視（見積り時）に係る手続き

##### 【概要】

本項では、容量提供事業者が監視等委からの依頼により実施する費用増加の監視（見積り時）に係る手続きについて説明します。

容量提供事業者は、監視等委から増加金額の提出依頼を受領後、必要な情報、書類を提出してください。提出後、監視等委から費用増加の監視結果を受領し、増加費用の修正要否を確認の上、必要に応じて修正、再提出を実施してください。

##### 【詳細手順】

発動の必要性審査に係る第三者委員会委員会にて、発動の必要性「あり」と判断された場合、監視等委による増加金額の監視が行われます。

容量提供事業者は、電力・ガス監視等委員会から増加金額の提出依頼を受領するため、『4.4.1 費用増加の申請（見積り時）』で提出した情報、証憑を添付の上、提出してください（表 4-8 参照）。

容量提供事業者は、以下の情報を本文に記載の上、提出書類を添付し、監視等委に電子メールを送付してください（表 4-11 参照）。

表 4-11 増加金額の提出メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オーケション/事業者コード】事後的な費用増加に係る増加金額の提出
To	bz1-ms-decarbonization@meti.go.jp
CC	-
記載項目	<p>電力・ガス取引監視等委員会 ご担当者様</p> <p>事後的な費用増加に係る増加金額を提出いたします。</p> <p>■申請対象の事業者・電源情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名</li> <li>・ 容量を提供する電源等の区分</li> <li>・ 電源等識別番号</li> <li>・ 電源等の名称</li> <li>・ 応札年度</li> </ul>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本機関指定の申請フォーマット</li> <li>・ 事後的な費用増加に係る詳細情報の証憑</li> </ul>

容量提供事業者が提出した増加金額の算定式における①資本費と②運転維持費の金額に対する監視結果を、監視等委よりメールにて連絡します。

監視結果が「要修正」である場合は、容量提供事業者は増加金額の算定式における①資本費と②運転維持費の金額を修正の上、監視等委に再提出を実施してください。

容量提供事業者は、監視等委による監視結果が「修正不要」である場合は、監視結果を踏まえて市場退出するか判断してください。

増加金額を踏まえて、市場退出を希望する場合は、『3.1.1 市場からの退出表明』に進み、市場退出の手続きを行ってください。

契約単価の変更を希望する場合は、工事完了後に『4.4.4 増加金額（工事完了時）・契約単価の提出手続き』に進んでください。

注：監視を経て事後的な費用増加が認められた場合の市場退出

監視等委の監視完了後の増加金額を踏まえて、市場退出する場合、経済的ペナルティ無しで市場退出が可能です。なお、当該電源は再度本オークションに参加することができます。

#### 4.4.4 増加金額（工事完了時）・契約単価の提出

##### 【概要】

本項では、容量提供事業者による工事完了時の増加金額・契約単価の提出の手続きについて説明します。

容量提供事業者は、工事完了実績から算定した増加金額をもとに契約単価を算定し、増加金額・契約単価の算定を完了後、本機関に増加金額を提出してください。

##### 【詳細手順】

監視等委による費用増加の監視（見積り時）結果が「修正不要」の場合、容量提供事業者は、工事完了次第速やかに、算定した増加金額をもとに契約単価を算定し、増加金額及び契約単価を本機関に提出してください。

容量提供事業者は、工事完了時に、工事完了の年度を踏まえて、運転維持費や資本コストを算定し、算定式に従い増加金額（工事完了時）を算定してください（式4-3参照）。

$$\text{増加金額} = (\textcircled{1}\text{資本費} + \textcircled{2}\text{運転維持費})^{\textcircled{1}} + (\textcircled{3}\text{資本コスト}) \times 0.9^{\textcircled{2}} + \textcircled{4}\text{追加の費用}$$

ここで、算定式の各項目は以下のとおりとする。

$\textcircled{1}\text{資本費} = (\text{資本費の増加額}^{\textcircled{3}} - \text{応札価格に算入した予備費}^{\textcircled{4}}) \times \text{応札年度前年への補正係数}^{\textcircled{5}}$ $\textcircled{2}\text{運転維持費} = \text{運転維持費の増加額}^{\textcircled{6}} \times \text{応札年度前年への補正係数}^{\textcircled{7}}$ $\textcircled{3}\text{資本コスト} = \text{資本コストの増加額}^{\textcircled{8}} \times \text{応札年度前年への補正係数}^{\textcircled{9}}$ $\textcircled{4}\text{(制度適用期間が延長になる場合)追加の費用}$ $= \text{追加の運転維持費(延長期間} \times \text{当初の契約単価に含まれる運転維持費}) + \text{追加の建設費(経年改修費)}^{\textcircled{10}}$	式 4-3
---	-------

第4章 登録情報の変更

4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）

- ※1：物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法において、消費者物価指数（コア CPI、年平均値）を選択している場合は、「応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）÷申請日が属する年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）」を、①、②及び③の合計値に乗算する。ただし、この場合における①、②、③の応札年度前年への補正係数は1とする。
- ※2：(①+②+③) の10%は容量提供事業者の負担とする。
- ※3：資本費のうち建設費及び廃棄費用が対象。資本費のうち建設費の増加額（制度適用期間の延長によって発生せざるを得なくなつた当初織り込んでいない追加の経年改修費を含む。）は、申請時点の見積金額であり、応札価格に算入した建設費から応札価格に算入した予備費を控除した値（申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後の値）の0.5倍を上限。
- ※4：申請日が制度適用期間中の場合は、申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正する。
- ※5：申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）÷申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）」とし、制度適用期間中の場合は1とする。なお、容量提供事業者が応札時に資本費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。
- ※6：「申請時点で見積もった、工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の当初の制度適用期間に発生する運転維持費の増加額の合計額」÷「申請時点で見積もった、工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の当初の制度適用期間の残余年数」×「実際の工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間の残余年数」。運転維持費（各年）の増加額は、申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費（申請日が属する年度の物価・金利変動等の補正後の値。）に対して0.5倍を上限。
- ※7：応札年度前年の企業物価指数（総平均、年平均値）÷申請日が属する年の前年の企業物価指数（総平均、年平均値）。なお、容量提供事業者が応札時に運転維持費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、約款別紙1の可変費の補正方法により応札年度前年の数値に補正する。
- ※8：実際の工事完了時点を資本コスト算定の起点とし、当該時点において、建設費の増加額が発生し、その翌年度から契約単価の補正が行われる前提で算定した資本コスト（率は応札時と同じ。）。
- ※9：申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）÷申請日の属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）」とし、制度適用期間中の場合は1とする。なお、容量提供事業者が応札時に資本コストを自動補正の項目として選択していない場合は1とする。
- ※10：制度適用期間の延長によって生じる追加の経年改修費（当初織込んでいた経年改修費（想定使用期間が当初の制度適用期間を跨ぐ場合に、当初の制度適用期間分に比率按分し限定していた費用）について、制度適用期間の延長年数に応じた増加金額）を、※3の範囲内において、追加の建設費として加算可能。

第4章 登録情報の変更

4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）

増加金額の算定後、費用増加のケースごとに契約単価を算定してください（図4-8、式4-4、式4-5、式4-6参照）。

計算した契約単価について、当初の契約単価（資本費と資本コストについては供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後）の1.5倍を超える場合は、当初の契約単価の1.5倍以下となる最短の制度適用期間まで延長し、延長分の④追加の費用を織り込んだ上で、再度増加金額（工事完了時）の算定を行ってください（注記参照）。

(a) 増加した建設費の対象となる工事が完了した時期が制度適用期間前の場合 変更後の契約単価 = (増加金額 + 当初の容量確保契約金額) ÷ 契約容量 ÷ 当初の制度適用期間の年数	式 4-4
(b) 増加した建設費の対象となる工事が完了した時期が制度適用期間中の場合 変更後の契約単価 = (増加金額 + 期間補正後の容量確保契約金額) ÷ 契約容量 ÷ 増加した建設費の対象となる工事が完了した日の属する年度の翌年度以降の 最新の制度適用期間終了年度までの残余年数	式 4-5
(c) 最新の制度適用期間中に申請を行い、増加した建設費の対象となる工事が完了した日が最新の制度適用期間終了後の場合 変更後の契約単価 = 増加金額 ÷ 契約容量 ÷ 新たに設定する制度適用期間の年数	式 4-6

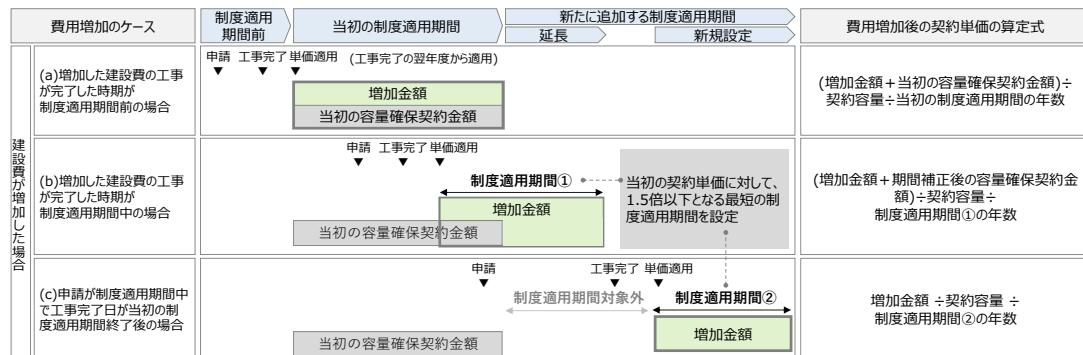


図 4-8 費用増加のケースごとの契約単価の算定方法と適用期間

ここで、制度適用期間が変更となる場合（b, c の場合）の期間延長、増加金額及び契約単価の算定方法を記載します。

(1) 各年の増加金額を費用別に算定

契約単価の費用別内訳は年によって変わることから、増加金額を適用する制度適用期間の残余年数において、各年の費用別増加金額（式 4-3 の①, ②, ③）を算定します。

(2) 工事完了時点における当初の容量確保契約金額の残余年数分と増加金額をもとに契約単価を試算の上、制度適用期間の延長要否を判断

当初の容量確保契約金額の残余年数分（費用別）と増加金額（費用別）を合算し、変更後の契約単価を試算します。

試算結果が、当初契約単価の 1.5 倍以下の場合は、変更後契約単価を確定します。当初契約単価の 1.5 倍を上回る場合は、(3) 以降の過程にて、1.5 倍以下となるよう制度適用期間を最短期間延長し、新たな制度適用期間（年単位）として設定します。

(3) 延長期間における追加の費用の算定

延長した制度適用期間について、式 4-3 における①資本費、④（制度適用期間が延長になる場合の）追加の費用を算定します。

(4) 延長期間における追加の費用を算入した契約単価の再試算及び増加金額の確定

期間延長による式 4-3 の①資本費、④（制度適用期間が延長になる場合の）追加の費用を加えて、改めて(2) と同様に、変更後の契約単価を試算します。

(3) 及び(4) の過程を、変更後の契約単価試算結果が当初契約単価の 1.5 倍以下となるまで繰り返し、変更後契約単価を確定します。

(5) 当初の契約単価と増加分の契約単価を加算した、変更後の契約単価の算定

当初の契約単価に増加分の契約単価を加えて、変更後の契約単価を算定します。この際、対象実需給年度ごとの運転維持費、資本コストを適切に補正するために、毎年で見積もったコストと同じ比率を維持する単価を算定し、資本費の単価で調整します。

容量提供事業者は、増加金額（工事完了時）の算定完了後、算定した増加金額（工事完了時）をもとに本機関指定の申請フォーマットに情報を記載し、各種証憑と合わせて本機関に申請してください（表 4-12 参照）。

## 第4章 登録情報の変更

## 4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）

表 4-12 費用増加の申請項目及び提出証憑

No	情報分類	申請項目	提出証憑
1	事業者情報	容量提供事業者名	-
2		事業コード	
3		連絡先(所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレス)	
4	電源等情報	応札年度	
5		電源等の名称	
6		電源等識別番号	
7		新設・リプレース等/既設火力の改修の区分	
8		電源種別	
9		制度適用期間開始年度	
10		本オークションに参加可能な設備容量(送電端)	
11	事後的な費用増加の要因の情報	事後的な費用増加の要因の概要	-
12	事後的な費用増加に係る情報	工事完了日	完了日が確認できる証憑
13		増加金額(資本費、運転維持費、資本コスト、(※制度適用期間が延長になる場合の)追加の費用)	本機関指定の申請フォーマット 代表印が押された信頼できる証憑(見積書等)
14		変更後の契約単価	契約単価の算定結果
15		制度適用期間の延長要否	本機関指定の申請フォーマット
16		変更後の制度適用期間開始年度	本機関指定の申請フォーマット
17		変更後の制度適用期間終了年度	本機関指定の申請フォーマット
18	増加金額の詳細情報	増加金額(資本費、運転維持費、資本コスト、(※制度適用期間が延長になる場合の)追加の費用)の内訳	本機関指定の申請フォーマット 代表印が押された信頼できる証憑(見積書等)
19	契約単価の詳細情報	変更後の契約単価の内訳	本機関指定の申請フォーマット

書類を提出する際、以下の情報を本文に記載の上、提出書類を添付し、本機関に電子メールを送付してください（表 4-13 参照）。

表 4-13 増加費用の申請(工事完了時)メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】事後的な費用増加に係る増加費用の申請(工事完了時)
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様</p> <p>事後的な費用増加に係る工事完了時の増加金額・契約単価の申請を行いたいことから、関連する書類を提出いたします。</p> <p>■申請対象の事業者・電源情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名</li> <li>・ 容量を提供する電源等の区分</li> <li>・ 電源等識別番号</li> <li>・ 電源等の名称</li> <li>・ 応札年度</li> </ul>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本機関指定の申請フォーマット</li> <li>・ 事後的な費用増加に係る詳細情報の証憑</li> </ul>

#### 4.4.5 費用増加の監視結果（工事完了時）の受領

##### 【概要】

本項では、容量提供事業者が監視等委から費用増加の監視結果（工事完了時）を受領する手続きについて説明します。

容量提供事業者は、監視等委から費用増加の監視結果を受領し、増加費用の修正要否を確認の上、必要に応じて修正、再提出を実施してください。

##### 【詳細手順】

『4.4.4 増加金額（工事完了時）・契約単価の提出』にて容量提供事業者が提出した増加金額（工事完了時）・契約単価に対する監視結果を、監視等委よりメールにて連絡します。

監視等委による監視結果が「要修正」である場合、容量提供事業者は増加金額を修正の上、監視等委に増加費用の再提出を実施してください。

監視結果が修正不要の場合、『4.4.6 監視完了後の増加金額・契約単価の提出』に進んでください。

#### 4.4.6 監視完了後の増加金額・契約単価の提出

##### 【概要】

本項では、容量提供事業者による監視完了後の増加金額・契約単価の提出手続きについて説明します。

容量提供事業者は、監視等委による監視完了後の増加金額・契約単価を本機関に提出してください。

##### 【詳細手順】

『4.4.5 費用増加の監視結果（工事完了時）の受領』で工事完了時の費用増加の監視結果が「修正不要」となり、費用増加に基づく契約単価の変更を希望する容量提供事業者は、監視等委に提出した増加金額及び契約単価を本機関に提出してください。

増加金額及び契約単価の提出には、容量市場システムを用います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で対象電源の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、当該リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、書類の追加を行います。

『4.4.4 増加金額（工事完了時）・契約単価の提出』にて監視等委の監視を経て確定した本機関指定の申請フォーマットを添付し、「変更理由」欄に変更理由を「事後的な費用増加に係る監視完了後の増加金額・契約単価の提出」と記入してください（図4-9、表5-4 参照）。

入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

注：この段階では仮申込の状態であり、変更の申込は完了していませんので注意してください。

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編

#### 第4章 登録情報の変更

##### 4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）

期待容量情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報詳細画面 > 期待容量情報変更申込画面

期待容量番号	0000000443
事業者コード	7Y03
参加登録申請者名	事業者C
電源等識別番号	0000006446
容量を提供する電源等の区分	変動電源（アグリゲート）
電源等の名称	Ph3_電源7Y03_変ア!
実需給年度	2027
設備容量[kW]	13,600
同時最大受電電力[kW]	
エリア名	関西
1 期待容量[kW]	* 半角数字で入力してください。 13500
2 変更後期待容量[kW]	* 半角数字で入力してください。
3 変更理由	*

提出書類一覧

添付ファイル(追加)

アップロードする添付ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
アップロードする添付ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
アップロードする添付ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
アップロードする添付ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
アップロードする添付ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

期待容量等算定諸元一覧

期待容量等算定諸元一覧ファイル(追加)

アップロードする期待容量等算定諸元一覧ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
アップロードする期待容量等算定諸元一覧ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
アップロードする期待容量等算定諸元一覧ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
アップロードする期待容量等算定諸元一覧ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
アップロードする期待容量等算定諸元一覧ファイルを選択してください。	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

確認

図 4-9 「期待容量情報変更申込画面」 画面イメージ

表 4-14 増加金額・契約単価提出時の入力項目

No	項目	入力内容
1	期待容量[kW]	入力不要 注：登録した期待容量が自動的に表示される
2	変更後期待容量[kW]	No. 1 と同一の値を入力
3	変更理由	「事後的な費用増加に係る監視完了後の増加金額・契約単価の提出」と記入

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

提出完了後、本機関にて提出書類を確認し、容量確保契約の変更手続きに移ります。提出書類に不備がある場合は、本機関から容量提供事業者に再提出を依頼しますので、対応してください。

#### 4.5 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）

本節では、事後的な費用増加（運転維持費のみの増加）について以下の流れで説明します（図 4-10 参照）。

##### 4.5.1 費用増加の申請

##### 4.5.2 発動の必要性審査に係る手続き

##### 4.5.3 費用増加の監視に係る手続き

##### 4.5.4 監視完了後の増加金額・契約単価の提出

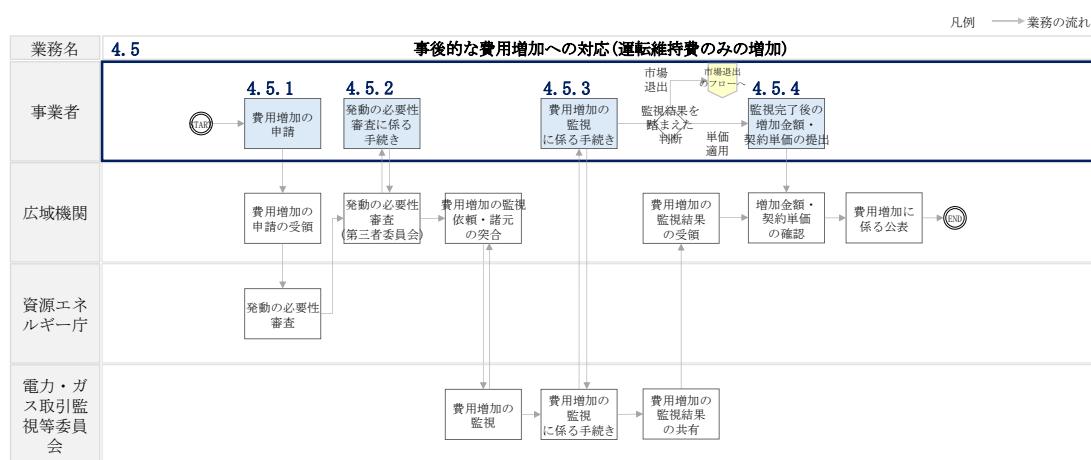


図 4-10 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）業務の詳細構成

約款の別紙2記載の条件に該当し、容量提供事業者からの申請が行われた場合、監視を経て認められた増加金額をもとに契約単価を変更します（表4-15参照）。

表4-15 事後的な費用増加に伴う契約単価の変更が認められる条件

(運転維持費のみの増加)

No	項目	条件
1	電源に係る条件	新設・リプレース等/改修火力の改修の区分
2		本オークションに参加可能な設備容量（送電端）
3		供給力提供開始期限
4	増加費用に係る条件	あらかじめ見積もることが困難であった費用（制度適用期間に発生する運転維持費の増加額）
5		法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生しているか 契約期間中に応札価格に算入できる予備費（申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）による補正後）を超過しているか

## 注：費用増加に係る公表について

監視を経て認められた増加金額を踏まえた契約単価の増加率及び対象電源の情報は別途公表される点にご留意ください。

#### 4.5.1 費用増加の申請

##### 【概要】

本項では、容量提供事業者による費用増加の申請について説明します。

容量提供事業者は、増加金額の総額上限を踏まえて増加金額を算定し、増加費用の申請様式に記入の上、本機関に申請してください。

##### 【詳細手順】

容量提供事業者は、費用増加の申請を行う場合、本機関に連絡し、事後的な費用増加への支援に係る当機関指定の申請フォーマット一式を取得してください（表 4-16 参照）。

表 4-16 事後的な費用増加への支援に係る申請書一式の取得希望メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】事後的な費用増加への支援に係る当機関指定の申請フォーマットの取得依頼
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様  事後的な費用増加に係る申請を実施したいことから、費用増加の申請に必要な資料の送付をお願いします。
添付資料	-

容量提供事業者は、必要な申請様式の資料を取得後、増加金額の算定式に従い増加金額を算定してください（式 4-7 参照）。

## 第4章 登録情報の変更

## 4.5 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）

$$\text{増加金額} = \text{①運転維持費(各年)} \times \text{※1} \times \text{応札年度前年への補正係数}^{\text{※2※3}} \\ \times \text{申請が認められた日が属する年度の翌年度以降の最新の} \\ \text{制度適用期間終了年度までの残余年数} \times 0.9^{\text{※4}}$$

式 4-7

※1：運転維持費（各年）の増加額は、申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費（申請日が属する年度の物価・金利変動等の補正後の値。）に対して0.5倍を上限。

※2：応札年度前年の企業物価指数（総平均、年平均値）÷申請日が属する年の前年の企業物価指数（総平均、年平均値）。なお、容量提供事業者が応札時に運転維持費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、別紙1の可変費の補正方法により応札年度前年の数値に補正する。

※3：物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法において、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を選択している場合は、「応札年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）÷申請日が属する年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）」とする。

※4：10%は容量提供事業者の負担とする。

容量提供事業者は、増加金額の算定完了後、算定した増加金額をもとに本機関指定の申請フォーマットに情報を記載し、各種証憑と合わせて本機関に申請してください（表 4-17 参照）。

表 4-17 費用増加の申請項目及び提出証憑

No	情報分類	申請項目	提出証憑
1	事業者情報	容量提供事業者名	-
2		事業コード	
3		連絡先(所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレス)	
4	電源等情報	応札年度	
5		電源等の名称	
6		電源等識別番号	
7		新設・リプレース等/既設火力の改修の区分	
8		電源種別	
9		制度適用期間開始年度	
10		本オークションに参加可能な設備容量(送電端)	
11	事後的な費用増加の要因の情報	事後的な費用増加の要因となった事象（法令に基づく規制・審査、行政指導の別）	要因となった事象が確認できる証憑
12		事後的な費用増加の要因の詳細情報	

## 4.5 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）

No	情報分類	申請項目	提出証憑
13	事後的な費用増加に係る情報	応札価格の内訳 (建設予備費、運転維持費)	-
14		増加金額(運転維持費)	本機関指定の申請フォーマット 代表印が押された信頼できる証憑(見積書等)
15	増加金額の詳細情報	増加金額(運転維持費)の内訳	本機関指定の申請フォーマット
16	契約単価の詳細情報	変更後の契約単価の内訳	本機関指定の申請フォーマット

書類を提出する際、以下の情報を本文に記載の上、提出書類を添付し、本機関に電子メールを送付してください（表 4-18 参照）。

表 4-18 増加費用の申請メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】事後的な費用増加に係る増加費用の申請
To	<a href="mailto:youryou_sys_training1@occto.or.jp">youryou_sys_training1@occto.or.jp</a>
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様      事後的な費用増加に係る増加金額の申請を行いたいことから、関連する書類を提出いたします。</p> <p>■申請対象の事業者・電源情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名</li> <li>・ 容量を提供する電源等の区分</li> <li>・ 電源等識別番号</li> <li>・ 電源等の名称</li> <li>・ 応札年度</li> </ul>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本機関指定の申請フォーマット</li> <li>・ 事後的な費用増加に係る詳細情報の証憑</li> </ul>

#### 4.5.2 発動の必要性審査に係る手続き

##### 【概要】

本項では、本機関が開催する第三者委員会にて発動の必要性審査を行うにあたり、容量提供事業者が実施する手続きについて説明します。

容量提供事業者は、本機関からの連絡を受けて、第三者委員会での増加費用の必要性に係る説明及び報告を行ってください。

##### 【詳細手順】

『4.5.1 費用増加の申請』にて容量提供事業者が申請した費用増加の内容は、本機関による確認の上、エネ庁に連携し、発動の必要性審査が行われます。

エネ庁における審査の後、第三者委員会にて、再度発動の必要性審査が行われます。

容量提供事業者は、本機関からの連絡を受けて、発動の必要性審査に係る第三者委員会に出席し、増加費用の必要性に係る説明及び報告を実施してください。なお、第三者委員会は非公開開催となります。

容量提供事業者は、第三者委員会の開催までに必要な情報を整理の上、説明及び報告資料を準備してください（表 4-19 参照）。

表 4-19 費用増加の必要性に係る説明及び報告に含む項目及び要件

No	項目	要件
1	増加金額	増加金額及びその内訳が分かること
2	発動の必要性理由	法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用（制度適用期間に発生する運転維持費の増加額）が、契約期間中に応札価格に算入できる予備費（申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）による補正後）を超えて増加したことが分かること

発動の必要性審査に係る第三者委員会委員会における審査結果は、後日容量提供事業者に本機関より個別に連絡します。

発動の必要性「あり」と判断された場合、監視等委による増加金額の監視が行われますので、『4.5.3 費用増加の監視に係る手続き』に進み、必要な手続きを実施してください。

発動の必要性「なし」と判断された場合、本節にて実施する手続きは終了となります。

#### 4.5.3 費用増加の監視に係る手続き

##### 【概要】

本項では、容量提供事業者が監視等委からの依頼により実施する費用増加の監視に係る手続きについて説明します。

容量提供事業者は、監視等委から増加金額の提出依頼を受領後、必要な情報、書類を提出してください。提出後、監視等委から費用増加の監視結果を受領し、増加費用の修正要否を確認の上、必要に応じて修正、再提出を実施してください。

##### 【詳細手順】

発動の必要性審査に係る第三者委員会にて、発動の必要性「あり」と判断された場合、監視等委による増加金額の監視が行われます。

容量提供事業者は、監視等委から増加金額の提出依頼を受領するため、『4.5.1 費用増加の申請』で提出した情報、証憑を添付の上、増加金額を提出してください（表4-17 参照）。

容量提供事業者は、以下の情報を本文に記載の上、提出書類を添付し、監視等委に電子メールを送付してください（表 4-20 参照）。

表 4-20 増加金額の提出メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】事後的な費用増加に係る増加金額の提出
To	<u>bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp</u>
CC	-
記載項目	<p>電力・ガス取引監視等委員会 ご担当者様 事後的な費用増加に係る増加金額を提出いたします。</p> <p>■申請対象の事業者・電源情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名</li> <li>・ 容量を提供する電源等の区分</li> <li>・ 電源等識別番号</li> <li>・ 電源等の名称</li> <li>・ 応札年度</li> </ul>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本機関指定の申請フォーマット</li> <li>・ 事後的な費用増加に係る詳細情報の証憑</li> </ul>

4.5 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）

容量提供事業者より提出した増加金額の監視結果は、監視等委よりメールにて連絡します。

監視結果が「要修正」である場合は、容量提供事業者は増加金額を修正の上、監視等委に再提出を実施してください。

容量提供事業者は、監視結果が「修正不要」である場合は、監視結果を踏まえて、増加金額を適用して契約単価を変更するか、市場退出するか判断してください。

増加金額を踏まえて、市場退出する場合は、『3.1.1 市場からの退出表明』に進み、市場退出の手続きを行ってください。

増加金額を適用して契約単価を変更する場合は、『4.5.4 監視完了後の増加金額・契約単価の提出』に進んでください。

注：監視を経て事後的な費用増加が認められた場合の市場退出

監視等委の監視完了後の増加金額を踏まえて、市場退出する場合、経済的ペナルティ無しで市場退出が可能です。なお、当該電源は再度本オークションに参加することができます。

#### 4.5.4 監視完了後の増加金額・契約単価の提出

##### 【概要】

本項では、容量提供事業者による監視完了後の増加金額・契約単価の提出手続きについて説明します。

容量提供事業者は、監視等委による監視完了後の増加金額・契約単価を本機関に提出してください。

##### 【詳細手順】

『4.5.3 費用増加の監視に係る手続き』で費用増加の監視結果が「修正不要」となり、費用増加に基づく契約単価の変更を希望する容量提供事業者は、監視等委に提出した増加金額及び契約単価を本機関に提出してください（表 4-17、式 4-8 参照）。

$$\text{変更後の契約単価} = (\text{増加金額} + \text{期間補正後の容量確保契約金額})$$

$$\quad\quad\quad \div \text{契約容量} \div \text{補正後の制度適用期間}$$

式 4-8

##### 注：期間補正後の容量確保契約金額

申請が認められた日が属する年度の翌年度から、最新の制度適用期間終了年度までに支払われる当初（物価・金利変動等の補正前）の容量確保契約金額（各年）（当該翌年度が制度適用期間開始年度以降の場合における容量確保契約金額（各年）は、資本費と資本コストについては供給力提供開始年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後）の合計値。

##### 注：補正後の制度適用期間

申請が認められた日が属する年度の翌年度から最新の制度適用期間終了年度までの残余年数。

増加金額及び契約単価の提出には、容量市場システムを用います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で対象電源の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、当該リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、書類の追加を行います。

『4.5.3 費用増加の監視に係る手続き』にて監視等委の監視を経て確定した本機関指定の申請フォーマットを添付し、「変更理由」欄に変更理由を「事後的な費用増加に係る監視完了後の増加金額・契約単価の提出」と記入してください（図 4-11、表 4-21 参照）。

入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

注：この段階では仮申込の状態であり、変更の申込は完了していませんので注意してください。

#### 第4章 登録情報の変更

##### 4.5 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）

期待容量情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報詳細画面 > 期待容量情報変更申込画面

期待容量番号	0000000443
事業者コード	7Y03
参加登録申請者名	事業者C
電源等識別番号	0000006446
容量を提供する電源等の区分	変動電源（アグリゲート）
電源等の名称	Ph3_電源7Y03_変ア!
実需給年度	2027
設備容量[kW]	13,600
同時最大受電電力[kW]	
エリア名	関西
1 期待容量[kW]	* 半角数字で入力してください。 13500
2 変更後期待容量[kW]	* 半角数字で入力してください。
3 変更理由	*

提出書類一覧

添付ファイル(追加)

アップロードする添付ファイルを選択してください。		
ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

期待容量等算定諸元一覧

期待容量等算定諸元一覧ファイル(追加)

アップロードする期待容量等算定諸元一覧ファイルを選択してください。		
ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

確認

図 4-11 「期待容量情報変更申込画面」 画面イメージ

表 4-21 増加金額・契約単価提出時の入力項目

No	項目	入力内容
1	期待容量[kW]	入力不要 注：登録した期待容量が自動的に表示される
2	変更後期待容量[kW]	No. 1 と同一の値を入力
3	変更理由	「事後的な費用増加に係る監視完了後の増加金額・契約単価の提出」と記入

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

提出完了後、本機関にて提出書類を確認し、容量確保契約の変更手続きに移ります。提出書類に不備がある場合は、本機関から容量提供事業者に再提出を依頼しますので、対応してください。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

本章では、容量確保契約（変更・解約・解除）に関する以下の内容について説明します（図 5-1 参照）。

### 5.1 容量確保契約の変更

### 5.2 容量確保契約の解約

### 5.3 容量確保契約の解除

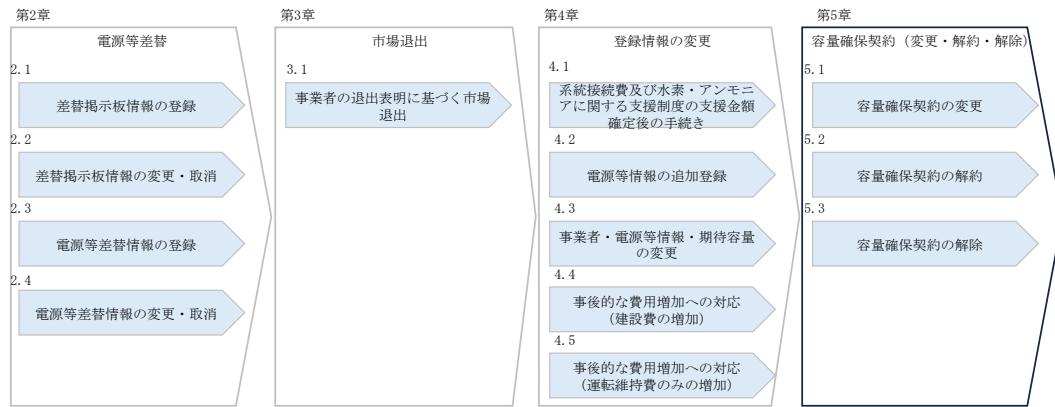


図 5-1 第5章の構成

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

## 5.1.1 容量確保契約の変更

本節では、容量確保契約の変更について以下の流れで説明します（図 5-2 参照）。

## 5.1.1 契約変更要否の判断に向けた事実確認への回答

## 5.1.2 期待容量等算定諸元一覧の提出

## 5.1.3 期待容量等算定諸元一覧の修正

## 5.1.4 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認

## 5.1.5 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の修正依頼

## 5.1.6 押印済み変更契約書への記入・押印

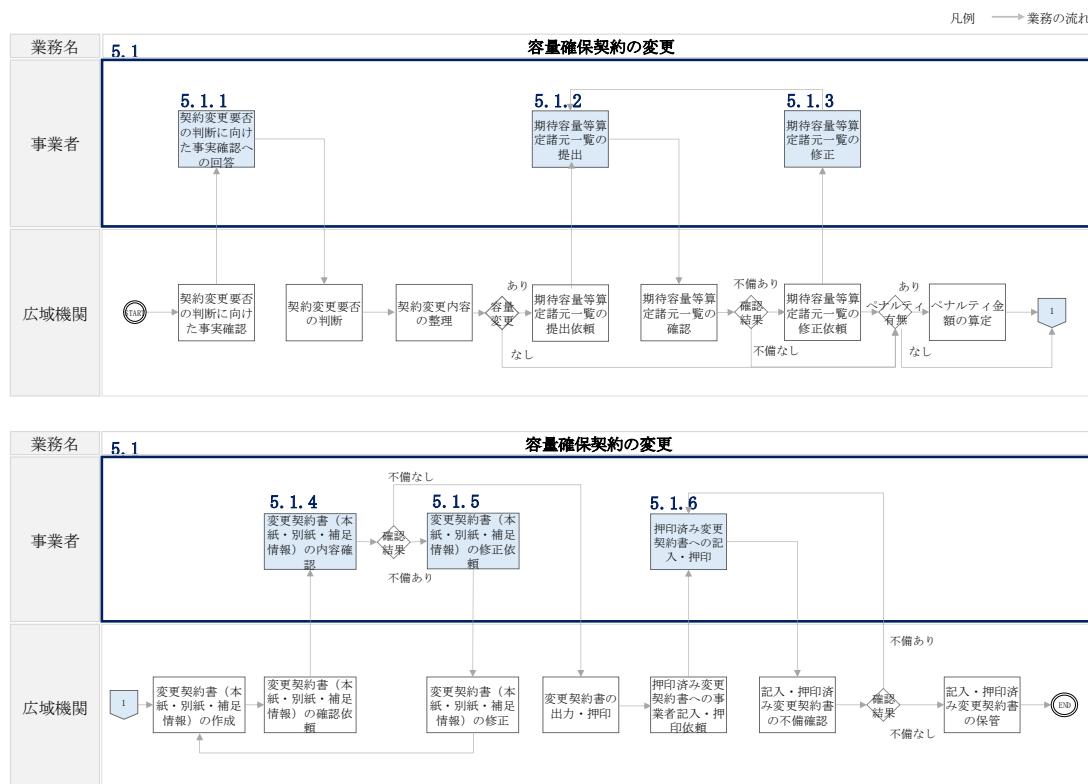


図 5-2 容量確保契約の変更業務の詳細構成

約款に基づく以下の変更事由に該当する場合、容量確保契約の変更が必要となります（表 5-1 参照）。変更が必要な事由を本機関が検知した場合、変更契約の手続きを実施します。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

表 5-1 容量確保契約の変更事由一覧

No	約款該当箇所	容量確保契約の変更事由
1	第31条 1項①	契約電源が約款第11条に示す市場退出をした場合
2	第31条 1項②	約款第10条に示す電源等差替を実施した場合
3	第31条 1項③-1	供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が 変更される場合 (供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更 後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けメインオ ークション開催年度の4月1日より前)
4	第31条 1項③-2	供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が 変更される場合 (供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更 後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けメインオ ークション開催年度の4月1日以降)
5	第31条 1項④	約款第13条に基づく「供給力提供開始期限の遵守」のリク ワイヤメント不履行により、約款第15条に基づき短縮され た約款第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年） を容量収入として得られる期間が短縮した場合
6	第31条 1項⑤	契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積り額を下 回った場合
7	第31条 1項⑥	契約電源に係る水素・アンモニアの価格差に着目した支援制 度・拠点備支援制度の支援金額が応札価格に含めた支援予想 金額を超えた場合
8	第31条 1項⑦	制度適用期間中の新設・リプレースに対し、混焼率拡大のた めの追加投資を行う場合
9	第31条 1項⑧	制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への 改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行 う場合
10	第31条 1項⑨	約款第32条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなさ れた場合
11	第31条 1項⑩	調整不調電源の容量確保契約金額の減額が決定した場合
12	第31条 1項⑪	複数の契約電源を含む本契約のうち、特定の契約電源が第33 条3項に基づき契約解除となった場合
13	第31条 1項⑫	法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、第6条 に基づき容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは 片方が変更となった場合
14	第31条 1項⑬	その他、本機関が変更を必要と判断した場合

### 5.1.1 契約変更要否の判断に向けた事実確認への回答

#### 【概要】

本項では、契約変更要否の判断に向けた事実確認への回答について説明します。約款

第31条1項⑬に該当する場合、契約変更要否の判断に向けて事実確認を実施しますので、回答してください。

#### 【詳細手順】

本機関により約款第31条1項⑬に該当すると判断した場合、容量確保契約の変更事由に対する事実確認依頼を電子メールにて通知します（表5-2参照）。

事実確認依頼を受領した容量提供事業者は、事実確認において本機関により検知した変更事由の説明を受け、適宜、本機関による事実確認内容に対して回答してください。

表5-2 容量確保契約の変更（広域機関検知）に該当する事由一覧

No	約款該当箇所	容量確保契約の変更事由（広域機関検知）
1	第31条1項⑬	その他、本機関が変更を必要と判断した場合

### 5.1.2 期待容量等算定諸元一覧の提出

#### 【概要】

本項では、期待容量等算定諸元一覧の提出について説明します。市場退出に伴い契約容量に変更がある場合は、本機関から期待容量等算定諸元一覧の提出依頼が電子メールにて送付されますので、提出してください。

#### 【詳細手順】

変更契約書の別紙における契約容量の変更に伴い、アセスメント対象容量を再度算定する必要があります。その場合、本機関より該当する対象の容量提供事業者へ期待容量等算定諸元一覧の提出依頼が電子メールにて送付されます。

期待容量等算定諸元一覧の提出依頼受領後、容量提供事業者は、容量を提供する電源の区分に応じて以下の手順を参照の上、期待容量等算定諸元一覧を提出してください。

#### 安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）のアセスメント対象容量の算定

安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）のアセスメント対象容量の算定について、手順を説明します。

応札容量の登録時に提出した Excel ファイル（期待容量等算定諸元一覧）をダウンロードし、期待容量等算定諸元一覧を更新することで、アセスメント対象容量を更新します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で対象電源の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、当該リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。「期待容量情報詳細画面」で提出済の Excel ファイル（期待容量等算定諸元一覧）をダウンロードしてください（図 5-3 参照）。

The screenshot shows the '期待容量情報詳細画面' (Detailed Information Screen for Expected Capacity) of the Capacity Market System. At the top right, it displays the login date and time (2019/08/28 10:29) and the user name (管理者). A 'ログアウト' (Logout) button is also present.

The main content area is titled '期待容量情報詳細画面' (Detailed Information Screen for Expected Capacity). Below the title, there is a breadcrumb navigation: TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報詳細画面.

A large table displays the following data:

期待容量番号	2022000001
事業者コード	A001
参加登録申請者名	参加登録申請者名
電源等識別番号	0000000004
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等の名称	電源等の名称 ア
実需給年度	2019
設備容量[kW]	15,000,000
同時最大受電電力[kW]	50,000,000
エリア名	北海道
期待容量[kW]	10,000,000

Below the table, a section titled '添付ファイル一覧' (List of Attached Files) shows four PDF files:

No.	添付ファイル
1	<a href="#">期待容量情報登録ファイル1.pdf</a>
2	<a href="#">期待容量情報登録ファイル2.pdf</a>
3	<a href="#">期待容量情報登録ファイル3.pdf</a>
4	<a href="#">期待容量情報登録ファイル4.pdf</a>

At the bottom right of the screen, there are two buttons: '新規登録 (コピー)' (New Registration (Copy)) and '変更' (Change).

図 5-3 安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）の期待容量等算定諸元一覧ダウンロードに  
係る「期待容量情報詳細画面」画面イメージ

次に、ダウンロードした Excel ファイルの入力項目(表 5-3 参照)に入力し、期待容量等算定諸元一覧を作成してください。

注： 応札容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧と区別できるよう、ファイル名は、必ず「エリア\_長期契約変更\_電源等識別番号\_変更回数.xlsx」としてください。初めて容量確保契約を変更する場合はR1とします。2回目、3回目に変更する場合はそれぞれR2、R3としてください。

例) 東京\_長期契約変更\_0123456789\_R1.xlsx

エリア

電源等識別番号 変更回数

### 安定電源の期待容量等算定諸元一覧への入力項目

表 5-3 「期待容量等算定諸元一覧」 安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）の場合の

#### 入力項目一覧

No	項目	留意点
1	電源等識別番号	期待容量登録時に入力した値は変更不可
2	容量を提供する電源等の区分	
3	新設・リプレース等/既設火力の改修	
4	電源種別	
5	エリア名	
6	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)	
7	各月の供給力の最大値	
8	期待容量	
9	提供する各月の供給力	「各月の供給力の最大値」を上限値として、退出容量を踏まえて 1kW 単位の整数値で任意に入力してください。 注：追加投資を行わない場合、この値がアセスメント対象容量になります。
10	応札容量	入力不要（自動計算・設定されます）
11	制度適用期間	応札時に入力した値は変更不可

期待容量等算定諸元一覧の更新完了後、更新した期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムに登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「期待容量情報一覧」に表示されます。次に、「期待容量情報一覧画面」で期待容量を変更したい電源の「期待容量番号」リンクをクリックして、「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、期待容量の修正及び書類の追加を行います（図5-4 参照）。

期待容量等算定諸元一覧は、「期待容量算定諸元一覧」の箇所の「期待容量等算定諸元一覧ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。（「添付ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンではありませんのでご注意ください。）

期待容量の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を記入し、「変更後期待容量」欄に変更後の期待容量を入力してください（図 5-4、表 5-4 参照）。入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

期待容量情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報料画面 > 期待容量情報変更申込画面

期待容量番号	0000000443	
事業者コード	7Y03	
参加登録申請者名	事業者0	
電源等識別番号	0000006446	
容量を提供する電源等の区分	変動電源（アグリゲート）	
電源等の名称	Ph3_電源7Y03_芝原	
実需給年度	2027	
設備容量[kW]	13,600	
同時最大受電電力[kW]		
エリア名	関西	
1 期待容量[kW]	*	半角数字で入力してください。 13500
2 変更後期待容量[kW]	*	半角数字で入力してください。
3 変更理由	*	全角または半角文字で入力してください。

提出書類一覧

添付ファイル (追加)

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

期待容量等算定諸元一覧

期待容量等算定諸元一覧ファイル (追加)

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

確認

図 5-4 安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」画面イメージ

表 5-4 安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」での入力項目

No	項目	入力内容
4	期待容量[kW]	入力不要 注：登録した期待容量が自動的に表示される
5	変更後期待容量[kW]	変更後の期待容量を入力
6	変更理由	「容量確保契約を変更するため」と記入

注：「期待容量情報詳細画面」で、期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧や、応札容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧を削除しないでください。

「期待容量変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、期待容量等算定諸元一覧の提出の申込は完了していないので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

注：申込完了メールには、期待容量の変更申込を受け付けた旨が記載されています。  
その後、本機関が提出されたアセスメント対象容量を審査します。審査後に審査合格又は不合格の旨が電子メールにて送付されます。不合格のメールを受領した場合は、本機関からの依頼に応じてください。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

安定電源（蓄電池・揚水・LDES）のアセスメント対象容量の算定

安定電源（蓄電池・揚水・LDES）のアセスメント対象容量の算定について、手順を説明します。

応札容量の登録時に提出した Excel ファイル（期待容量等算定諸元一覧）をダウンロードし、期待容量等算定諸元一覧を更新することで、アセスメント対象容量を更新します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で対象電源の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、当該リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。「期待容量情報詳細画面」で提出済の Excel ファイル（期待容量等算定諸元一覧）をダウンロードしてください（図 5-5 参照）。

期待容量番号	2022000001
事業者コード	A001
参加登録申請者名	参加登録申請者名
電源等識別番号	0000000004
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等の名称	電源等の名称 ア
実需給年度	2019
設備容量[kW]	15,000,000
同時最大受電電力[kW]	50,000,000
エリア名	北海道
期待容量[kW]	10,000,000

第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

5.1 容量確保契約の変更

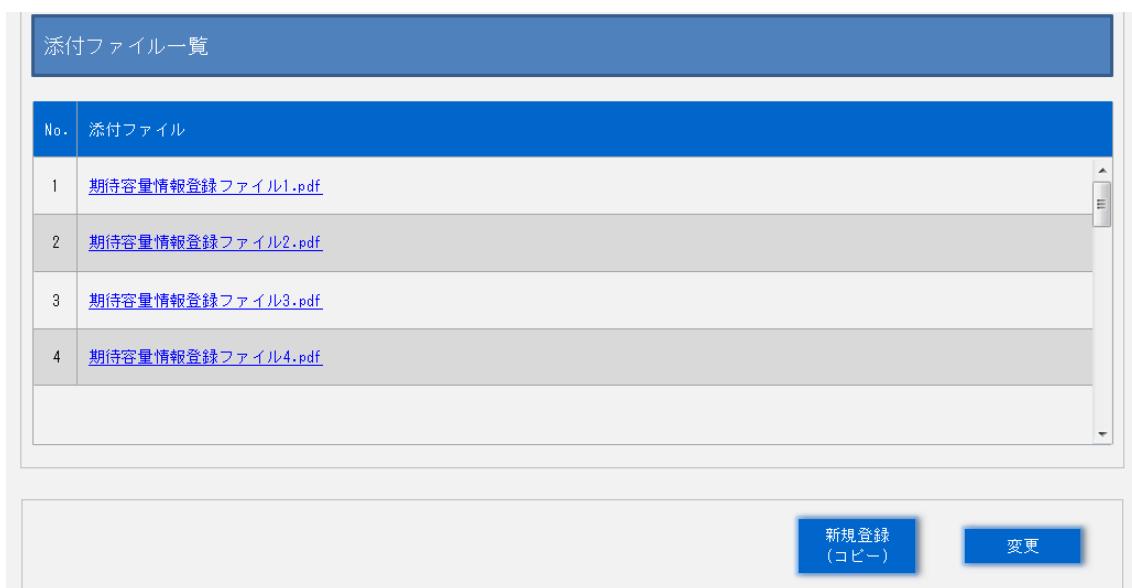


図 5-5 安定電源（蓄電池・揚水・LDES）の期待容量等算定諸元一覧ダウンロードに係る  
「期待容量情報詳細画面」画面イメージ

次に、ダウンロードした Excel ファイルの入力項目（表 5-5 参照）に入力し、期待容量等算定諸元一覧を作成してください。

注： 応札容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧と区別できるよう、ファイル名は、必ず「エリア\_長期契約変更\_電源等識別番号\_変更回数.xlsx」としてください。初めて容量確保契約を変更する場合はR1 とします。2回目、3回目に変更する場合はそれぞれ R2、R3 としてください。

例) 東京\_長期契約変更\_0123456789\_R1.xlsx  
[エリア] [電源等識別番号] [変更回数]

安定電源の期待容量等算定諸元一覧への入力項目

表 5-5 「期待容量等算定諸元一覧」 安定電源（蓄電池・揚水・LDES）の場合の

入力項目一覧

No	項目	留意点
1	電源等識別番号	期待容量登録時に入力した値は変更不可
2	容量を提供する電源等の区分	
3	新設・リプレース等	
4	電源種別	
5	エリア名	
6	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)	

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

No	項目	留意点
7	各月の発電可能電力（期待容量算出用）	
8	各月の連続発電可能時間（期待容量算出用）	
9	連続発電可能時間（年平均値）	
10	各月の上池容量又は蓄電容量（期待容量算出用）	
11	各月の調整係数（期待容量算出用）	
12	期待容量	
13	各月の管理容量	制度適用年数の間でのダム、蓄電池もしくはLDES の運用リスク（運用による劣化に伴う蓄電池の容量減を含む）、退出容量を踏まえて同月の各月の応札出力を上限に 1kW 単位の整数値で任意に入力してください。 注：この値がアセスメント対象容量になります。
14	各月の連続発電可能時間（応札容量算出用）	ダムもしくは蓄電池もしくは LDES の運用リスク（運用による劣化に伴う蓄電池の容量減を含む）、退出容量を踏まえ、1 時間単位の整数値で入力してください。 (各月の総時間ではなく、1 回あたりの運転継続が可能な時間を入力すること)
15	連続発電可能時間(年平均値)	入力不要（自動計算・設定されます）
16	各月の上池容量又は蓄電容量（応札容量算出用）	入力不要（自動計算・設定されます）
17	各月の調整係数（応札容量算出用）	
18	応札容量	
19	制度適用期間	応札時に入力した値は変更不可

期待容量等算定諸元一覧の更新完了後、更新した期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムに登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「期待容量情報一覧」に表示されます。次に、「期待容量情報一覧画面」で期待容量を変更したい電源の「期待容量番号」リンクをクリックして、「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、期待容量の修正及び書類の追加を行います（図5-6 参照）。

期待容量等算定諸元一覧は、「期待容量算定諸元一覧」の箇所の「期待容量等算定諸元一覧ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。（「添付ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンではありませんのでご注意ください。）

期待容量の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を記入し、「変更後期待容量」欄に変更後の期待容量を入力してください（図 5-6、表 5-6 参照）。入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

期待容量情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報料画面 > 期待容量情報変更申込画面

期待容量番号	0000000443	
事業者コード	7Y03	
参加登録申請者名	事業者0	
電源等識別番号	0000006446	
容量を提供する電源等の区分	変動電源（アグリゲート）	
電源等の名称	Ph3_電源7Y03_芝原	
実需給年度	2027	
設備容量[kW]	13,600	
同時最大受電能力[kW]		
エリア名	関西	
1 期待容量[kW]	*	半角数字で入力してください。 13500
2 変更後期待容量[kW]	*	半角数字で入力してください。
3 変更理由	*	全角または半角文字で入力してください。

提出書類一覧

添付ファイル（追加）

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

期待容量等算定諸元一覧

期待容量等算定諸元一覧ファイル（追加）

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

確認

図 5-6 安定電源（蓄電池・揚水・LDES）の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」画面イメージ

表 5-6 安定電源（蓄電池・揚水・LDES）の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」での入力項目

No	項目	入力内容
1	期待容量[kW]	入力不要 注：登録した期待容量が自動的に表示される
2	変更後期待容量[kW]	変更後の期待容量を入力
3	変更理由	「容量確保契約を変更するため」と記入

注：「期待容量情報詳細画面」で、期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧や、応札容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧を削除しないでください。

「期待容量変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、期待容量等算定諸元一覧の提出の申込は完了していないので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

注：申込完了メールには、期待容量の変更申込を受け付けた旨が記載されています。その後、本機関が提出されたアセスメント対象容量を審査します。審査後に審査合格又は不合格の旨が電子メールにて送付されます。不合格のメールを受領した場合は、本機関からの依頼に応じてください。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

変動電源のアセスメント対象容量の算定

変動電源のアセスメント対象容量の算定について、手順を説明します。

応札容量の登録時に提出した Excel ファイル（期待容量等算定諸元一覧）をダウンロードし、期待容量等算定諸元一覧を更新することで、アセスメント対象容量を更新します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で対象電源の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、当該リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。「期待容量情報詳細画面」で提出済の Excel ファイル（期待容量等算定諸元一覧）をダウンロードしてください（図 5-7 参照）。

期待容量番号	2022000001
事業者コード	A001
参加登録申請者名	参加登録申請者名
電源等識別番号	0000000004
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等の名称	電源等の名称 ア
実需給年度	2019
設備容量[kW]	15,000,000
同時最大受電電力[kW]	50,000,000
エリア名	北海道
期待容量[kW]	10,000,000

第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

5.1 容量確保契約の変更

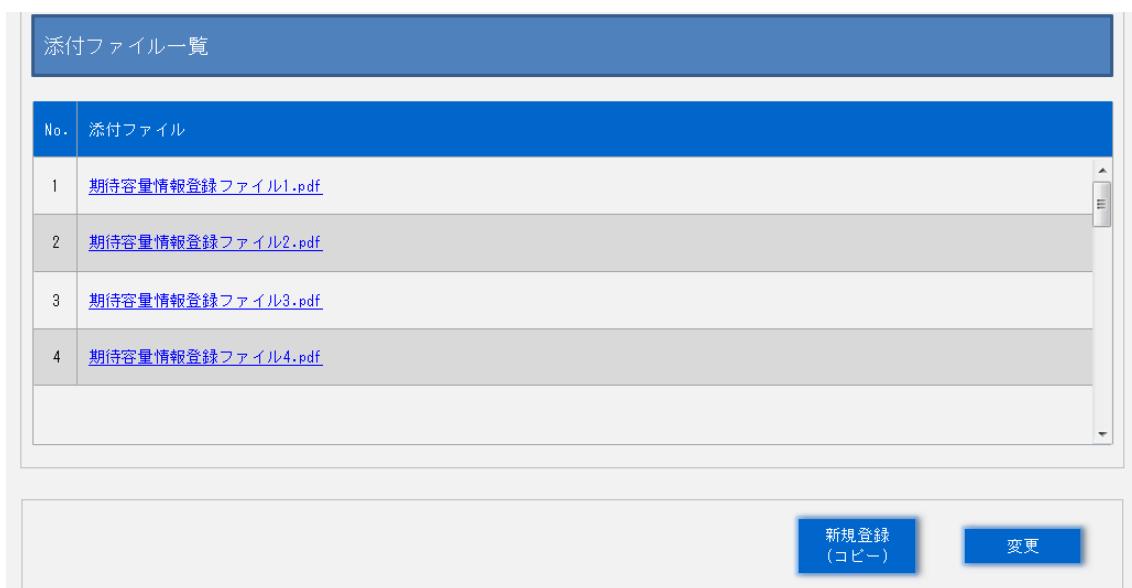


図 5-7 変動電源の期待容量等算定諸元一覧ダウンロードに係る「期待容量情報詳細画面」  
画面イメージ

次に、ダウンロードした Excel ファイルの入力項目（表 5-7 参照）に入力し、期待容量等算定諸元一覧を作成してください。

注：応札容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧と区別できるよう、ファイル名は、必ず「エリア\_長期契約変更\_電源等識別番号\_変更回数.xlsx」としてください。初めて容量確保契約を変更する場合はR1とします。2回目、3回目に変更する場合はそれぞれR2、R3としてください。

例) 東京\_長期契約変更\_0123456789\_R1.xlsx  
[エリア] [電源等識別番号] [変更回数]

変動電源の期待容量等算定諸元一覧への入力項目

表 5-7 「期待容量等算定諸元一覧」変動電源の場合の入力項目一覧

No	項目	留意点
1	電源等識別番号	期待容量登録時に入力した値は変更不可
2	容量を提供する電源等の区分	
3	新設・リプレース等	
4	電源種別	
5	エリア名	
6	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）	
7	調整係数	

No	項目	留意点
8	各月の供給力の最大値	
9	期待容量	
10	提供する各月の供給力	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）を上限に、退出容量を踏まえて 1kW 単位の整数値で任意に入力すること
11	応札容量	入力不要（自動計算・設定されます）
12	制度適用期間	応札時に入力した値は変更不可

本機関より期待容量等算定諸元一覧の提出を求められた容量提供事業者は、更新した期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムに登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「期待容量情報一覧」に表示されます。次に、「期待容量情報一覧画面」で期待容量を変更したい電源の「期待容量番号」リンクをクリックして、「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、期待容量の修正及び書類の追加を行います（図 5-8 参照）。

期待容量等算定諸元一覧は、「期待容量算定諸元一覧」の箇所の「期待容量等算定諸元一覧ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。（「添付ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンではありませんのでご注意ください。）

期待容量の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を記入し、「変更後期待容量」欄に変更後の期待容量を入力してください（図 5-8、表 5-8 参照）。入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

期待容量情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報料枠画面 > 期待容量情報変更申込画面

期待容量番号	0000000443	
事業者コード	7Y03	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000006446	
容量を提供する電源等の区分	変動電源（アグリゲート）	
電源等の名称	Ph3_電源7Y03_変ア1	
実需給年度	2027	
設備容量[kW]	13,600	
同時最大受電電力[kW]		
エリア名	関西	
1 期待容量[kW]	*	半角数字で入力してください。 13500
2 変更後期待容量[kW]	*	半角数字で入力してください。  全角または半角文字で入力してください。
3 変更理由	*	

提出書類一覧

添付ファイル (追加)

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

期待容量等算定諸元一覧

期待容量等算定諸元一覧ファイル (追加)

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

確認

図 5-8 変動電源の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」画面イメージ

表 5-8 変動電源の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」での  
入力項目

No	項目	入力内容
1	期待容量[kW]	入力不要 注：登録した期待容量が自動的に表示される
2	変更後期待容量[kW]	変更後の期待容量を入力
3	変更理由	「容量確保契約を変更するため」と記入

注：「期待容量情報詳細画面」で、期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧や、応札容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧を削除しないでください。

「期待容量変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、期待容量等算定諸元一覧の提出の申込は完了していないので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

注：申込完了メールには、期待容量の変更申込を受け付けた旨が記載されています。  
その後、本機関が提出されたアセスメント対象容量を審査します。審査後に審査合格又は不合格の旨が電子メールにて送付されます。不合格のメールを受領した場合は、本機関からの依頼に応じてください。

### 5.1.3 期待容量等算定諸元一覧の修正

#### 【概要】

本項では、期待容量等算定諸元一覧の修正について説明します。

本機関で期待容量等算定諸元一覧を確認し、不備がある場合は修正を依頼しますので、修正後、再提出してください。

#### 【詳細手順】

本機関による審査の結果、不合格であった場合、期待容量等算定諸元一覧の修正が必要となります。

容量提供事業者は本機関からの期待容量等算定諸元一覧の修正依頼メールに記載されている修正依頼内容に従い、『5.1.2 期待容量等算定諸元一覧の提出』から再度実施してください。

### 5.1.4 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認

#### 【概要】

本項では、変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認について説明します。

本機関で変更事由を踏まえて変更契約書を作成します。作成内容について内容確認依頼の電子メールが送付されますので、変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容を確認してください。

#### 【詳細手順】

容量確保契約の変更が必要な容量提供事業者に対して、本機関より変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認の電子メールが送付されます。

容量提供事業者は、容量市場システムより PDF ファイル（変更契約書（本紙）、変更契約書（別紙）、変更契約書（補足情報））をダウンロードし、以下の変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の変更事由に応じた確認観点を参照し、内容を確認してください（表 5-9、図 5-9 参照）。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で対象電源の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、当該リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。「期待容量情報詳細画面」で「事業者コード\_変更契約書（本紙）\_変更回数\_契約変更日\_応札年度」と題した PDF ファイル（変更契約書（本紙））、「事業者コード\_変更契約書（補足情報）\_変更回数\_契約変更日\_応札年度」と題した PDF ファイル（変更契約書（補足情報））及び「電源等識別番号\_変更契約書（別紙）\_変更回数\_契約変更日\_応札年度」と題した PDF ファイル（変更契約書（別紙））をダウンロードしてください（図 5-10、図 5-11、図 5-12、図 5-13、図 5-14 参照）。

注：本機関・容量提供事業者間の容量確保契約書の授受方法について

対象事業者が同一応札年度に複数の契約電源を保有する場合、事業者に係る容量確保契約書の授受は、電源によらず、同一応札年度内で「電源等識別番号」が最小の電源の「期待容量情報詳細画面」の 1 画面上で行います。

同一応札年度内で「電源等識別番号」が最小の電源の「期待容量番号」リンクをクリックし、ファイルの提出及びダウンロードを行ってください。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

表 5-9 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の確認観点

No	容量確保契約の変更事由	確認対象項目	確認観点
1	契約電源が約款第11条に示す市場退出をした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約容量</li> <li>・経済的ペナルティ金額及びその内訳情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場退出対象の電源等情報の退出容量が適切に反映されていること</li> </ul>
2	約款第10条に示す電源等差替を実施した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差替契約対象年度</li> <li>・差替先電源の電源等識別番号</li> <li>・差替先電源等の名称</li> <li>・差替容量</li> <li>・メインオークションの約定単価が適用される年度</li> <li>・メインオークションのリクワイアメント・アセスメントが適用される年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量確保契約の変更対象の変更が適切に反映されていること</li> </ul>
3	供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合（供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けメインオークション開催年度の4月1日より前）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給力提供開始年度</li> <li>・制度適用期間開始年度</li> <li>・制度適用期間終了年度</li> </ul>	
4	供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合（供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けメインオークション開催年度の4月1日以降）（図 5-9 参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給力提供開始年度</li> <li>・制度適用期間開始年度</li> <li>・制度適用期間終了年度</li> <li>・メインオークションの約定単価が適用される年度</li> <li>・メインオークションのリクワイアメント・アセスメントが適用される年度</li> <li>・経済的ペナルティ金額及びその内訳情報</li> </ul>	

No	容量確保契約の変更事由	確認対象項目	確認観点
5	約款第13条に基づく「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行により、約款第15条に基づき短縮された約款第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が短縮した場合	・ メインオークションの約定単価が適用される年度	
6	契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積り額を下回った場合	・ 系統接続費確定による単価減額分	
7	契約電源に係る水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度・拠点備支援制度の支援金額が応札価格に含めた支援予想金額を超えた場合	・ 支援制度支援金確定による単価減額分	
8	制度適用期間中の新設・リプレースに対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合	・ 契約単価	
9	制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合 (スクラップ&ビルド)	・ 契約単価 ・ 運転終了日 ・ 制度適用期間終了年度 ・ 追加投資電源の制度適用期間開始年度 ・ 制度適用期間が中断する期間	
10	制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合 (ビルド&スクラップ)	・ 契約単価 ・ 制度適用期間終了年度 ・ 追加投資電源の制度適用期間開始年度	
11	約款第32条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合	・ 容量提供事業者名 ・ 参加登録申請者名 ・ 事業者コード	・ 容量確保契約の変更対象の変更が適切に反映されていること ・ 応札時未設立のコンソーシアムの場合、その他の変更項目が適切に反映されていること

No	容量確保契約の変更事由	確認対象項目	確認観点
12	調整不調電源の容量確保契約金額の減額が決定した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整不調電源のペナルティ要素に基づく減額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量確保契約の変更対象の変更が適切に反映されていること</li> </ul>
13	複数の契約電源を含む本契約のうち、特定の契約電源が第33条3項に基づき契約解除となった場合	- (別紙の削除)	
14	法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、第6条に基づき容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合(建設費の増加において、制度適用期間開始前に費用増加が認められた場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約単価</li> </ul>	
15	法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、第6条に基づき容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合(建設費の増加において、制度適用期間中に費用増加が認められ、増加金額が当初落札価格の1.5倍を超えない場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約単価</li> <li>事後的な費用増加による変更後契約単価の適用開始年度</li> </ul>	
16	法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、第6条に基づき容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合(建設費の増加において、制度適用期間中に費用増加が認められ、増加金額が当初落札価格の1.5倍を超える場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約単価</li> <li>事後的な費用増加による変更後契約単価の適用開始年度</li> <li>制度適用期間終了年度</li> </ul>	
17	法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、第6条に基づき容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合(建設費の増加において、制度適用期間終了後に費用増加が認められた場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約単価</li> <li>事後的な費用増加による変更後契約単価の適用開始年度</li> <li>制度適用期間終了年度</li> </ul>	
18	法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、第6条に基づき容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合(運転維持費のみの増加の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約単価</li> <li>事後的な費用増加による変更後契約単価の適用開始年度</li> </ul>	
19	その他（本機関が変更を必要と判断した場合）	- (個別判断)	<ul style="list-style-type: none"> <li>『5.1.1 契約変更要否の判断に向けた事実確認への回答』内容が適切に反映されていること</li> </ul>

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

注：契約単価及び減額要素の契約書確認項目・値

「契約単価」及び「約定単価からの減額要素」を変更する場合の契約書の確認対象項目は、契約単価の補正方法によって異なります。

約款別紙1に記載の物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法として、応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部の補正を選択している場合は、「契約単価（費目別補正選択）」及びその内訳情報の「約定単価からの減額要素」を、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）による補正を選択している場合は、「契約単価（消費者物価指数選択）」及びその内訳情報の「約定単価からの減額要素」を確認してください。

また、「契約単価」の内訳情報である「応札価格に含まれる各費用」は、応札フォーマット情報にて値を管理し、契約情報として扱う点にご留意ください。

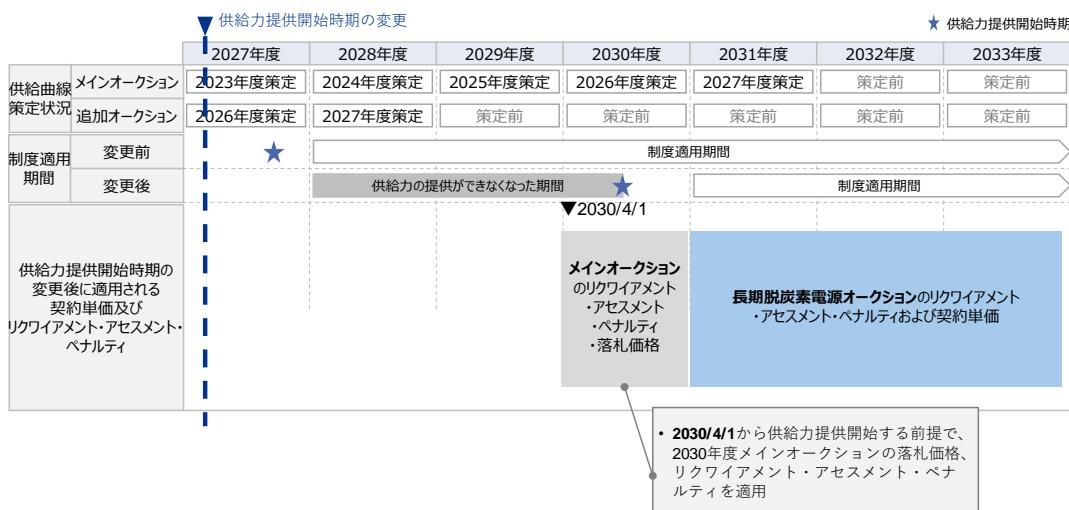


図 5-9 約款第31条1項③供給力提供開始時期の変更に伴い契約単価も変更されるケース

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

## 変更契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（応札年度2023年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、甲と乙との間で2024年5月31日に締結した容量確保契約書（以下「原契約」という。）を変更することに關し、この変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

## 記

1. 甲及び乙は、原契約の容量提供事業者及び応札年度は、以下のとおりであることを確認する。

容量提供事業者	株式会社AAA (1AJM)
応札年度	2023年度
契約期間	約款に記載のとおり

2. 甲及び乙は、以下の日付をもって原契約を変更する。

変更契約締結日	2024年9月1日
---------	-----------

3. 甲及び乙は、以下の理由により原契約（容量確保契約書（本紙/別紙））を変更することに合意する。

変更理由	
------	--

4. 甲及び乙は、原契約（容量確保契約書（本紙））の容量確保契約金額および契約容量を以下のとおり変更することに合意する。なお、変更後の電源の内訳は、容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）記載の変更後情報のとおりとする。

容量確保契約容量	容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）の通り
容量確保契約金額	容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）記載の算定式を用いて毎年度算出

5. 甲及び乙は、本変更契約に伴い発生する経済的ペナルティの金額は以下のとおりであることを確認する。甲は、本変更契約書の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

経済的ペナルティ[円]	
ペナルティ振込先	XXX

6. 乙は、前項の経済的ペナルティに関して、約款第15条第2項各号に該当する場合、当該各号に記載する金額を甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。

7. 第6項及び第7項の規定は、甲が市場退出または供給力提供開始時期の変更に伴って、本変更契約を締結する場合に限り、適用するものとする。

以上を証するため、本変更契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年　月　日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15  
電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力

図 5-10 変更契約書（本紙）イメージ

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

長期脱炭素電源オークションに係る変更契約書(別紙1)		
契約情報	変更前	変更後
契約種別区分	容量確保契約	容量確保契約
対象オーケン区分	長期脱炭素電源オークション	長期脱炭素電源オークション
応札年度	2023年度	2023年度
事業者コード	1AJM	1AJM
事業者名	株式会社AAA	株式会社AAA
契約電源等情報		
電源等識別番号	A0000001	A0000001
電源等の名称	A-1電源	A-1電源
容量を提供する電源等の区分	安定電源	安定電源
電源種別	蓄電池	蓄電池
発電方式	蓄電池	蓄電池
新設/リプレース/既設火力の改修の区分	新設	新設
エリア名	北海道	北海道
制度適用期間開始年度	2027年度	2027年度
制度適用期間終了年度	2046年度	2046年度
制度適用年数	20年	20年
供給力提供開始時期	2026年10月	2027年10月
供給力提供開始期限	2027年度	2028年度
運転終了日	—	—
同時落札条件で落札した電源の有無	無	無
同時落札条件の対象となる相手先電源の電源名①	—	—
同時落札条件の対象となる相手先電源の電源名②	—	—
同時落札条件の対象となる相手先電源の電源名③	—	—
同時落札条件の対象となる相手先電源の電源名④	—	—
同時落札条件の対象となる相手先電源の電源名⑤	—	—
差替契約対象年度	—	—
差替先電源の電源等識別番号	—	—
差替先電源等の名称	—	—
差替容量[kW]	—	—
メインオークションの約定単価が適用される年度 <sup>※1</sup>	—	—
メインオークションのリクワイアメント・アセスメントが課される年度	—	—
追加投資電源の制度適用期間開始年度	—	—
追加投資電源の電源等識別番号	—	—
追加投資電源の電源名	—	—
事後の費用増加による変更後契約単価の適用開始年度	—	—
制度適用期間が中断する期間	—	—

※1:容量確保契約期間中に以下の各事由が発生する場合、契約容量と契約単価が変更となる。電源等差替が行われた場合、差替契約期間の契約単価は対象実需給年度のメインオークションにおける差替えた電源が立地するエリアの約定価格とし、契約容量は差替容量とする。差替期間終了後の契約単価・契約容量は長期脱炭素電源オークションの約定単価・契約容量とする。供給力提供開始が変更(翌年度以降に後ろ倒し)された場合、変更後の供給力提供開始年度の契約単価は、対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とし、その翌年度以降の契約単価は長期脱炭素電源オークションの約定単価とする。

図 5-11 変更契約書（別紙1枚目）イメージ

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

長期脱炭素電源オークションに係る変更契約書(別紙1)		
	変更前	変更後
容量確保契約金額の算定式		
容量確保契約金額[円/年] (=①×②-(③+④)) ※補正方法に準じた①契約単価を用いる		
補正方法		
費用項目別補正 or 消費者物価指数による補正	費用項目別補正	費用項目別補正
資本費の補正要否	補正対象外	補正対象外
運転維持費(可変費を除く)の補正要否	補正対象	補正対象
資本コストの補正要否	補正対象	補正対象
建設工事費フレーテーによる補正要否	補正対象	補正対象
金利による補正要否	補正対象外	補正対象外
可変費の補正要否	補正対象外	補正対象外
補正に用いる貿易統計価格の燃料種 (LNG or 石炭)	補正対象外	補正対象外
水素・アンモニア種別(グレー・ブルー or グリーン)	補正対象外	補正対象外
天然ガスの燃料費の補正種別(マーケット連動 or エスカレート補正) (※水素・アンモニア区分:グレー・ブルー)	補正対象外	補正対象外
天然ガスの価格指標(フレント or HH) (※天然ガスの燃料費の補正方法:マーケット連動)	補正対象外	補正対象外
天然ガスまたは水素・アンモニアの調達国	補正対象外	補正対象外
CCSの貯留方法(国内貯留 or 海外貯留)	補正対象外	補正対象外
CCSの貯留対象国(※CCSの貯留方法:海外貯留)	補正対象外	補正対象外
契約単価 (費用項目別補正選択)		
①契約単価=( $\bar{x}$ (応札価格に含まれる各費用×補正項)+可変費の累積損益) <sup>※2</sup> )		
[円/kW/年]		
応札価格に含まれる各費用 <sup>※3</sup>		
運転維持費(可変費を除く)	※3	※3
資本コスト	※3	※3
可変費	※3	※3
※水素・アンモニアの専焼火力もしくは混焼火力の場合(A), CCS付火力の場合(B)		
(A)水素・アンモニアの燃料費		
※水素・アンモニア区分がグレー・ブルーの場合(ア)と(イ)を、グリーンの場合(ア)と(イ)を内訳する		
(ア)水素・アンモニアの燃料費		
天然ガスの燃料費	※3	※3
(水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費)のうちのCAPEX	※3	※3
(水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費)のうちのOPEX	※3	※3
(ア')水素・アンモニア燃料費		
電気代	※3	※3
(水素・アンモニアの燃料費-電気代)のうちのCAPEX	※3	※3
(水素・アンモニアの燃料費-電気代)のうちのOPEX	※3	※3
(イ)LNG・石炭の燃料費	※3	※3
(B)CCSの可変費		
※CCS貯留方法が国内貯留の場合(エ)と(オ)を、海外貯留の場合(エ')と(オ')を内訳する		
(エ)分離回収費用(燃料費、電気代)		
CO <sub>2</sub> 分離回収に要する燃料費と(外部調達する場合)蒸気代の合計	※3	※3
CO <sub>2</sub> 分離回収に要する電気代	※3	※3
(エ')分離回収費用(CO <sub>2</sub> 吸収液等のその他費用)および(オ)輸送・貯留費用		
輸送・貯留費用(CAPEXに限る)	※3	※3
分離回収費用(その他費用)と輸送・貯留費用(OPEXに限る)合計	※3	※3
(エ')分離回収費用(CO <sub>2</sub> 吸収液等のその他費用)		
分離回収費用(その他費用)	※3	※3
(オ')分離回収費用		
輸送費用のうちのCAPEX	※3	※3
輸送費用のうちのOPEX	※3	※3
貯留費用のうちのCAPEX	※3	※3
貯留費用のうちのOPEX	※3	※3
資本費(減額要素確定後) <sup>※4</sup> =(C)資本費 - (D)約定単価からの減額要素)		
(C)資本費 <sup>※4</sup>	※3	※3
(D)約定単価からの減額要素((カ)+(キ))	74	74
(カ)系統接続費確定による単価減額分	71	71
(キ)支援制度支援金額確定による単価減額分	3	3

※2:可変費の累積損益は、制度適用期間の最終10年間のうち長期脱炭素電源オークションの容量収入を得られる期間の最終年度のみに適用する。

※3:応札価格に含まれる各費用は、応札フォーマット情報の「サマリ」パートの「3.契約情報として取り扱う応札価格の内訳」を参照する。

※4:約款の第31条1項②④に基づく契約変更が「(D)契約単価からの減額要素」確定前に発生した場合は「(C)資本費」に適用し、確定後に発生した場合は、変更後の資本費は「(資本費(減額要素確定後))」に適用する。

図 5-12 変更契約書(別紙2枚目)イメージ

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

長期脱炭素電源オークションに係る変更契約書(別紙1)		
	変更前	変更後
容量確保契約金額の算定式		
容量確保契約金額[円/年] (=①×②-(③+④))※補正方法に準じた①契約単価を用いる		
契約単価 (費用項目別補正選択)		
①契約単価=(Σ(応札價格に含まれる各費用×補正項)+可変費の累積損益 <sup>※2</sup> )		
[円/kW/年]		
補正項 <sup>※5</sup>		
運転維持費補正項(可変費を除く)	※5	※5
資本コスト補正項	※5	※5
可変費補正項		
(A)水素・アンモニアの燃料費補正項		
※水素・アンモニア区分がグレー・ブルーの場合(ア)と(イ)を、グリーンの場合(ア')と(イ')を内訳とする		
(ア)水素・アンモニアの燃料費		
天然ガスの燃料費補正項	-	-
(水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費)のうちのCAPEX補正項	-	-
(水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費)のうちのOPEX補正項	-	-
(ア')水素・アンモニア燃料費		
電気代補正項	-	-
(水素・アンモニアの燃料費-電気代)のうちのCAPEX補正項	-	-
(水素・アンモニアの燃料費-電気代)のうちのOPEX補正項	-	-
(イ)LNG-石炭の燃料費補正項	-	-
(B)CCSの可変費補正項		
※CCS貯留方法が国内貯留の場合(エ)と(オ)を、海外貯留の場合(エ')と(オ')を内訳とする		
(ウ)分離回収費用(燃料費、電気代)		
CO2分離回収に要する燃料費と(外部調達する場合)蒸気代の合計の補正項	-	-
CO2分離回収に要する電気代補正項	-	-
(エ)分離回収費用(CO2吸収液等のその他費用)および(オ)輸送・貯留費用		
輸送・貯留費用(CAPEXに限る)補正項	-	-
分離回収費用(その他費用)と輸送・貯留費用(OPEXに限る)合計の補正項	-	-
(エ')分離回収費用(CO2吸収液等のその他費用)		
分離回収費用(その他費用)補正項	-	-
(オ')分離回収費用		
輸送費用のうちのCAPEX補正項	-	-
輸送費用のうちのOPEX補正項	-	-
貯留費用のうちのCAPEX補正項	-	-
貯留費用のうちのOPEX補正項	-	-
資本費(減額要素確定後)補正項	-	-
可変費の累積損益=(E)可変費の差額の期間累積 <sup>※6</sup>		
(E)可変費の差額 <sup>※7</sup>	-	-
契約単価 (消費者物価指数による補正選択)		
①契約単価=(約定単価-約定単価からの減額要素)×補正指標(消費者物価指数)		
[円/kW/年]		
約定単価[円/kW/年] <sup>※8</sup>	-	-
約定単価からの減額要素((カ)+(キ))	-	-
(カ)系統接続費確定による単価減額分	-	-
(キ)支援制度支援金額確定による単価減額分	-	-
補正項(消費者物価指数)[%] <sup>※5</sup>	-	-
契約容量		
②契約容量[kW]	100,000	100,000
減額		
③ペナルティ要素等に基づく減額[円/年]		
実需給2027年度の調整不調電源のペナルティ要素に基づく減額(物価補正前)[円/年] <sup>※9</sup>	100	100
実需給2028年度の調整不調電源のペナルティ要素に基づく減額(物価補正前)[円/年] <sup>※9</sup>	80	80
実需給2029年度の調整不調電源のペナルティ要素に基づく減額(物価補正前)[円/年] <sup>※9</sup>	90	90
④その他ペナルティ要素に基づく減額[円/年]	-	-

※5:補正項は、選択した補正方法に則り、約款の別紙1に基づき算出した値とする。なお、制度適用期間前に支払・請求が発生する場合の補正項は、支払・請求発生年度前年の消費者物価指数(コアCPI、年平均値)を応札年度前年の消費者物価指数(コアCPI、年平均値)で除した値とする。

※6:可変費の差額の累積期間は、制度適用期間の最終10年間のうち、長期脱炭素電源オークションとしての容量収入を得られる期間の最終年度を除く期間とする。なお、各年度の差額を累積する際、累積額が正の値になる場合は、累積額を0として翌年度以降の差額を累積する。

※7:対象実需給年度における可変費の差額は「可変費 × 補正項(対象実需給年度前年)」から「可変費 × 補正項(対象実需給年度)」を減じて算定する。

※8:約定単価は、応札フォーマット情報の応札價格を参照する。

※9:調整不調電源のペナルティ要素に基づく減額については、対象実需給年度の2年前に毎年実施する容量停止計画の調整に係るアセメント・ペナルティ算定結果に基づき決定する。

図 5-13 変更契約書（別紙3枚目）イメージ

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

変更契約書（補足情報）																										
以下では、乙が甲に請求する経済的ペナルティ金額の補足情報として、金額算定根拠を記載する。																										
<市場退出の場合>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: right;"> <tr><td>応札年度</td><td></td><td>2023年度</td></tr> <tr><td>市場退出年度</td><td></td><td>2027年度</td></tr> <tr><td>物価補正</td><td>           ①応札前年度コアCPI年平均値<sup>*1</sup>            ②市場退出前年度コアCPI年平均値<sup>*1</sup>            ③物価補正項 (②÷①)         </td><td>           101.4            107.1            1.06         </td></tr> <tr><td>④物価補正前契約単価[円/kW/年]</td><td></td><td>1,000</td></tr> <tr><td>⑤物価補正後契約単価[円/kW/年] (④×③)</td><td></td><td>1,056</td></tr> <tr><td>⑥退出容量[kW]</td><td></td><td>100,000</td></tr> <tr><td>経済的ペナルティ[円] (⑤×⑥×10%)</td><td></td><td>10,560,000</td></tr> </table>		応札年度		2023年度	市場退出年度		2027年度	物価補正	①応札前年度コアCPI年平均値 <sup>*1</sup> ②市場退出前年度コアCPI年平均値 <sup>*1</sup> ③物価補正項 (②÷①)	101.4 107.1 1.06	④物価補正前契約単価[円/kW/年]		1,000	⑤物価補正後契約単価[円/kW/年] (④×③)		1,056	⑥退出容量[kW]		100,000	経済的ペナルティ[円] (⑤×⑥×10%)		10,560,000				
応札年度		2023年度																								
市場退出年度		2027年度																								
物価補正	①応札前年度コアCPI年平均値 <sup>*1</sup> ②市場退出前年度コアCPI年平均値 <sup>*1</sup> ③物価補正項 (②÷①)	101.4 107.1 1.06																								
④物価補正前契約単価[円/kW/年]		1,000																								
⑤物価補正後契約単価[円/kW/年] (④×③)		1,056																								
⑥退出容量[kW]		100,000																								
経済的ペナルティ[円] (⑤×⑥×10%)		10,560,000																								
<small>*1:消費者物価指数（コアCPI、年平均値）は補正実施時点で総務省により公表されている最新の基準年における「生鮮食品を除く総合」指数を用いる。</small>																										
<供給力提供開始時期の遵守>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: right;"> <tr><td>オークション種別・対象実需給年度<sup>*2</sup></td><td>メインオークション約定単価[円/kW]<sup>*3</sup></td><td>差替を除く契約容量[kW]</td><td>経済的ペナルティ金額[円]<sup>*4</sup> (メインオークションの場合: ①×②×5%)</td></tr> <tr><td rowspan="4">メインオークション</td><td>20XX年度</td><td>9,999</td><td>9,999,999 (③)</td></tr> <tr><td>20XX年度</td><td>9,999</td><td>9,999,999 (④)</td></tr> <tr><td>20XX年度</td><td>9,999</td><td>9,999,999 (⑤)</td></tr> <tr><td>20XX年度</td><td>9,999</td><td>9,999,999 (⑥)</td></tr> <tr><td>追加オークション</td><td>20XX年度</td><td>9,999</td><td>9,999,999 (⑦)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>計</td><td>99,999,999(③+④+⑤+⑥+⑦)</td></tr> </table>		オークション種別・対象実需給年度 <sup>*2</sup>	メインオークション約定単価[円/kW] <sup>*3</sup>	差替を除く契約容量[kW]	経済的ペナルティ金額[円] <sup>*4</sup> (メインオークションの場合: ①×②×5%)	メインオークション	20XX年度	9,999	9,999,999 (③)	20XX年度	9,999	9,999,999 (④)	20XX年度	9,999	9,999,999 (⑤)	20XX年度	9,999	9,999,999 (⑥)	追加オークション	20XX年度	9,999	9,999,999 (⑦)			計	99,999,999(③+④+⑤+⑥+⑦)
オークション種別・対象実需給年度 <sup>*2</sup>	メインオークション約定単価[円/kW] <sup>*3</sup>	差替を除く契約容量[kW]	経済的ペナルティ金額[円] <sup>*4</sup> (メインオークションの場合: ①×②×5%)																							
メインオークション	20XX年度	9,999	9,999,999 (③)																							
	20XX年度	9,999	9,999,999 (④)																							
	20XX年度	9,999	9,999,999 (⑤)																							
	20XX年度	9,999	9,999,999 (⑥)																							
追加オークション	20XX年度	9,999	9,999,999 (⑦)																							
		計	99,999,999(③+④+⑤+⑥+⑦)																							
<small>*2:供給力提供開始時期の変更により、供給曲線へ影響を及ぼしたオークションの種別および対象実需給年度</small>																										
<small>*3:供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）</small>																										
<small>*4:メインオークション約定単価に差替を除く契約容量を乗算して算出</small>																										

図 5-14 変更契約書（補足情報）イメージ

注2：変更事由が表5-9のNo.1、No.3、No.4に該当する場合、経済的ペナルティが科される場合があります。変更契約書（本紙）に記載されている「経済的ペナルティ金額」が適切か、変更契約書（補足情報）に記載されている算定根拠と併せて確認してください。

変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認の結果、修正が必要である場合、『5.1.5 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の修正依頼』に進んでください。

変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認の結果、修正が不要である場合、本機関からの変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認の電子メールに修正不要の旨を返送してください（表5-10参照）。

表5-10 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の確認結果メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認結果のご連絡
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様  変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容に合意します。
添付資料	-

### 5.1.5 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の修正依頼

#### 【概要】

本項では、変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の修正依頼について説明します。

本機関より受領した変更契約書内容（本紙・別紙・補足情報）を確認した結果、修正事項がある場合は、修正依頼を電子メールで送付してください。

#### 【詳細手順】

容量提供事業者は、『5.1.4 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認』において、変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容に対して修正を依頼する場合、本機関から送付された変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の確認依頼メールに対し、修正依頼の内容をメール本文に記載して返送してください（表 5-11 参照）。

表 5-11 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の修正依頼メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オーケション/事業者コード】変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の修正依頼
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様</p> <p>変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の以下について修正をお願いします。</p> <p>注：修正箇所の記載例</p> <p>【修正依頼対象】 変更契約書（本紙）</p> <p>【修正依頼箇所】 変更後の容量確保契約金額が異なる</p>
添付資料	-

本機関が修正内容を受領した場合、修正依頼内容を確認後、変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の確認依頼メールが再度送付されます。再度『5.1.4 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の内容確認』から実施してください。

### 5.1.6 押印済み変更契約書への記入・押印

#### 【概要】

本項では、本機関による押印済みの変更契約書への記入・押印について説明します。本機関から押印済み変更契約書への記入・押印依頼が電子メールで送付されます。記入・押印後に指定宛先に返送してください。

#### 【詳細手順】

容量提供事業者からの変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の修正不要の旨の電子メール受領後、本機関より変更契約書への記入・押印依頼を電子メールにて送付します。また、別途、変更契約書を2部郵送します。

変更契約書を受領した容量提供事業者は、変更契約書に記名及び記名日を記入し、押印してください（図5-15参照）。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.1 容量確保契約の変更

**変更契約書**

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（応札年度2023年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、甲と乙との間で2024年5月31日に締結した容量確保契約書（以下「原契約」という。）を変更することに関し、この変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

1. 甲及び乙は、原契約の容量提供事業者及び応札年度は、以下のとおりであることを確認する。

容量提供事業者	株式会社AAA (1AJM)
応札年度	2023年度
契約期間	約款に記載のとおり

2. 甲及び乙は、以下の日付をもって原契約を変更する。

変更契約締結日	2024年9月1日
---------	-----------

3. 甲及び乙は、以下の理由により原契約（容量確保契約書（本紙/別紙））を変更することに合意する。

変更理由	
------	--

4. 甲及び乙は、原契約（容量確保契約書（本紙））の容量確保契約金額および契約容量を以下のとおり変更することに合意する。なお、変更後の電源の内訳は、容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）記載の変更後情報のとおりとする。

容量確保契約容量	容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）の通り
容量確保契約金額	容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）記載の算定式を用いて毎年度算出

5. 甲及び乙は、本変更契約に伴い発生する経済的ペナルティの金額は以下のとおりであることを確認する。甲は、本変更契約書の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

経済的ペナルティ[円]	
ペナルティ振込先	XXX

6. 乙は、前項の経済的ペナルティに関して、約款第15条第2項各号に該当する場合、当該各号に記載する金額を甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。

7. 第6項及び第7項の規定は、甲が市場退出または供給力提供開始時期の変更に伴って、本変更契約を締結する場合に限り、適用するものとする。

以上を証するため、本変更契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名・押印のうえ、各1部保有する。

年　月　日

甲：

指定の箇所に事業者情報を記入し、記入日を記入し押印してください。

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15  
電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力

図 5-15 変更契約書への記入・押印箇所

変更契約書への記入・押印完了後、変更契約書の原本を本機関へ1部郵送してください。もう1部の変更契約書は容量提供事業者側で保管してください。

また、記入・押印済み変更契約書の郵送完了後、押印済み変更契約書の原本を郵送した旨をメール本文に記載して電子メールを送付してください（表5-12参照）。

表 5-12 変更契約書の提出メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】変更契約書の提出のご連絡
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様  変更契約書の写しを提出いたします。 また、変更契約書の原本の郵送が完了した旨をご連絡します。
添付資料	変更契約書

## 注1：記入・押印済み変更契約書の原本郵送先について

記入・押印済み変更契約書の原本を郵送する際は、以下の宛先に郵送してください。

〒100-6607

東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキヨウサウスタワー7階

電力広域的運営推進機関 長期脱炭素電源オークション契約管理窓口 宛

## 注2：提出した変更契約書の修正について

本機関により容量提供事業者の提出した変更契約書確認の結果、記入及び押印に不備があった場合、変更契約書への記入修正が必要となります。本機関から送付される修正依頼電子メールに従い、再度『5.1.6 押印済み変更契約書への記入・押印』のはじめから実施してください。

## 5.2 容量確保契約の解約

本節では、容量確保契約の解約について以下の流れで説明します（図 5-16 参照）。

### 5.2.1 解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認

### 5.2.2 解約合意書（本紙・補足情報）の修正依頼

### 5.2.3 押印済み解約合意書への記入・押印

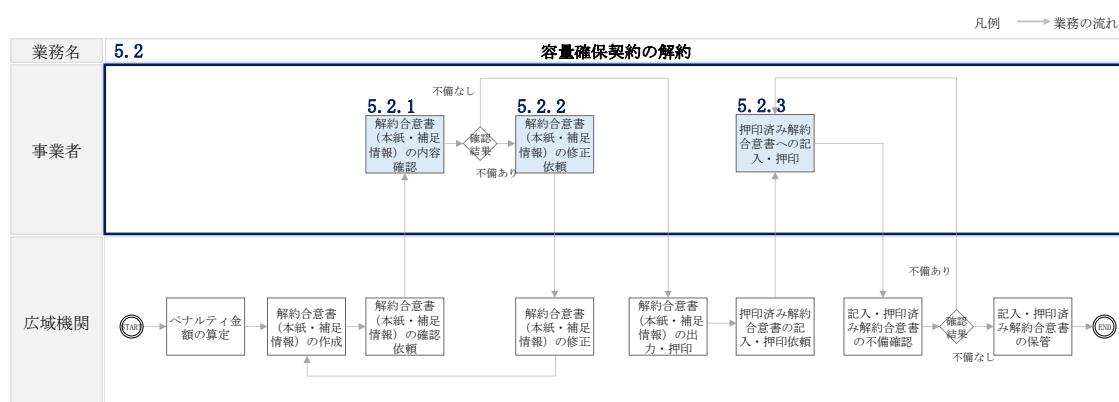


図 5-16 容量確保契約の解約業務の詳細構成

### 5.2.1 解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認

#### 【概要】

本項では、解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認について説明します。

容量確保契約の解約が必要な場合は、本機関より解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認依頼が電子メールで送付されますので、内容を確認してください。

#### 【詳細手順】

容量確保契約の解約が必要な容量提供事業者に対して、本機関より解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認依頼の電子メールが送付されます。

容量提供事業者は、容量市場システムより PDF ファイル（解約合意書（本紙・補足情報））をダウンロードし、以下の解約合意書（本紙・補足情報）の確認観点を参照し、内容を確認してください（表 5-13 参照）。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で対象電源の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、当該リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。「期待容量情報詳細画面」で「事業者コード\_解約合意書（本紙）\_変更回数\_契約解約日\_応札年度」と題した PDF ファイル（解約合意書（本紙））及び「事業者コード\_解約合意書（補足情報）\_変更回数\_契約解約日\_応札年度」と題した PDF ファイル（解約合意書（補足情報））をダウンロードしてください（図 5-17、図 5-18 参照）。

注：本機関・容量提供事業者間の解約合意書の授受方法について

対象事業者が同一応札年度に複数の契約電源を保有する場合、事業者に係る解約合意書の授受は、電源によらず、同一応札年度内で「電源等識別番号」が最小の電源の「期待容量情報詳細画面」の 1 画面上で行います。

同一応札年度内で「電源等識別番号」が最小の電源の「期待容量番号」リンクをクリックし、ファイルの提出及びダウンロードを行ってください。

表 5-13 解約合意書（本紙・補足情報）の確認観点

No	確認対象項目	確認対象の契約書類	確認観点
1	・ 退出容量	・ 解約合意書（本紙）	・ 市場退出対象の電源等情報の退出容量が適切に反映されていること

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.2 容量確保契約の解約

注：容量提供事業者の保有する契約電源の全てが市場退出すると解約となります。市場退出に伴い解約となる場合、市場退出事由に応じて経済的ペナルティが科される場合があります。経済的ペナルティが科される場合は、解約合意書（本紙）に記載されていますので、「経済的ペナルティ金額」が適切か、解約合意書（補足情報）に記載されている算定根拠と併せて確認してください。

## 解約合意書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、以下の解約について合意する。

なお、本合意書に定めのない事項については、オークション募集要綱（応札年度2023年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）によるものとする。

記

1. 甲および乙は、2024年5月31日に締結した容量確保契約（以下「原契約」という。）を、次項の解約日をもって終了させ、原契約は将来に向けてその効力を失うものとする。

なお、解約する原契約の容量提供事業者および応札年度は以下のとおりとする。

容量提供事業者	DDDエナジー
応札年度	2023年度

2. 解約日は以下のとおりとする。

解約日	2024年7月1日
-----	-----------

3. 甲及び乙は、市場退出に伴う退出容量および経済的ペナルティの金額は以下のとおりであると確認する。甲は、本合意書の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

退出容量[kW]	100,000
経済的ペナルティ[円]	10,560,000
ペナルティ振込先	XXX

4. 前3項に関わらず、原契約に関して解約日時点で甲、乙が双方の相手方に対して有する債権および守秘義務については、解約日以降も原契約の効力を失わないものとする。

5. 市場退出に伴い支払われた経済的ペナルティに関して、約款第13条第2項各号に該当する場合、各号に基づいて算出された金額を乙は甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。

以上を証するため、本合意書の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年　月　日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15  
電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力

図 5-17 解約合意書（本紙）イメージ

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.2 容量確保契約の解約

## 解約合意書（補足情報）

以下では、乙が甲に請求する経済的ペナルティ金額の補足情報として、金額算定根拠を記載する。

応札年度	2023年度
市場退出年度	2027年度
物価補正	①応札前年度コアCPI年平均値 <sup>*1</sup>
	101.4
	②市場退出前年度コアCPI年平均値 <sup>*1</sup>
	107.1
	③物価補正項 (②÷①)
	1.06
④物価補正前契約単価[円/kW/年]	1,000
⑤物価補正後契約単価[円/kW/年] (④×③)	1,056
⑥退出容量[kW]	100,000
経済的ペナルティ[円] (⑤×⑥×10%)	10,560,000

\*1:消費者物価指数（コアCPI、年平均値）は補正実施時点で総務省により公表されている最新の基準年における「生鮮食品を除く総合」指標を用いる。

図 5-18 解約合意書（補足情報）イメージ

解約合意書の内容確認の結果、修正が必要である場合、『5.2.2 解約合意書（本紙・補足情報）の修正依頼』に進んでください。

解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認の結果、修正が不要である場合、本機関からの解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認依頼の電子メールに修正不要の旨を返送してください（表 5-14 参照）。

表 5-14 解約合意書（本紙・補足情報）の確認結果メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認結果のご連絡
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様  解約合意書（本紙・補足情報）の内容に合意します。
添付資料	-

### 5.2.2 解約合意書（本紙・補足情報）の修正依頼

#### 【概要】

本項では、解約合意書（本紙・補足情報）の修正依頼について説明します。

本機関より受領した解約合意書（本紙・補足情報）の内容を確認した結果、修正事項がある場合は、修正依頼を電子メールで送付してください。

#### 【詳細手順】

容量提供事業者は、『5.2.1 解約合意書（本紙・補足情報）の内容確認』において、解約合意書（本紙・補足情報）の内容に修正を依頼する場合、本機関から送付された解約合意書（本紙・補足情報）の確認依頼メールに対し、修正依頼の内容をメール本文に記載して返送してください（表 5-15 参照）。

表 5-15 解約合意書（本紙・補足情報）の修正依頼メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】解約合意書（本紙・補足情報）の修正依頼
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様  解約合意書（本紙・補足情報）の以下について修正をお願いします。  注：修正箇所の記載例  【修正依頼対象】 解約合意書（本紙） 【修正依頼箇所】 退出容量が異なる 経済的ペナルティ額[円]が異なる
添付資料	-

修正内容を返信した場合、本機関での確認後、解約合意書（本紙・補足情報）の確認依頼メールが再度送付されます。再度解約合意書の内容を確認してください。

### 5.2.3 押印済み解約合意書への記入・押印

#### 【概要】

本項では、押印済みの解約合意書への記入・押印について説明します。

#### 【詳細手順】

容量提供事業者からの解約合意書（本紙・補足情報）の修正不要の旨の電子メール受領後、本機関より解約合意書への記入・押印依頼を電子メールにて送付します。また、別途、解約合意書を2部郵送します。

解約合意書を受領した容量提供事業者は、解約合意書に記名及び記名日を記入し、押印してください（図5-19参照）。

## 第5章 容量確保契約（変更・解約・解除）

## 5.2 容量確保契約の解約

## 解約合意書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、以下の解約について合意する。

なお、本合意書に定めのない事項については、オークション募集要綱（応札年度2023年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）によるものとする。

記

- 甲および乙は、2024年5月31日に締結した容量確保契約（以下「原契約」という。）を、次項の解約日をもって終了させ、原契約は将来に向けてその効力を失うものとする。

なお、解約する原契約の容量提供事業者および応札年度は以下のとおりとする。

容量提供事業者	DDDエナジー
応札年度	2023年度

- 解約日は以下のとおりとする。

解約日	2024年7月1日
-----	-----------

- 甲及び乙は、市場退出に伴う退出容量および経済的ペナルティの金額は以下のとおりであると確認する。甲は、本合意書の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

退出容量[kW]	100,000
経済的ペナルティ[円]	10,560,000
ペナルティ振込先	XXX

- 前3項に関わらず、原契約に関して解約日時点で甲、乙が双方の相手方に対して有する債権および守秘義務については、解約日以降も原契約の効力を失わないものとする。

- 市場退出に伴い支払われた経済的ペナルティに関して、約款第13条第2項各号に該当する場合、各号に基づいて算出された金額を乙は甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。

以上を証するため、本合意書の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15  
電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力

指定の箇所に事業者情報を記入し、記入日を記入し押印してください。

図 5-19 解約合意書への記入・押印箇所

解約合意書への記入・押印完了後、解約合意書を本機関へ1部郵送してください。もう1部の解約合意書は容量提供事業者側で保管してください。

また、押印済み解約合意書の郵送完了後、押印済み解約合意書を郵送した旨を電子メール本文に記載して電子メールを送付してください（表5-16参照）。

表 5-16 解約合意書の提出メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オーネーション/事業者コード】解約合意書の提出のご連絡
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様  解約合意書の写しを提出いたします。 また、解約合意書の原本の郵送が完了した旨をご連絡します。
添付資料	解約合意書

## 注1：記入・押印済み解約合意書の原本郵送先について

記入・押印済み解約合意書の原本を郵送する際は、以下の宛先に郵送してください。

〒100-6607

東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキヨウサウスタワー7階

電力広域的運営推進機関 長期脱炭素電源オーネーション契約管理窓口 宛

## 注2：提出した解約合意書の修正について

本機関により容量提供事業者の提出した解約合意書確認結果、記入及び押印に不備があった場合、解約合意書への記入修正が必要となります。本機関から送付される修正依頼メールに従い、再度『5.2.3 押印済み解約合意書への記入・押印』のはじめから実施してください。

### 5.3 容量確保契約の解除

本節では、容量確保契約の解除について以下の流れで説明します（図 5-20 参照）。

### 5.3.1 解除通知書の内容確認

### 5.3.2 解除通知書の修正依頼

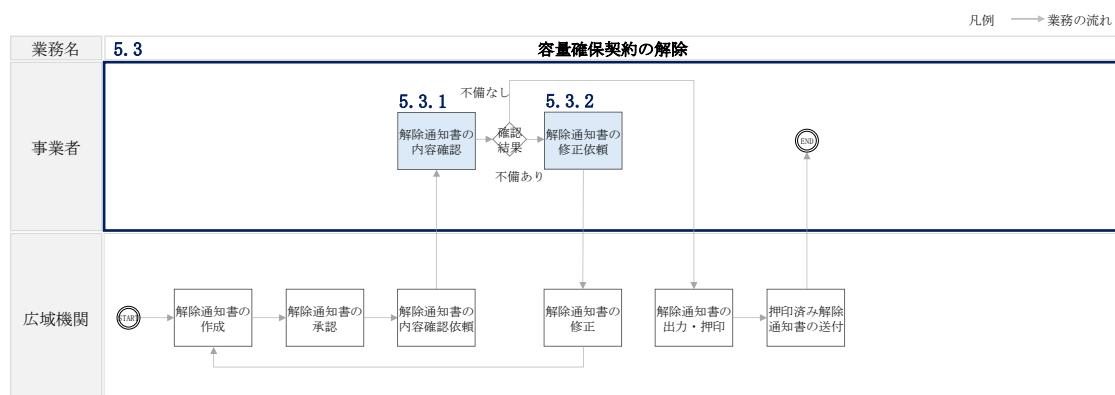


図 5-20 容量確保契約の解除業務の詳細構成

本機関により、以下の容量確保契約の解除事由に該当すると判断した場合、容量確保契約が解除となります（表 5-17 参照）。

表 5-17 容量確保契約の解除に該当する事由一覧

No	約款該当箇所	容量確保契約の解除事由
1	第 33 条 1 項	約款第 33 条 1 項①～⑧のいずれかに該当する事由が生じた場合
2	第 33 条 2 項	容量市場の公正を害する行為をしたと認められた場合
3	第 33 条 3 項条文	送配電等業務指針、長期脱炭素電源オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、約款及びその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合
4	第 33 条 3 項①	LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）及びアンモニア専焼火力（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修について、合理的な理由なくロードマップの実現への取組みを行っていないことが明らかになったとき
5	第 33 条 3 項②	契約電源が約款第 6 条第 2 項に基づき算定された容量確保契約金額（各年）を受け取っている場合であって、建て替え後の発電設備が市場退出した場合

No	約款該当箇所	容量確保契約の解除事由
6	第33条3項③	2051年度期首時点で制度適用期間が終了していない既設火力のバイオマス専焼にするための改修について、2050年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現していないことが明らかになったとき
7	第33条3項④	契約電源の補助金の受領が後になって判明したとき
8	第33条3項⑤	契約電源について環境影響評価が必要な場合において、環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを称する書類を事業計画書の提出時に添付できず、約定結果公表後、5ヶ月以内に提出されないとき
9	第33条3項⑥	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く。）について、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低いことが明らかになったとき
10	第33条3項⑦	既設火力をCCS付火力に改修する電源について、合理的な理由なく、継続的に年間CO <sub>2</sub> 貯蔵率が著しく低いことが明らかになったとき
11	第33条3項⑧	監視にあたり電力・ガス取引監視等委員会に提出しなければならない書類を合理的な理由なく提出していないことが明らかになったとき

注：契約解除の経済的ペナルティ

約款第33条第1項及び第2項により契約解除となった場合には、約款第12条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、契約解除となった年度において市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

### 5.3.1 解除通知書の内容確認

#### 【概要】

本項では、解除通知書の内容確認について説明します。

容量確保契約の解除が必要な場合は、本機関より解除通知書の内容確認依頼が電子メールで送付されますので、内容を確認してください。

#### 【詳細手順】

容量確保契約が解除となる容量提供事業者に対して、本機関より解除通知書の内容確認依頼が電子メールにて送付されます。

容量提供事業者は、受領した解除通知書に記載されている経済的ペナルティ金額を確認してください。

解除通知書の内容確認の結果、解除による経済的ペナルティ金額の修正が必要である場合、『5.3.2 解除通知書の修正依頼』に進んでください。

解除通知書の内容確認の結果、解除による経済的ペナルティ金額の修正が不要である場合、本機関に修正不要の旨を返信してください。

本機関より、容量提供事業者から解除通知書の修正不要の旨の電子メール受領後、解除通知書を郵送します。

注：解除通知書を郵便で受領した場合、解除通知書にて本機関が指定した日付を以て  
容量確保契約が解除されます。

### 5.3.2 解除通知書の修正依頼

#### 【概要】

本項では、解除通知書の修正依頼について説明します。

本機関より受領した解除通知書の内容を確認した結果、修正事項がある場合は、修正依頼を電子メールで送付してください。

#### 【詳細手順】

容量提供事業者は、『5.3.1 解除通知書の内容確認』において、解除による経済的ペナルティ金額の修正を依頼する場合、本機関から送付された解除通知書の内容確認依頼が記載された電子メールに対し、修正依頼の内容を電子メール本文に記載して返送してください。

修正依頼を電子メールにて返信した場合、本機関での確認後、解除通知書の内容確認依頼の電子メールが再度送付されます。再度、解除通知書の内容を確認してください（表 5-18 参照）。

表 5-18 解除通知書の修正依頼メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】解除通知書の修正依頼
To	<u>youryou_sys_training1@occto.or.jp</u>
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様</p> <p>解除通知書の以下について修正をお願いします。</p> <p>注：修正箇所の記載例</p> <p><b>【修正依頼箇所】</b></p> <p>退出容量が異なる 経済的ペナルティ額[円]が異なる</p>
添付資料	-

## Appendix.1 図表一覧

図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルに掲載中の業務	4
図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	9
図 2-1 第2章の構成	10
図 2-2 差替掲示板情報の登録業務の詳細構成	13
図 2-3 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	19
図 2-4 「差替掲示板情報登録申込画面」の画面イメージ	22
図 2-5 「差替掲示板情報審査画面」の画面イメージ	26
図 2-6 差替掲示板情報の変更・取消業務の詳細構成	27
図 2-7 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ	29
図 2-8 「差替掲示板情報取消申込画面」の画面イメージ	30
図 2-9 電源等差替情報の登録業務の詳細構成	33
図 2-10 電源等差替における証憑提出に係る「電源等情報変更申込画面」確定情報の提出画面イメージ	42
図 2-11 電源等差替における証憑提出に係る「完了画面」における提出書類追加方法	43
図 2-12 捲印済み差替契約書の提出に係る「電源等情報変更申込画面」確定情報の提出画面イメージ	46
図 2-13 電源等差替情報の変更・取消業務の詳細構成	48
図 3-1 第3章の構成	51
図 3-2 事業者の退出表明に基づく市場退出業務の詳細構成	52
図 4-1 第4章の構成	57
図 4-2 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き業務の詳細構成	58
図 4-3 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定時証憑に係る「電源等情報変更申込画面」確定情報の提出画面イメージ	61
図 4-4 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定時証憑に係る「完了画面」における提出書類追加方法	62
図 4-5 電源等情報の追加登録業務の詳細構成	64
図 4-6 事業者・電源等情報・期待容量の変更業務の詳細構成	67
図 4-7 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）業務の詳細構成	70
図 4-8 費用増加のケースごとの契約単価の算定方法と適用期間	82
図 4-9 「期待容量情報変更申込画面」 画面イメージ	88
図 4-10 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）業務の詳細構成	90

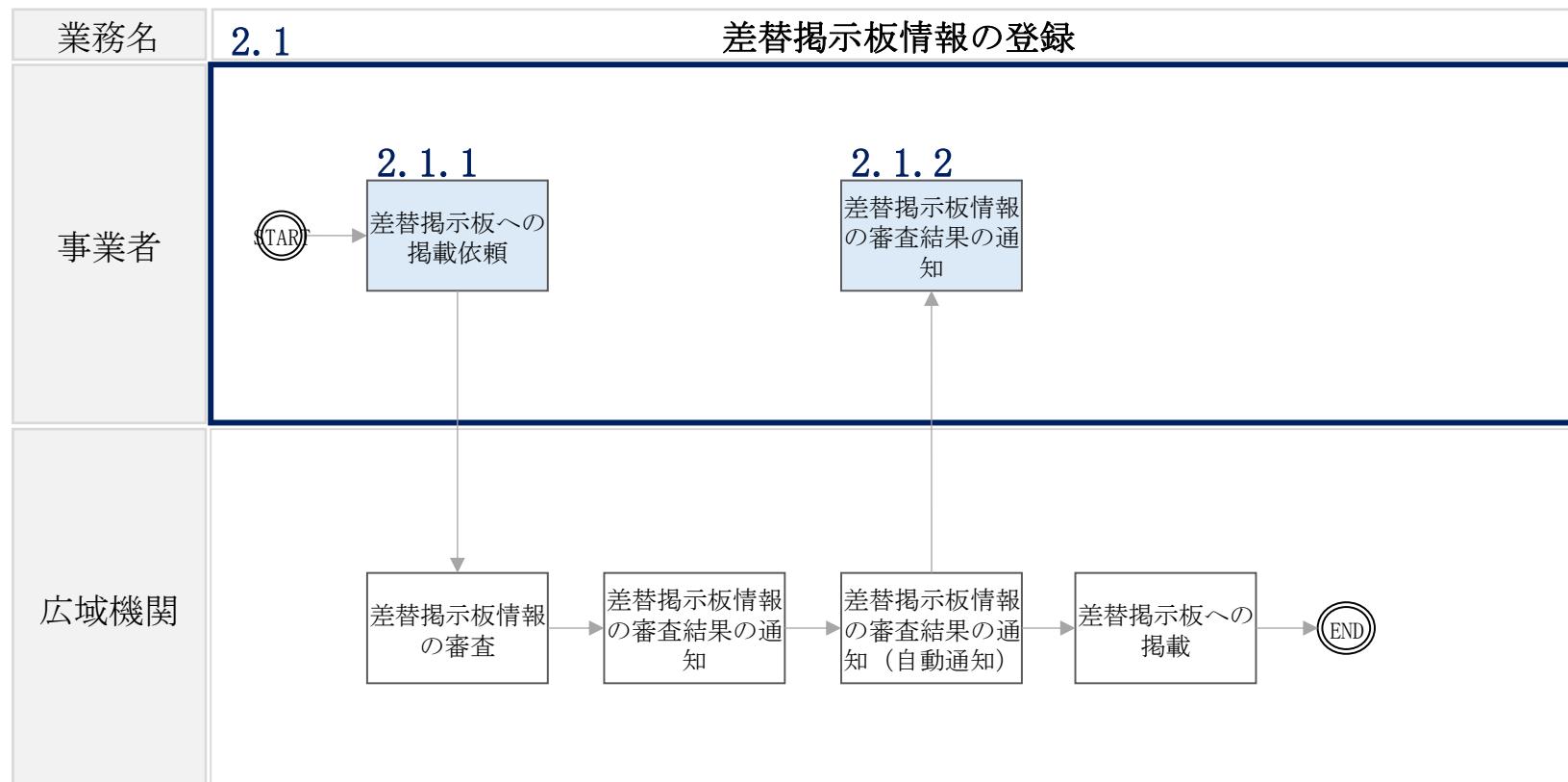
図 4-11 「期待容量情報変更申込画面」 画面イメージ.....	100
図 5-1 第 5 章の構成 .....	102
図 5-2 容量確保契約の変更業務の詳細構成 .....	103
図 5-3 安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）の期待容量等算定諸元一覧ダウンロードに係る「期待容量情報詳細画面」画面イメージ.....	107
図 5-4 安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」画面イメージ.....	110
図 5-5 安定電源（蓄電池・揚水・LDES）の期待容量等算定諸元一覧ダウンロードに係る「期待容量情報詳細画面」画面イメージ.....	113
図 5-6 安定電源（蓄電池・揚水・LDES）の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」画面イメージ.....	116
図 5-7 変動電源の期待容量等算定諸元一覧ダウンロードに係る「期待容量情報詳細画面」画面イメージ.....	119
図 5-8 変動電源の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」画面イメージ.....	121
図 5-9 約款第 31 条 1 項③供給力提供開始時期の変更に伴い契約単価も変更されるケース .....	128
図 5-10 変更契約書（本紙）イメージ .....	129
図 5-11 変更契約書（別紙 1 枚目）イメージ .....	130
図 5-12 変更契約書（別紙 2 枚目）イメージ .....	131
図 5-13 変更契約書（別紙 3 枚目）イメージ .....	132
図 5-14 変更契約書（補足情報）イメージ .....	133
図 5-15 変更契約書への記入・押印箇所 .....	137
図 5-16 容量確保契約の解約業務の詳細構成 .....	139
図 5-17 解約合意書（本紙）イメージ .....	141
図 5-18 解約合意書（補足情報）イメージ .....	142
図 5-19 解約合意書への記入・押印箇所 .....	146
図 5-20 容量確保契約の解除業務の詳細構成 .....	148
表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース .....	6
表 2-1 電源等区分ごとの差替容量等算定諸元一覧の作成単位 .....	15
表 2-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目（差替先電源等・差替掲示板への掲載用） .....	15
表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目 .....	19
表 2-4 「差替掲示板情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧 .....	23
表 2-5 「差替掲示板情報取消申込画面」の入力項目一覧 .....	31

表 2-6 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目（差替元電源等・電源等差替への申込用） .....	37
表 2-7 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目（差替先電源等・電源等差替への申込用） .....	39
表 2-8 電源等差替における証憑提出に係る「電源等情報変更申込画面」入力項目一覧 .....	42
表 2-9 捺印済み差替契約書の提出に係る「電源等情報変更申込画面」入力項目一覧	46
表 2-10 電源等差替情報の取消申込メール文面案 .....	49
表 3-1 市場退出に該当する事由一覧 .....	53
表 3-2 市場退出表明のメール文面案 .....	54
表 3-3 市場退出表明書の提出のメール文面案 .....	55
表 4-1 確定情報の提出に必要となる書類一覧と提出期限 .....	59
表 4-2 統系接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定情報の提出メール文面案.....	60
表 4-3 統系接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定時証憑に係る「電源等情報変更申込画面」入力項目一覧.....	61
表 4-4 確定情報ごとの契約単価の変更要否に係る判断基準 .....	63
表 4-5 追加書類の提出期限一覧 .....	65
表 4-6 事後的な費用増加に伴う契約単価の変更が認められる条件 .....	71
表 4-7 事後的な費用増加への支援に係る申請フォーマットの取得希望メール文面案	73
表 4-8 費用増加の申請項目及び提出証憑 .....	75
表 4-9 増加費用の申請(見積り時)メール文面案 .....	76
表 4-10 費用増加の必要性に係る説明及び報告に含む項目及び要件 .....	77
表 4-11 増加金額の提出メール文面案 .....	78
表 4-12 費用増加の申請項目及び提出証憑 .....	84
表 4-13 増加費用の申請(工事完了時)メール文面案 .....	85
表 4-14 増加金額・契約単価提出時の入力項目 .....	89
表 4-15 事後的な費用増加に伴う契約単価の変更が認められる条件（運転維持費のみの増加).....	91
表 4-16 事後的な費用増加への支援に係る申請書一式の取得希望メール文面案 .....	92
表 4-17 費用増加の申請項目及び提出証憑 .....	93
表 4-18 増加費用の申請メール文面案 .....	94
表 4-19 費用増加の必要性に係る説明及び報告に含む項目及び要件 .....	95
表 4-20 増加金額の提出メール文面案 .....	96
表 4-21 増加金額・契約単価提出時の入力項目 .....	101
表 5-1 容量確保契約の変更事由一覧 .....	104

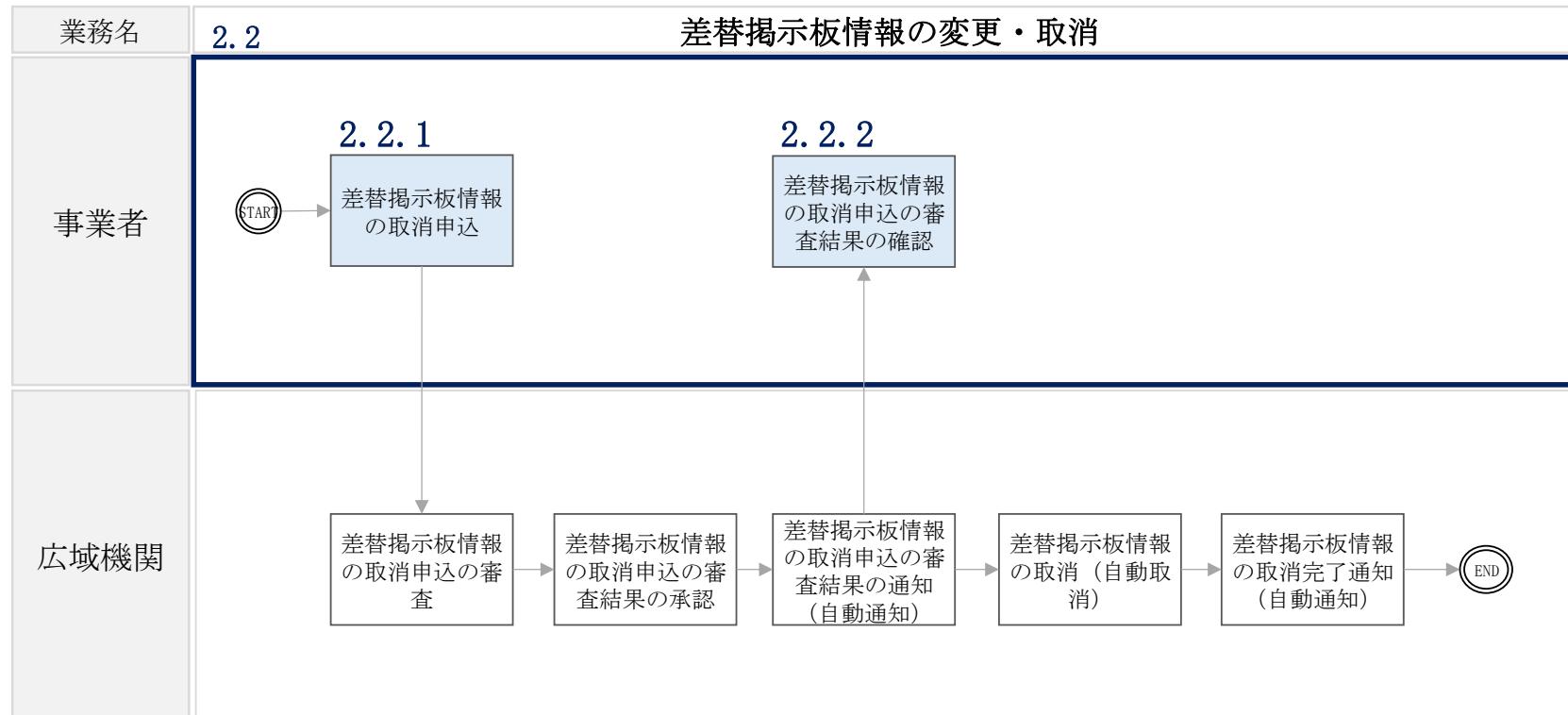
表 5-2 容量確保契約の変更（広域機関検知）に該当する事由一覧 .....	105
表 5-3 「期待容量等算定諸元一覧」安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）の場合の 入力項目一覧.....	108
表 5-4 安定電源（蓄電池・揚水・LDES 以外）の期待容量等算定諸元一覧提出に係る 「期待容量情報変更申込画面」での入力項目.....	111
表 5-5 「期待容量等算定諸元一覧」安定電源（蓄電池・揚水・LDES）の場合の 入力 項目一覧.....	113
表 5-6 安定電源（蓄電池・揚水・LDES）の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待 容量情報変更申込画面」での入力項目.....	117
表 5-7 「期待容量等算定諸元一覧」変動電源の場合の入力項目一覧.....	119
表 5-8 変動電源の期待容量等算定諸元一覧提出に係る「期待容量情報変更申込画面」 での入力項目.....	122
表 5-9 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の確認観点 .....	125
表 5-10 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の確認結果メール文面案 .....	134
表 5-11 変更契約書（本紙・別紙・補足情報）の修正依頼メール文面案 .....	135
表 5-12 変更契約書の提出メール文面案 .....	138
表 5-13 解約合意書（本紙・補足情報）の確認観点 .....	140
表 5-14 解約合意書（本紙・補足情報）の確認結果メール文面案 .....	143
表 5-15 解約合意書（本紙・補足情報）の修正依頼メール文面案 .....	144
表 5-16 解約合意書の提出メール文面案 .....	147
表 5-17 容量確保契約の解除に該当する事由一覧 .....	148
表 5-18 解除通知書の修正依頼メール文面案 .....	151

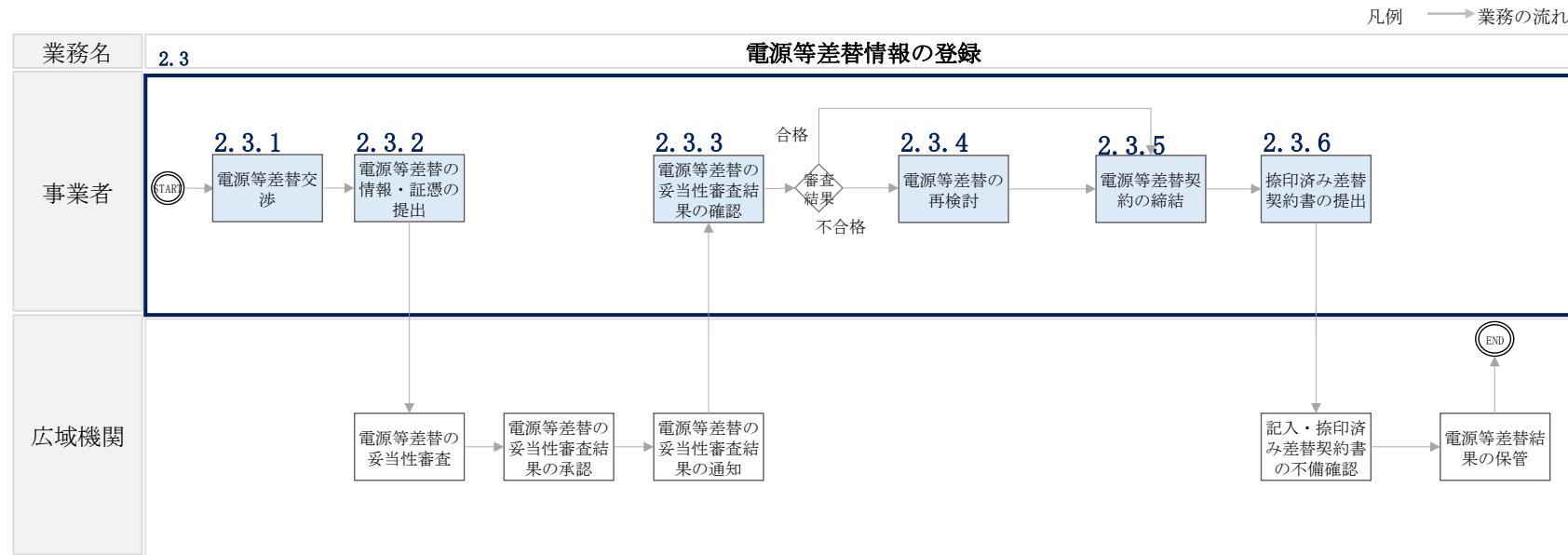
## Appendix.2 業務手順全体図

凡例 → 業務の流れ

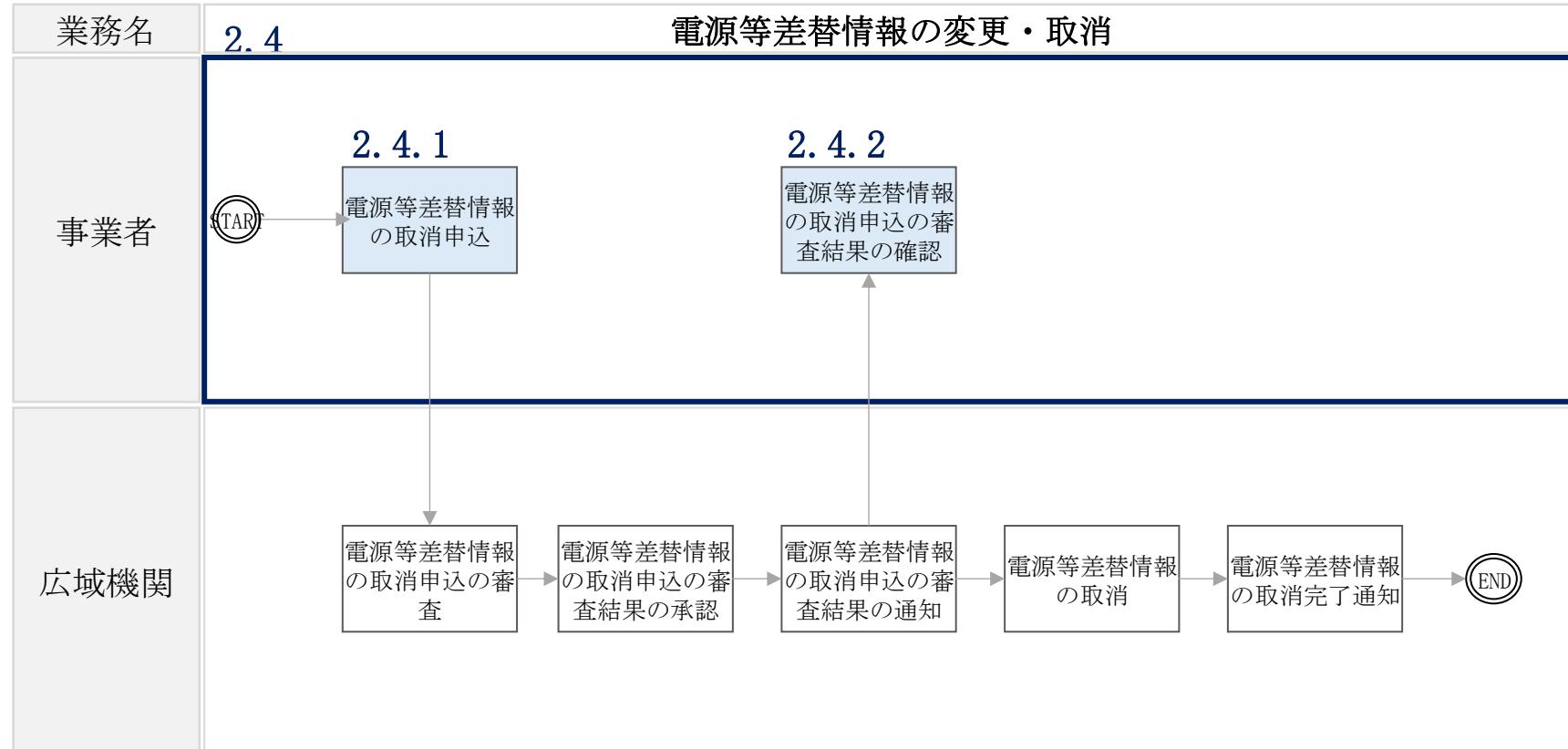


## 凡例 → 業務の流れ

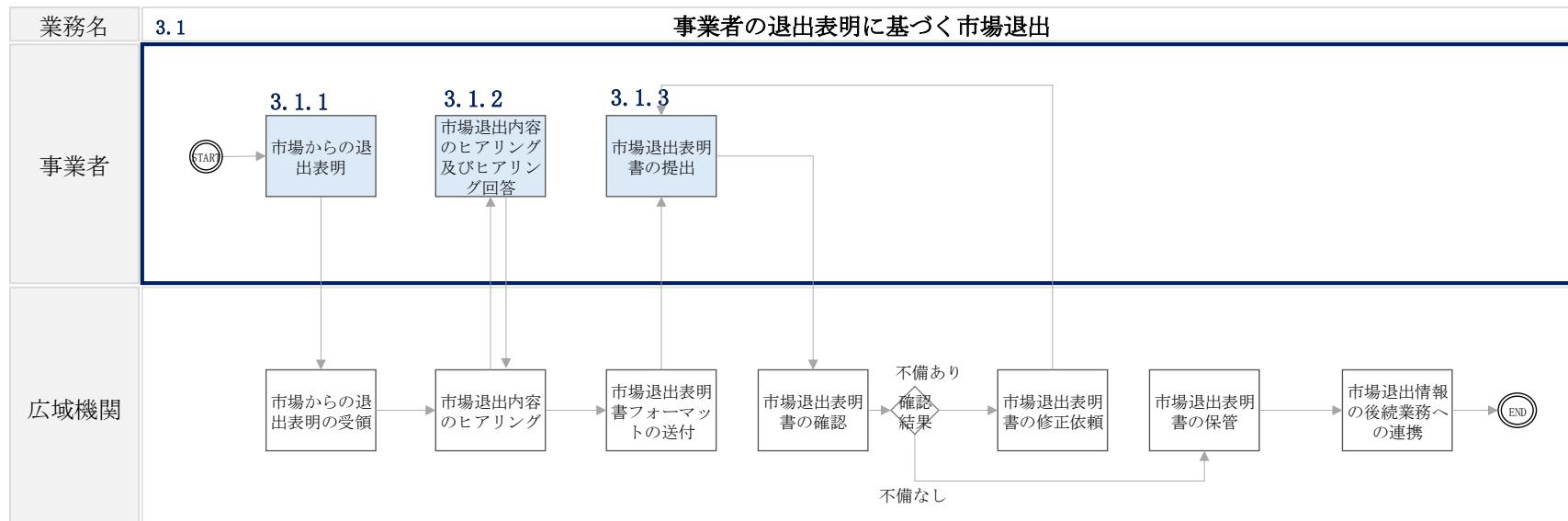




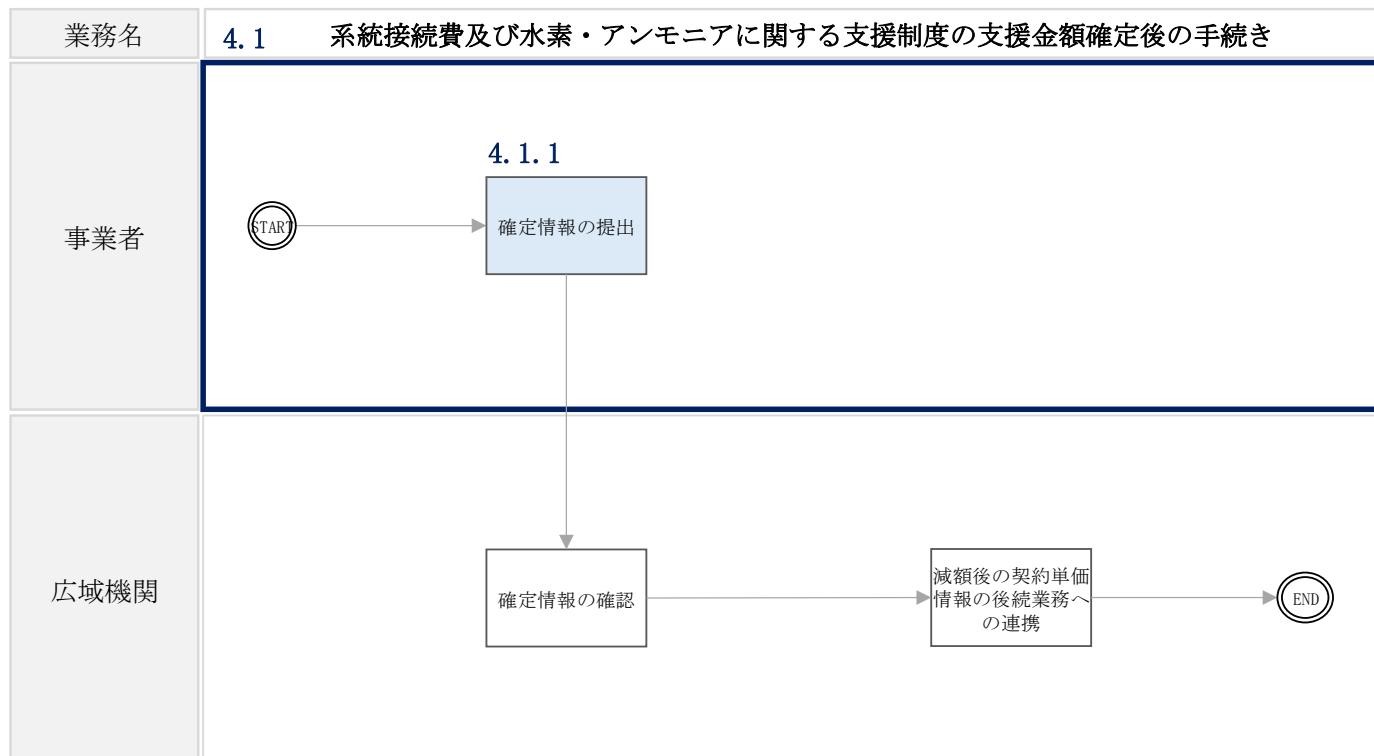
凡例 → 業務の流れ



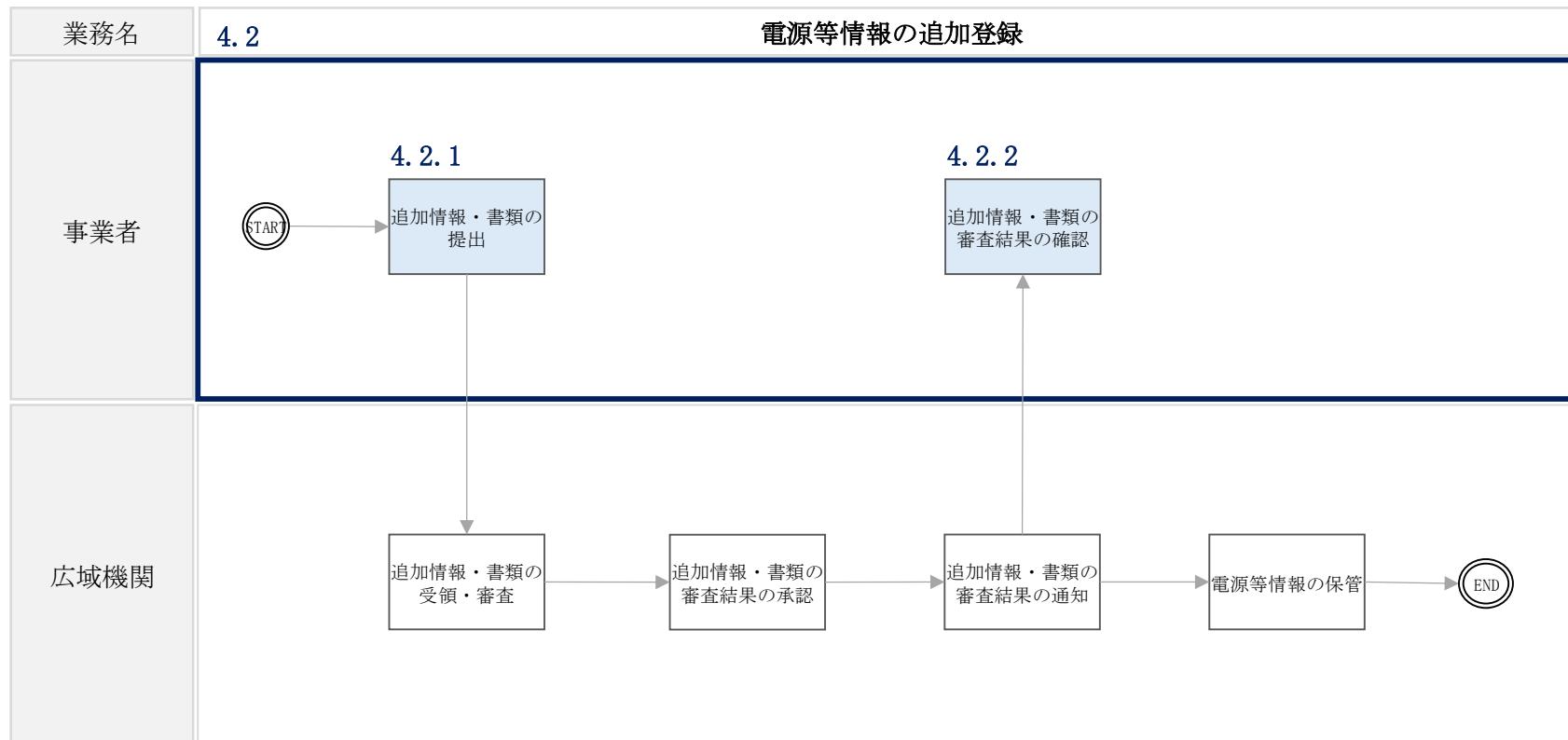
凡例 → 業務の流れ



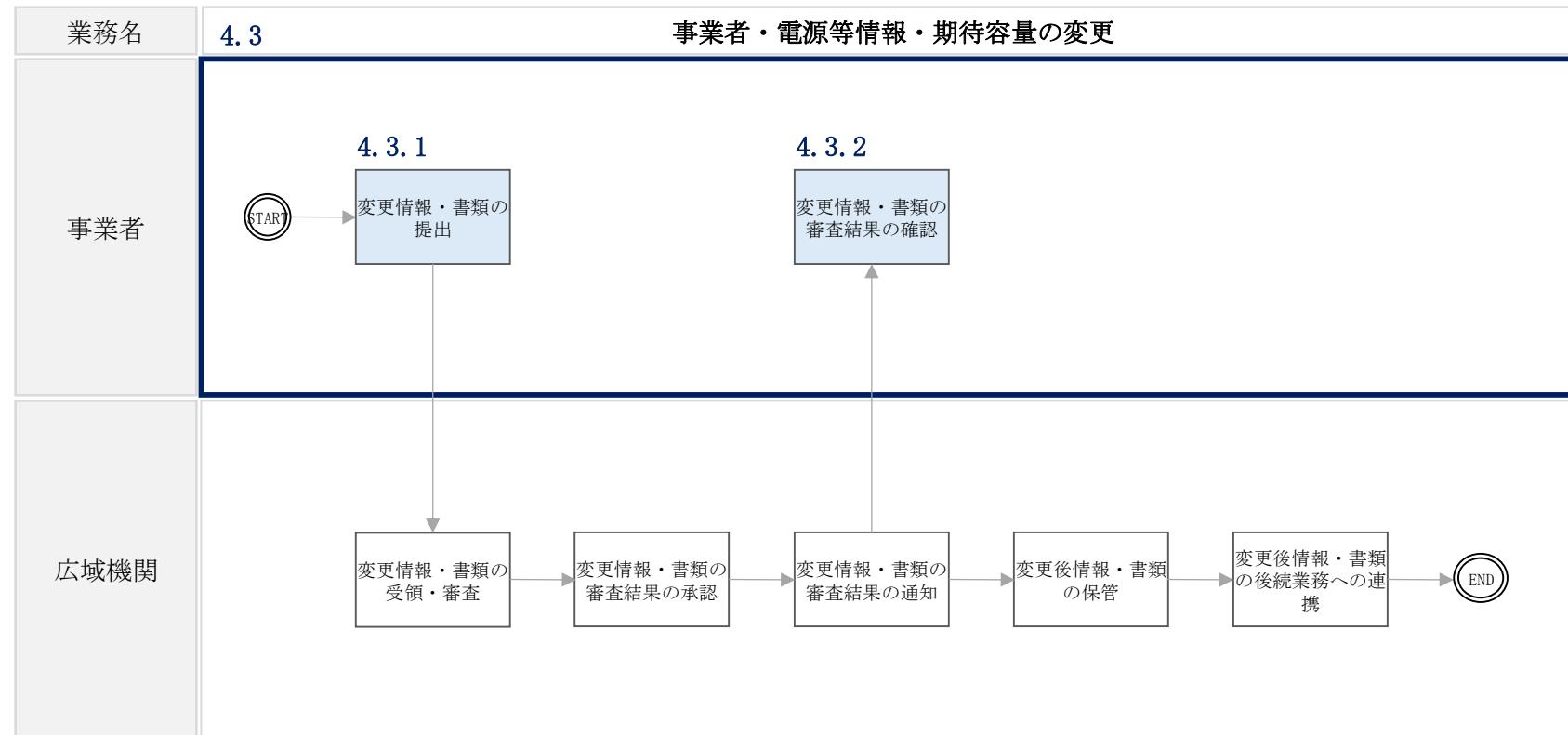
凡例 → 業務の流れ

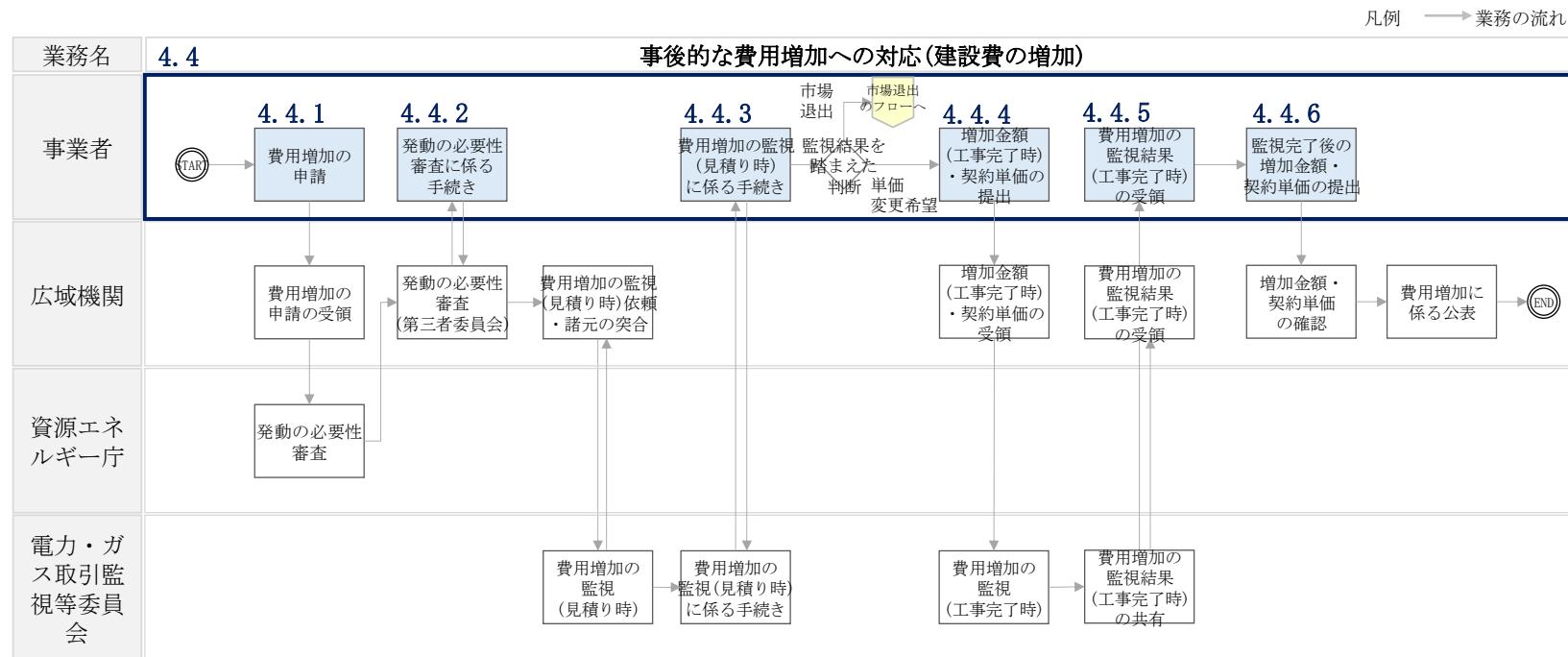


凡例 → 業務の流れ

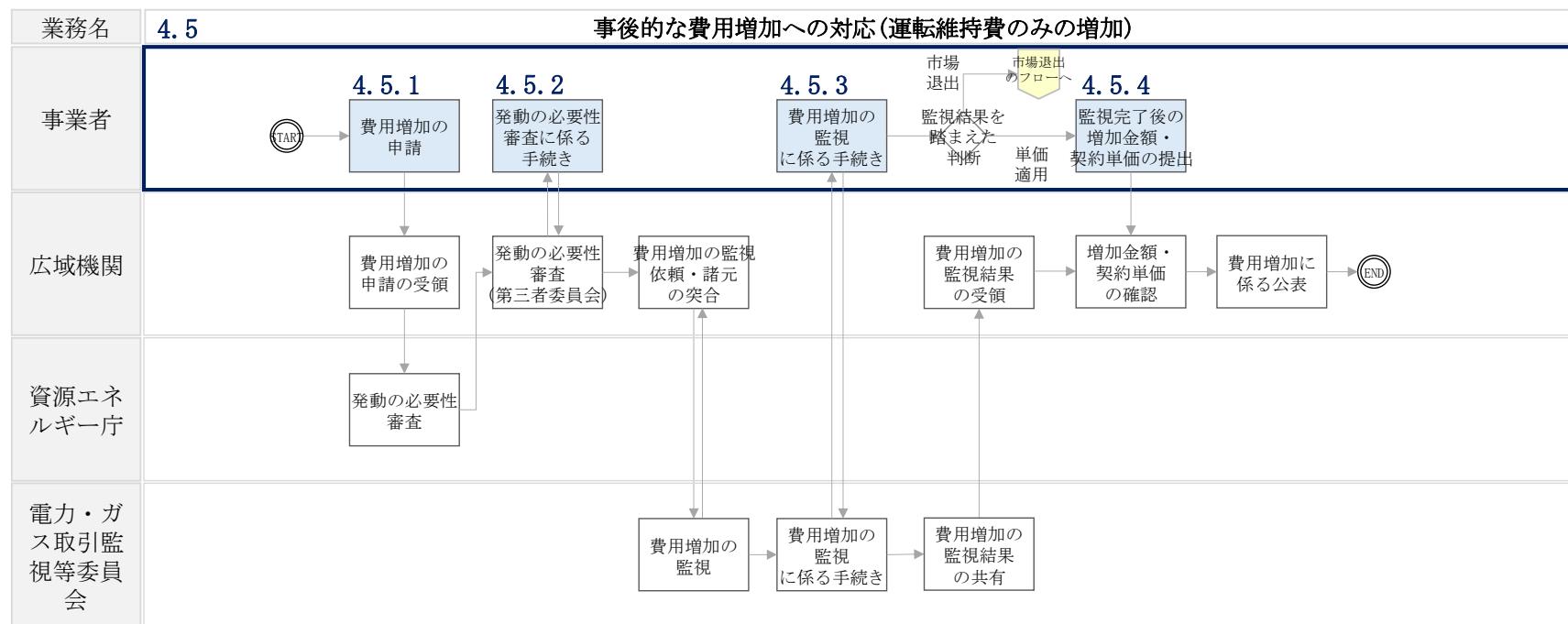


凡例 → 業務の流れ

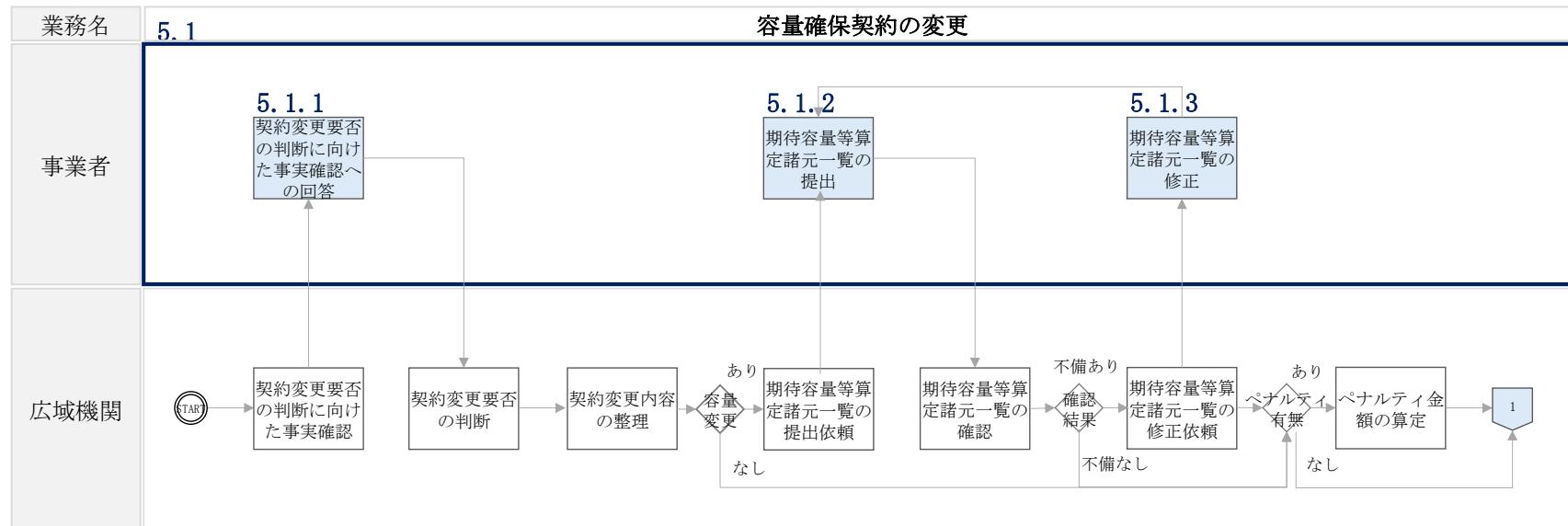




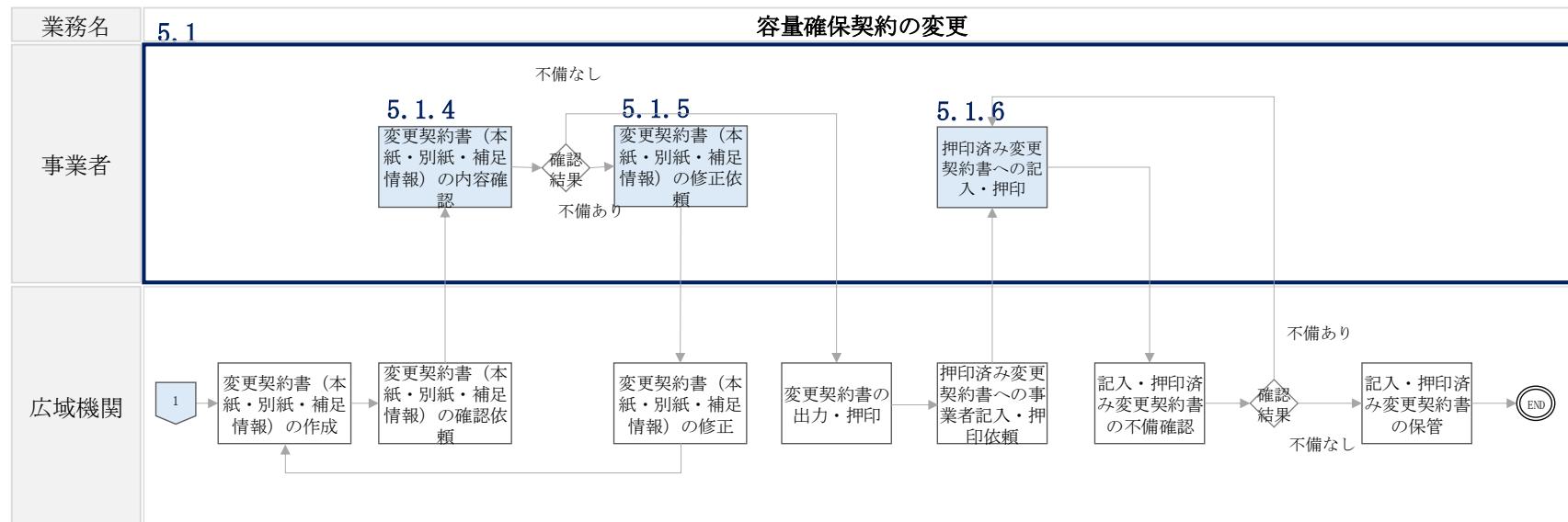
## 凡例 → 業務の流れ



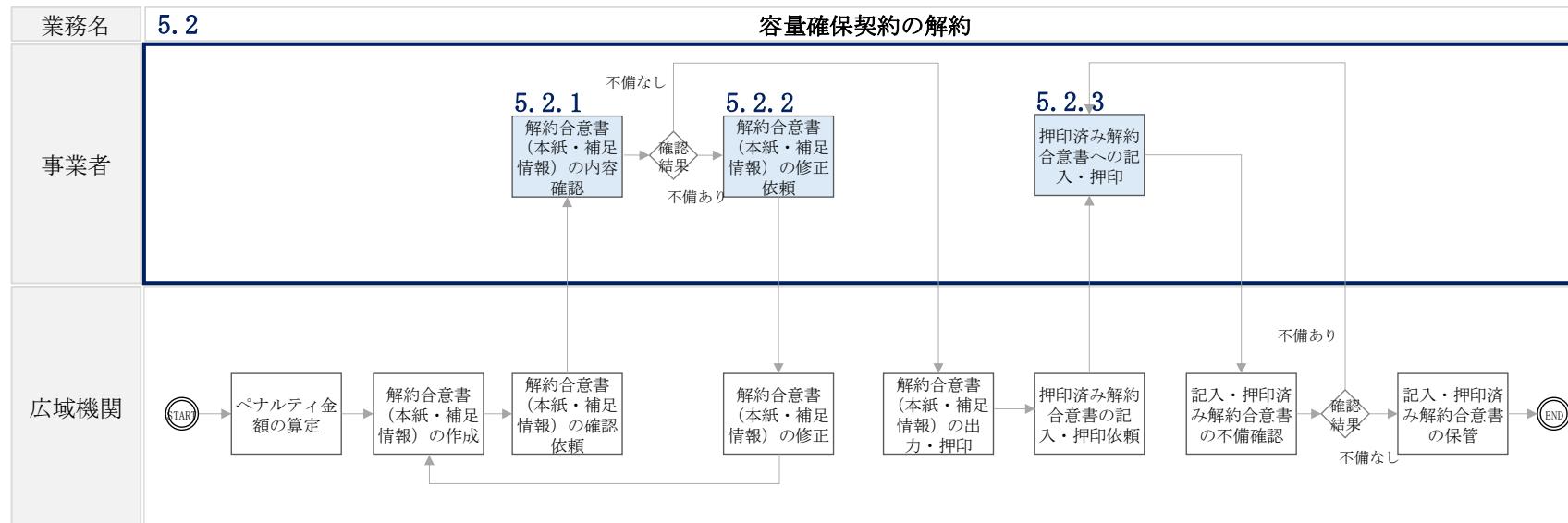
凡例 → 業務の流れ



## 凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ

